

# 広島県薬剤師会誌



2006  
No. 203  
5  
隔月発行  
月号



# ABILITY®

近日発売

抗精神病薬

劇薬、指定医薬品、処方せん医薬品  
注意—医師等の処方せんにより使用すること

エビリファイ® 錠3mg  
錠6mg  
散1%

ABILITY® (アリピプラゾール製剤) 薬価基準未収載

◇効能・効果・用法・用量・警告・禁忌を含む使用上の注意等は、製品添付文書をご参照ください。



製造販売元  
大塚製薬株式会社  
東京都千代田区神田司町2-9

資料請求先  
大塚製薬株式会社 信頼性保証本部 医薬情報センター  
〒101-8535 東京都千代田区神田司町2-2 大塚製薬神田第2ビル

# 広島県 薬剤師会誌 目次

## No.203

第35回 広島県薬剤師会通常代議員会開催される	2
平成17年度 医薬品のより良い使用推進講習会	8
厚生労働省による認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ「第1回 薬剤師のためのワークショップ in 岡山」	9
第14回 病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議	10
第100回 日本薬剤師会通常代議員会	11
薬学生実務実習受け入れ支部担当責任者会議	12
広島県薬剤師会薬局実務実習指導薬剤師講習会	13
平成18年度 調剤報酬改定等説明会	17
「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づく支部担当者研修会	18
会館受け入れ特別委員会	19
広島県保健医療計画検討委員会 / 薬剤師業務に関する特別委員会	19
広島県健康増進普及啓発実行委員会	21
平成17年度 第2回 広島県地域保健対策協議会定例理事会	22
(財)広島県健康福祉センター理事会	23
中国・四国地区薬剤師会薬局実習受入調整機関評議員・運営委員合同会議	23
緩和ケア推進専門委員会	24
「薬剤師居宅療養管理指導＆在宅患者訪問薬剤管理指導」を進める基盤が出てきました。	26
講演資料ライブラリー	31
福利厚生 Wポイントカード加盟店・指定店一覧	33
県薬だより 県薬より支部長への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定 会員異動	37
会員紹介⑬	44
行政だより	46
支部だより / 諸団体だより	57
研修だより	60
薬事情報センターのページ	62
お薬相談電話事例集 No.40 / 安全性情報 No.222・No.223	64
検査センターだより	66
書籍等の紹介 / 告知板	68
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙

### 表紙写真 キランソウ (シソ科)

日本ではジゴクノカマノフタという別名があります。中国でも筋骨草と呼ばれ民間薬として用いられています。成分的にはフラボノイド・昆虫変態ホルモンなどが含まれ鎮咳・去痰・清熱解毒作用があります。北九州地方では結石を排泄する作用がある民間薬として利用されてきました。

写真解説：吉本 悟先生（安芸支部）  
撮影場所：広島市安佐北区・宇賀峠

## (社)広島県薬剤師会会长就任にあたって



会長 前田 泰則

本年3月の第35回広島県薬剤師会通常代議員会において県薬会長に選任され、5期目を迎えることになりました。

昨年は日本薬剤師会学術大会を広島にて開催させていただきました。

各種団体のご支援をいただき、また、各支部の会員の方々、支部の役員及び県薬の担当役員の方々や事務方の皆様のご支援ご協力、誠にありがとうございました。多数のご参加を得て無事成功裏に終えることができました。紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、薬剤師にとりまして激動の年となります平成18年度は当県薬剤師会にとりましても多大な重責を担うこととなります。それは、薬剤師6年制の実務実習受け入れ体制づくり、在宅・介護における薬剤師の役割づくり、災害時の医薬品等の供給体制づくり、医薬分業における薬剤師モラルの確立（療養担当規則等の遵守）及び、広島県薬剤師会館の土地購入の案件、保険部会と支部支援等の在り方、一般会計・保険部会会計及び旧会館特別会計の取り扱いに関する事項等々（下線部分は日薬との関連）薬剤師を取り巻く環境と少子・高齢化の進行に伴う日本の構造的問題がお互いにリンクして（他分野も同じ）課題を作り上げています。従って永久に続くことではありませんが、構造的な課題ですので、薬剤師が基本的な国民の為の医療の

担い手としての自覚を知らない限りにおいて、国民から見放されることはありません。

薬剤師・薬局の今後のキーワードは、これからも「国民の為の医療の担い手」であります。今国会に上程されている医療提供施設としての薬局の位置づけは、現日薬の中西会長の永年の課題であったと明言されています。それに伴つて薬剤師法、薬事法の改正は明治以来の大改革であります。法律が変わるから我々薬剤師が変わるものではなく、我々薬剤師が変わらなければこれから日本の構造的变化に追いついていけないという事実です。

平成20年に向けての日本の医療構造改革は日本の構造改革の一翼を担う大変重要な改革の一つといえます。社団法人広島県薬剤師会として会員の諸先生にお考えいただきたい事が、今後も目白押しであります。例えば、公益法人としての在り方や新会計基準による県薬の事業の公共性の確保と会員サービスとのバランス等の課題があります。

何れにしましても、今後も各種団体及び各支部との連携をより一層密にして様々な課題に取り組んでまいります。会員の諸先生方のご協力を得て今後の会務運営に邁進して行きたいと思いますので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

## 第35回 広島県薬剤師会通常代議員会開催される

### —平成18年度事業計画・収支予算決定、役員改選 会長に前田泰則氏を5選—

第35回広島県薬剤師会通常代議員会は、3月21日（火・春分の日）広島県薬剤師会館において開催された。

会議は小林啓二理事の司会のもと、午前11時から開催され、まず、木平健治副会長の開会の辞があり、続いて藤井基之参議院議員、中西敏夫日本薬剤師会長からの祝電が披露された。

次に、多森繁美議長（三原）が議長席に着席し、直ちに出席代議員数の確認があり、代議員総数77名中66名の出席があり、定足数（2分の1）を超えてるので、会議の成立を宣言して開議された。

まず、議事録署名人の選出について、議長指名により中本博（呉）茶木礼子（広島）の両代議員が選出され、次に、会期を1日（21日）と定め、議席の指定の後、5月27日（土）開催予定の第35回広島県薬剤師会通常総会の報告者に、中本博、茶木礼子両代議員が指名された。

次に、平成17年度における物故会員に対して、哀悼の意を表して黙祷が捧げられた。

次に、会長演述に移り前田泰則会長から別掲のとおり演述があった。

次に、報告事項及び議案等の審議に移り、報告事項第1号から第11号までの11件及び議案第1号から第14号までの14件を一括上程議題として、理事者の報告説明及び提案理由等の説明が次のとおり行われた。

#### （報告事項の説明）

報告第1号 日本薬剤師会代議員会報告  
(玉浦日薬代議員)

報告第2号 平成17年度広島県薬剤師会会務並びに事業執行状況報告  
(森井副会長)

報告第3号 平成17年度広島県薬剤師会収支予算執行状況報告  
(谷川常務理事)

報告第4号 平成17年度保険薬局部会事業執行状況報告  
(豊見副会長)

報告第5号 平成17年度保険薬局部会収支予算執行状況報告  
(野村常務理事)

報告第6号 平成17年度会館運営事業執行状況報告  
(森井副会長)

報告第7号 平成17年度会館運営事業収支予算執行状況報告  
(平井副会長)

報告第8号 平成17年度検査センター事業執行状況報告  
(大塚常務理事)

報告第9号 平成17年度検査センター収支予算執行状況報告  
(大塚常務理事)

報告第10号 平成17年度薬事情報センター事業執行状況報告  
(増田常務理事)

報告第11号 平成17年度薬事情報センター収支予算執行状況報告  
(増田常務理事)

（報告事項の説明後、暫時休憩）

次に、再開後引き続き議案等の説明が行われた。

#### （提案等の提案理由等の説明）

議案第1号 社団法人広島県薬剤師会定款細則の一部改正について（案）  
(森井副会長)

議案第2号 平成17年度広島県薬剤師会収支補正予算（案）  
(谷川常務理事)



議案第3号 会費賦課納付規程の一部改正について(案)

(谷川常務理事)

議案第4号 平成18年度広島県薬剤師会事業計画(案)

(森井副会長)

議案第5号 平成18年度広島県薬剤師会収支予算(案)

(谷川常務理事)

議案第6号 広島県薬剤師会保険薬局部会会費賦課納付規程の一部改正について(案)

(豊見副会長)

議案第7号 平成18年度保険薬局部会事業計画(案)

(豊見副会長)

議案第8号 平成18年度保険薬局部会収支予算(案)

(野村常務理事)

議案第9号 平成18年度会館運営事業計画(案)

(森井副会長)

議案第10号 平成18年度会館運営事業収支予算(案)

(平井副会長)

議案第11号 平成18年度検査センター事業計画(案)

(大塚常務理事)

議案第12号 平成18年度検査センター収支予算(案)

(大塚常務理事)

議案第13号 平成18年度薬事情報センター事業計画(案)

(増田常務理事)

議案第14号 平成18年度薬事情報センター収支予算(案)

(増田常務理事)

以上の説明後、直ちに一括質疑に入り、各代議員から活発なる質疑・質問が展開されたが、主なものは次のとおりであった。



- 支部支援と災害時における対応について
- 日本薬剤師会学術大会地元に対する支援と県・市補助金について
- 日本薬剤師会学術大会の参加費と全員参加について
- 保険部会の在り方について
- 薬事衛生会館の統合と今後の事業運営等について
- 薬事衛生会館が実施している諸事業（薬事衛生大会・新年互例会・薬祖神大祭等）の在り方について
- ファックス分業の在り方について
- 本会計の管理費と事業費の在り方について
- 医薬分業推進のための事業即ち広告宣伝、相談事業等の実施について等

質疑終結後、直ちに採決が行われ、各報告事項については、いずれも原案のとおり了承され、各議案については、いずれも原案のとおり賛成多数をもって可決された。

次に、役員等の選挙についてを議題とし、本年3月31日をもって任期満了となる、本会会長、監事及び日本薬剤師会代議員並びに同予備代議員選挙について、檜井義彦選挙管理委員会委員長から、いずれも立候補者数が定数を超えないため、次のとおり無投票により当選人を決定された旨の報告があり了承された。

(広島県薬剤師会会長選挙)

当選 前田泰則氏(呉)

(広島県薬剤師会監事選挙)

当選 児玉信子氏(広島)

水戸基彦氏(広島佐伯)

(日本薬剤師会代議員選挙)

当選 玉浦巖氏(三原)



増 田 和 彦 氏(安佐)  
 豊 見 雅 文 氏(広島佐伯)  
 松 下 憲 明 氏(広島)  
 (日本薬剤師会予備代議員選挙)  
 当 選 野 村 祐 仁 氏(広島)  
 中 嶋 都 義 氏(呉)  
 勝 谷 英 夫 氏(広島)  
 小 林 啓 二 氏(福山)

次に、理事の委嘱については、慣例に従い新会長より代議員会議長を通じて、各代議員に通知されることにより承認されることが議決された。

次に、新会長前田泰則氏から新任の挨拶があつた。次に、平井副会長から閉会の辞があり、閉会した。

閉会時刻 午後3時43分

## 《前田会長演述》

本日は大変お忙しい中、第35回広島県薬剤師会通常代議員会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

昨年の10月に実施されました日薬学術大会広島大会「『薬剤師大改革』大きな信頼と結果を～選ばれるために～」では多数のご参加をいただき誠にありがとうございます。

広島県以外でご協力をいただいた諸先生方をはじめ、広島県内の各支部の諸先生方や、役員の皆様方、事務局のみなさんの多大なるご協力を得て無事終えることができました。

この場をお借りして更めて厚く御礼を申し上げます。

「薬剤師大改革」というテ - マにもありましたように、ここ数年来われわれ薬剤師を取り巻く環境が大きく変化しつつあります。

さて、日本薬剤師会代議員会も2月25・26日に開催されましたが、日薬は今後2年間は現中西体制で行くことが決まりました。来年には藤井基之先生の選挙もあり、全県挙げて皆様方のご支援をお願い申し上げます。

今年の診療報酬に関する医科・歯科・調剤は1:1:0.4の比率の減少に止まった事は皆様のご承知のとおりであります。毎回政治決着による結論が出されますので今後とも慎重に対応してまいりたいと思います。

また、中医協の在り方そのものも前回の日歯による事件で問われてまいりましたし、何もかも変化の兆しを見せながら、我々薬剤師も法律の壁に直面する事が多くなりました。

今年の診療報酬改定についての説明会は、3月19日(日)に西部、3月28日(火)に東部において開催されます。

特に今回は、後発医薬品の使用促進、領収書の交付等情報開示を促進する事が求められています。ここ数年来、特別指導加算をはじめこの度の薬学管理料等の考え方は患者さんへサポ - ト役としての薬剤師が患者さんの為に汗をかくことでその仕事が評価されるという傾向にあります。

平成8年医療法の中に「薬剤師」としての文言がすでに明記されましたが、「薬局」は未だ蚊帳の外であります。それが今国会で医療提供施設としての「薬局」が生まれることになりそうです。またそれとは別に薬局開設者による薬局情報提供等の薬事法改正案、薬剤師の処分を医道審議会に諮ることや戒告等の処分を定めた薬剤師法改正案が今国会に提出されています。保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)が既に施行されて以後、薬剤師法に関連した改正案としては久しぶりの改正であります。

大きな時代の変化を感じないわけにはいきません。

平成20年度へ向けて、大きく変わろうとする日本の医療制度改革は、基本的には少子高齢化による日本の人口構成の変化に対応しようとするものであります。その中にあって今回の薬事法と薬剤



師法の改正は薬剤師職能を發揮する為には厳しいながらも真摯に受け止める必要があります。

現状、薬剤師不在、無資格調剤、医療費の付け増し等々の不正は厳に慎まなければなりません。逆にこの様な変革の時こそより信頼されるにたる薬剤師に飛躍するチャンスではないかと考えます。

今後の薬剤師が変化する事を、このたびのキ - ワ - ドとするならば薬学 6 年制が今年 4 月からス - - トします。薬学部への受験者数が 30 数 % 減少といった厳しい現状もあるそうですが、今までの倍率が高すぎたことを思えば妥当な事ではないでしょうか?

それよりも問題はその 6 年制の学部学生の薬学実務実習の受け入れ体制づくりであります。われわれ開局薬剤師及び病院薬剤師の方々ともに数年後には確実にその真価が問われることになります。

す。皆様方のご支援を賜りたいと念願するものであります。

さて、最後になりましたが、本日の代議員会においては、その他旧広島県薬事衛生会館の解散と統合によります平成 17 年 4 月 ~ 11 月末までの参考報告資料および 12 月以降の議案が含まれておりますので結果として大量の案件が提出されています。

これも時代の変化によることではございますが慎重審議のうえご協議いただければと念願するものであります。

今後も、ますます厳しい薬剤師環境の変化に組織的な対応を考えていきたいと思いますので各支部の諸先生方にも是非ご支援とご協力をお願いしまして開会の挨拶とさせていただきます。

### 第 35 回 県薬通常代議員会出席者

( 敬称略、順不同 )

代議員 ( 印は予備代議員 )  
 近藤元恵、今田哲生、紙田英昭、加藤淳司、  
 神原俟子、木村章彦、河内一仁、瓜生智加子、  
 茶木礼子、中川潤子、長坂晋次、中野真豪、  
 永野孝夫、菊一瓔子、村岡信也、森川悦子、  
 山本和彦、辰本洋子、二川勝、上原貢、  
 柏木悦憲、皮間壽美子、西山桂三、川上ミチ子、  
 作田利一、鍋島睦枝、繩稚政弘、美野博則、  
 村上信行、行廣計人、信宗登女、伊駒尊子、  
 下田篤子、小早川雅章、守谷美久枝、松村博之、  
 佐々木一仁、中本博、上向井君江、鷹橋照子、  
 多森繁美、飯島直之、原俊樹、荒田吉丸、  
 木村昌彦、土井郁郎、寺部森三、貞永昌夫、  
 藤原勉、下田代幹太、竹下武伸、赤尾功制、  
 神田信吾、福原隆博、中本明春、池田和彦、  
 尊谷嘉久、呑田敬三、仁川博、藤山りさ、  
 森川淳一郎、鞆森郭、山岡恵美子、竹乘秀晴、  
 川崎一仁、前信加代子、出口正光、石原長造、  
 有馬明彦、

役員

会長 前田泰則

副会長 木平健治、豊見雅文、平井紀美恵、  
 松下憲明、森井紀夫

常務理事 高野幹久、片山博和、有村健二、  
 大塚幸三、濵谷雄三、宗文彦  
 田口勝英、谷川正之、野間都、  
 野村祐仁、増田和彦、  
 理事 小澤孝一郎、青野拓郎、安藤嘉巳、  
 勝谷英夫、小林啓二、中嶋都義、  
 政岡醇、  
 監事 後藤和之、児玉信子

支部長

永野孝夫 ( 広島 ) 二川勝 ( 安芸 )  
 大塚幸三 ( 呉 ) 村上信行 ( 福山 )  
 安藤嘉巳 ( 尾道 ) 鞆森郭 ( 府中 )  
 中本明春 ( 三次 ) 猪原恒男 ( 山県 )  
 竹下武伸 ( 大竹 ) 水戸基彦 ( 広島佐伯 )  
 代理 蔵田元二 ( 廿日市佐伯 )  
 金好康隆 ( 東広島 ) 水羽和成 ( 行政 )

日本薬剤師会代議員

松下憲明、豊見雅文、玉浦巖、増田和彦

選挙管理委員会委員

檜井義彦、作田利一、山本和彦、神原俟子、  
 蔵田元二

# 第35回 広島県薬剤師会 通常代議員会に出席して 報 告

福山支部 鍋島 瞳枝



3月21日(火)春分の日午前11時より定刻に代議員会は、県薬理事の小林啓二先生の司会で始まりました。議長席に多森繁美先生が着席され、代議員数の確認があり77名中66名の出席で会は成立しました。

県内で9名の方が1年間で御逝去されておられるので、全員黙祷し冥福を御祈りしました。前田会長の演説があり、昨年行われた第38回日本薬剤師会学術大会の全会員の協力に感謝の意を述べられ、成功裡に終了した事を報告されました。

議長のスムーズな議事進行で12時半までに報告第1号から報告第11号までの理事者側説明が終わり、一旦休会となりました。

折しもWBCの決勝戦が11時より行われており、司会者より日本リードと報じられると、歓声が会場にどよめきました。

午後1時より引き続き議案第1号から第14号まで一括上程され、理事者説明が行われました。私は特に報告第1号の日本薬剤師会代議員会報告を玉浦巖先生が代表で述べられた事が心に残りました。“医療提供体制が変わらぬかで、医療法のなかに調剤を実施する薬局が入り、罰則規定も薬剤師に強く課せられるようになるとの事。薬事法、薬剤師法も変わってくるとの事。”これから大きな変革は、目が離せない状態だと私は思いました。報告、議案のすべての説明が終了した後、質問、質疑に入りました。

## 質問は

\* 県薬の支部支援事業とは具体的にどのような事業なのか？

\* 県薬会費は名目の変更はあるが、総トータルでは前年通りと理解していいか？

等活発な質疑が行われ、いよいよ議長により表決に入り、各報告、及び議案は賛成多数で承認されました。今年は役員選挙を行う年ですが、会長、監事、日薬代議員、日薬予備代議員の立候補者数

が定数通りの為選挙はありません。

再選された前田会長の挨拶を聞き、日薬学術大会を成功裡に成し遂げ、薬事衛生会館を薬剤師会館に移行される等、大きな仕事をされてスケールが大きくなられた感を強くしました。

平井副会長の閉会の辞で午後4時少し前に無事終了いたしました。

## 広島県薬剤師会役員名簿

(任期 平成18年4月1日～平成20年3月31日)

役職名	氏名			支部
会長	前田泰則	吳		
副会長	木平健治 加藤哲也 豊見雅文 平紀恵 松下明	島佐安廣 島佐伯廣 島原三広	島佐原島 島伯原島 島佐原島	
常務理事	高片久和 片博之郎 森博修 青拓三 有幸二 大健二 小幸三 重幸三 滋英之 田雄勝 谷正 野啓祐 野雄勝 政林正 増谷祐	島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣	島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣 島佐安廣	島佐山芸 島芸山芸 島芸島芸 島芸島芸 島芸島芸 島芸島芸 島芸島芸 島芸島芸 島芸島芸 島芸島芸 島芸島芸 島芸島芸 島芸島芸 島芸島芸
理事	小塚澤孝 塚本豊 安藤嘉 瓜生智 中嶋都 西智啓 前修一	島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広	島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広	島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広 島道尾広
監事	水戸基 児玉信 彦彦子	島佐伯廣	島佐伯廣	島佐伯廣

(50音順) 平成18年4月20日理事会決定

## 平成17年度 医薬品のより良い使用推進講習会



福祉保健部薬務室 星野 韶

広島県では、平成11年度から県薬剤師会と連携して、地域の老人クラブや女性団体等に「医薬品のより良い使用推進員」を依頼し、地域に密着した啓発活動をお願いするとともに、講習会を開催して医薬品等の正しい知識の普及啓発を行っています。

平成17年度は、2月に県内3か所で「医薬品のより良い使用推進講習会」を開催しました。

### 開催日及び場所

- ・2月7日(火)福山地域事務所
- ・2月8日(水)東広島地域事務所
- ・2月15日(水)呉地域事務所

### 内容及び講師

「医薬品のより良い使用啓発事業について」

福祉保健部薬務室

「医薬品の基礎知識」

薬事衛生指導員

福山市薬剤師会 西谷 啓 理事

東広島薬剤師会 川崎 一仁 副会長

呉市薬剤師会 大塚 幸三 会長

「高齢者の医薬品適正使用について」

広島大学大学院医歯薬学総合研究科

小澤孝一郎 教授



呉地域事務所での講習会

小澤教授の講演は、高齢者の薬の服用に関する問題点・注意、薬の効き方、薬の管理、「健康食品」と医薬品の相互作用などについて、わかりやすく説明をしていただきました。

終了後、講習会の感想及び今後の講習希望内容等について、参加者にアンケートの記入をお願いしました。集計結果は次のとおりでした。

回答数 ..... 45

#### 講習会の感想

短かった ..... 5

ちょうどよかった ..... 39

長かった ..... 0

#### 講習会の感想

参考になった ..... 38

少し参考になった ..... 5

わからない点が多かった ..... 0

参考にならなかった ..... 0

#### 講習会で聞きたい内容(複数回答)

薬局等で購入する医薬品の適正使用 ..... 3

病院等で処方された医薬品の適正使用 ..... 7

高齢者の医薬品の適正使用 ..... 7

医薬品の飲み合わせ ..... 9

医薬品と健康食品の飲み合わせ ..... 16

その他 薬の副作用についてなど ..... 3

また、参加者からは、「無意識に飲んでいる薬も考える大切さを知った。」、「研修の機会を増やして正しい知識が普及していけばよい。」、「専門家に気軽に質問できて有意義であった。」、「働いている人も受講できる工夫を！」など様々な意見、感想をいただきました。今後の参考にしていきたいと思います。

# 厚生労働省による認定実習指導薬剤師養成のためのワークショップ 「第1回 薬剤師のためのワークショップ in 岡山」

日 時：平成18年2月11日（土）・12日（日）

場 所：岡山大学大学院自然科学研究科棟2階

## 報告

尾道支部 田辺 ナオ

平成22年度より薬学生の長期実務実習が実施されることになり日本薬剤師研修センターによる「認定実習指導薬剤師」の養成事業が実施されている。今回は中四国地区8県の薬局薬剤師、病院薬剤師及び大学の教員の先生方を対象としたワークショップであった。もう1ヶ月半前のことなので、振り返りながら記載する。

くわしい研修内容については、前回の県薬雑誌に宗先生が書かれていたので省略させて戴く。

2日間を通じ講義とSGD（スマールグループディスカッション）発表、合同討議の繰り返しであつて時間が過ぎていった。SGDでは、全員が司会進行か書記か発表かの持ち回りになるため眠る間もなかった。2日目の午後に昭和大学教授木内先生の講義「医療人教育の改革」で2日間話あつた事の全体像が確認できたと思う。薬剤師教育改革は医師教育改革を参考にして作られたものであり、今までの知識中心の教育ではなく、患者中心に医療を行うための、知識、技能、態度、全てに価値ある変化をもたらす教育であること。その指導者は学習者の到達すべき目標と方略、評価法を理解していくなければならない。また薬学教育改革（その柱となる実務実習を含む）を成功させるためには、学生を出す側の大学と受け入側の病院薬剤師、保険薬剤師が情報をフィードバックしあう必要があるので益々の連携が必要となる。

私自身ワークショップに参加するまでは、「保険薬局として実習生を教育する時間や人材が無い」と嘆いていたが、参加してみて「4月からは薬学6年制が始まる。とにかく前に進まなければ。」という思いになった。薬学教育の改善充実のために、薬学実習モデルカリキュラムを作成するまでに何度も話し合いや検討を繰り返された先生方のご苦労を考えると我々もモチベーションを

上げずにはいられない。今回お世話していただいだその先生方を含むタスクフォース、事務局の皆様にも大変感謝しています。

続いて今回のワークショップを通して、討議をしていく中でいろいろな立場（教育現場、病院、保険薬局）からの意見が聞けたことで刺激を受けられた事は貴重な体験であった。また同じグループ内でメールによる情報交換をしあえる新たな出会いががあったことも嬉しいことである。

最後に教育にあたる我々が実習準備をしなければならないのはもちろんのことだが6年後に卒業してくる新しい教育を受けた薬剤師に職場を譲り渡してしまうことにならないためにも日々研鑽と経験をつむ必要があるという危機感を感じたことも付け加えたい。

## 報告

理事 青野 拓郎

2月11日（土）と12日（日）に岡山大学大学院自然科学研究棟で行われました厚生労働省による薬剤師養成事業「第1回 薬剤師のためのワークショップ in 岡山」に参加しましたので報告いたします。

第1日目は、参加者全員の自己紹介から始まり、オリエンテーション、グループダイナミクス（コンセンサスゲーム）へと移っていました。スマールグループディスカッション形式で「砂漠で遭難したときにどうするか」というゲームを体験することによりプロダクトを完成させるのにグループ活動の質（チームワーク？）が重要であり、活動に参加すればするほどグループ活動の質が高まつてくるのが良く分かりました。

その後、具体的にKJ法を使った「薬学教育の問題点」から始まり「学習目標の作成」「学習方略の作成」というテーマについてSGD（スマールグループディスカッション）をやりましたが、本当にあつて時間が過ぎてしましました。このような課題に対しグループ内で活発な討

議ができたこと、こんなにまでグループ全員で夢中になれたことに感激していました。

第2日目は、第1日目の評価から始まり、その後「教育評価方法の作成」、「問題点への対応」についての作業とSGDを行いました。

今まで教育にあまり関わってなかつたので、教育評価の原則とか教育評価の方法等は、なるほどと思うことも多く実務実習だけでなく、薬局内の職員教育でも活用できる内容でした。特に教育評価の方法については、論述試験、口答試験、客観

試験、シミュレーションテスト等を認知領域、精神運動領域等のどういった領域の評価に使うかよく理解できました。

ワークショップの最後に薬学6年制の具体的コアカリキュラムや実務実習に出る前に知識を評価するCBT、OSCEによる共用試験をクリアする必要があることも分かり今後の薬学教育の流れが少し理解できました。

この2日間関係者の皆様お疲れ様でした。

## 第14回 病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議



日 時：平成18年2月17日（金）13:00～

場 所：岡山県薬業会館

副会長 木平 健治

当時は、日薬から児玉孝副会長および薬学教育協議会病院・薬局実務実習中央調整機構 百瀬和享委員長も会議に出席された。

児玉日薬副会長からは、6年制薬学教育における長期実務実習について、日本薬剤師会の取り組み及び調整機構の役割について挨拶を兼ねて説明があった。

百瀬中央調整機構委員長より、新薬剤師養成問題懇談会の現況について、また、薬学教育協議会、私立薬科大学協会、全国薬科大学長・薬学部長会議から全国の薬剤師会、病院薬剤師会、行政関係機関等に実務実習への協力依頼がなされていること、薬学教育協議会から日本私立薬科大学協会理事長協議会会員に対して、入学定員を遵守するよう要請がなされていること、共用試験の準備状況等について説明があった。

次いで、中・四国地区調整機構 吉富委員長、百瀬委員長より、薬学教育協議会病院・薬局実務実習地区調整機構委員長会議の報告事項、協議事項について報告があった。松山大学から加盟申請があったこと、また、調整機構における「覚え書き」等について説明があった。

WS関係では、中本副委員長、出石委員より、薬剤師のためのワークショップ in 岡山について報告があった。開催施設、タスクフォースおよび開催経費の確保が重要な検討課題であると指摘があった。また、平成18年度のWS開催案が承認され、薬学教育協議会に報告することとなった。岡野委員より、徳島文理大学で平成18年7月29日

（土）30日（日）に開催するとの説明があった。

安田女子大学薬学部新設に関係して、吉富委員長から実習調整実施承諾書交付の依頼について、木平副委員長、前田代理委員より、広島県病薬、広島県薬のこれまでの対応について説明があった。中四調整機構は安田女子大学に実習調整実施承諾書を交付することとした。

調整機構事務局・調整機関事務局より、新しい病院・薬局実務実習配属システムについての説明及び平成18年（2月15日現在）の病院・薬局実習状況について報告があった。吉富委員長より、6年制の学生定員数に従って県調整委員会経費を各大学が負担し、薬学教育協議会が一括して経理の事務処理を行うとの説明があった。負担金の依頼を調整機構委員長から各大学の学部長宛に出すこととなった。

吉富委員長より、中四国内大学の平成17年度1年生を用いて学生配属シミュレーションを行った結果について説明があり、このシミュレーション結果を参考に、今後、実習協力施設の拡充する必要があるとの説明があった。

五味田副委員長より、日本病院薬剤師会の薬学教育6年制における早期体験学習及び長期実務実習に対する基本的な考え方について報告があった。

最後に、今年度の事業報告と来年度の事業計画について説明され、承認された。県調整委員会を開催する際には、交通費を支給するため、中四調整機構事務局に連絡するよう要請があった。

## 第100回 日本薬剤師会通常代議員会



日薬代議員 増田 和彦

日 時：平成18年2月25日（土）・26日（日）  
場 所：東京 虎ノ門パストラル

記念すべき100回目の会議は、特別な何かがあるのか？その何かがあることを期待して会議に参加しました。

会議の詳細は日薬会誌をご覧いただくとして、印象に残った部分を報告いたします。

注目の診療報酬では、後発品に関して、処方せんの書式が変わることによって、薬剤師が後発品を選べる側の立場になったこと。後発品の使用促進に関しては、近年この代議員会でもよく取り上げられていましたので、こういう形で実現した…という感があります。

日薬側からは、「代替調剤に関わるものではない」との回答でありますので、後発品の使用は、薬剤師側で淡々と進められるべき事と考えられます。また、基本料に関して、複雑なものからオーソドックスなものになったようです。

「医療法の医療提供施設として薬局を加える」という問題では、個人経営ではない薬局がネックとなっていたようですが、どうやらクリアーリし、医療提供施設として薬局が明記される事となりました。薬学教育に関しては6年制を選んだ大学が約90%、4年制を選んだ大学は約10%となったようですが、薬学部を新設する大学も多く、薬剤師の過剰が懸念されています。また薬学生の増加に伴い、実務実習に関して指導薬剤師の育成が間に合うのかという問題も懸念されているところで、会員の先生方のご協力をお願いしたいところです。

さて、今回は役員改選がありました。副会長に7名が立候補をしましたので、副会長選が行われ、3名が継続、2名が新任という結果となりましたが、2名の代議員から会議が始まった直後とこの選挙が始まる直前に意見が出ました。その内容は、一団体内の選挙で、当選したいがために手段を選ばない2名の候補者への叱責でした。

薬剤師としての資質が問われた意見もあります。

薬剤師は医療人として、そして薬局は医療提供施設として医療法で認められることとなりました。



薬剤師の資質に関しては、医道審議会で審議されることとなります。

今回の選挙に関して医道審は関係ありませんが、薬剤師の資質としては見逃せない部分があるように思われます。

中西会長の所信の中に、「新しい時代の準備は整った」「薬あるところに薬剤師あり」とあり、また、藤井基之参議院議員の演説の中には「薬剤師でないものに資格を与える動きがある。しかし、資格者が認められたとしても薬剤師との資質の差を見せつけて、国民に理解していただくべきだ」とあります。そのためには薬剤師は今以上に国民の信頼を勝ち取らなければならないときが来たように思えます。後発品の使用促進が、ただ単に自店の在庫の回転率を上げることではなく、まず最初に患者や医師からの信頼を築くことが不可欠と考えられると同時に国民の前に薬剤師としての顔が出来る絶好の機会が来たと考えられます。

養老孟司先生の「顔が見える薬剤師になるために」では、「薬剤師が変わるためにには、日頃の業務をちゃんとこなしていれば、変わる」とあります。すべての業務がきちんとこなせるようになったとき薬剤師は国民に対し顔が見える薬剤師になっているということです。

特別な何かがあったとするならば、薬剤師の資質についてもう一度よく考え、今後どうあるべきか自分に誓うということを、この記念すべき代議員会で教えていただいたということでした。

## 薬学生実務実習受け入れ支部担当責任者会議



広島県薬剤師会薬局実習受け入れ実行委員会 委員 田口 勝英

日 時：平成18年2月26日（日）10：30～

場 所：広島国際大学 呉キャンパス

2月26日に4年制の薬学生を対象とした薬局実務実習指導薬剤師の最後の講習会が開催され、同時にこの講習会と並行して薬局実務実習受け入れ支部担当者責任者会議を開催しました。

同会議において、各支部担当者に4年制の指導薬剤師の養成は平成17年度で終わり、平成18年度より6年制の認定実務実習指導薬剤師の養成が始まる旨の報告をした。

今後3年間の4年制の薬剤師会認定実習生指導薬剤師更新認定は、日本薬剤師会が平成17年度に発刊した「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き2005年版」を自己研修することで更新認定していくことを報告した。指導薬剤師数・受け入れ薬局数の現状報告と今後の受け入れ態勢について協議し、今後大学が増え薬学生の増加が見込まれること等を踏まえより一層の受け入れ態勢の充実が必要となっていると確認された。平成18年度以降の6年制対応の認定実務実習指導薬剤師（以下、指導薬剤師）の養成が始まり、養成のためのカリキュラムと今後の対応を報告した。

平成18年度以降の指導薬剤師の養成カリキュラムは、「講習会形式」と「ワークショップ形式」の研修が認定要件となります。内容は「薬剤師の理念」「実務実習モデル・コアカリキュラム」「最新の業務」「教育方法」「学生に許される行為の範囲」14時間程度の座学と「ワークショップ」となっています。

講習会については、ビデオを利用した集合研修並びにCS-TVによる自己研修となります。講習会終了時発行される受講証はそれぞれの講義の成果報告書の提出をもって発行されます。

ワークショップは大学教職員が受講する「教育者ワークショップ」に準じ、2日間連続で行われ14時間以上となります。内容は、コンセンサスゲームに始まって、スマートグループディスカッション（SGD）を中心に行われ、カリキュラム

の立案（目標、方略、評価の作成）問題点の抽出整理と対応策の作成 医療・教育等に関する講演等で構成されています。ワークショップは日本薬剤師研修センター主導（国補助金事業）で行われ、広島県は中・四国ブロック（山口を除く計8県）となり平成18年度はブロックで3回開催される予定です。

平成20年度後半から実務実習受け入れ薬局の調整が始まり、平成22年度から6年制薬学生の2.5ヶ月の薬局実務実習が始まります。実務実習に来る学生は、共用試験OSCE（実技試験）・CBT（コンピューターによる知識試験）に合格し、事前学習を受けた知識・技能・態度を身につけた学生が出て来る予定です。6年制に移行し臨床が薬学教育の中で大きな位置を占めるようになり臨床現場の薬剤師・薬局の協力なしでは薬学教育が成り立たなくなりました。

未来の薬剤師のために皆様の暖かいご支援とご協力を頂きますようお願いいたします。



## 広島県薬剤師会薬局実習実習指導薬剤師講習会



広島県薬剤師会薬局実習受け入れ実行委員会 委員 谷川 正之

日 時：平成18年2月26日（水）10：30～

場 所：広島国際大学 吳キャンパス

広島県薬剤師会では、平成17年度に薬局実習実習指導薬剤師講習会を3回開催しました。今回は3回目となった講習会について報告します。

この講習会は今までと同じプログラム（表1）の通り企画しました。但し、午前中には支部担当責任者会議を別室にて行いました（この報告は前ページにあります）。

午後からは、8つのグループに分かれ薬剤師の業務について割り当てられたユニット（表2）について少人数でワークショップ1を行い（表2）

その後同じテーマでのグループ同士で摺り合わせのワークショップ2を行い、その結果を発表（全体討論）するといった形式です。

以下、各グループでの報告と発表（全体討論）の結果について提出された一部を紹介します。

### グループA 柏木 悅徳（安芸支部）

私はA班になり「薬局調剤を実践する」のテーマのもと、調剤を適切に行うために調剤、医薬品の適正な使用、リスクマネージメントに関する基

表1 プログラム

10：30～	開会挨拶	広島県薬剤師会副会長	木平 健治
10：35～	ビデオ講座「信頼される薬剤師へ」		
11：00～	講義：「実務実習における教育技法について」 講師 福山大学教授		片山 博和 先生
12：00～	ワークショップの説明 講師 広島国際大学助教授		三宅 勝志 先生
12：30～	昼食・グループ内自己紹介		
13：00～	「薬局実務実習に関するワークショップ1」		
14：30～	「薬局実務実習に関するワークショップ2」		
15：30～	全体討議（発表10分・討議5分）		
16：30～	まとめ		
	閉会挨拶		

表2 薬剤師の業務（薬局実習）各ユニット一般目標

ユニット	一般目標	グループ
1)薬局調剤を実践する	薬局調剤を適切に行うために、調剤、医薬品の適正な使用、リスクマネージメントに関する基本的知識、技能、態度を修得する。	A, B, C, D
2)薬局アイテムと管理	薬局で取り扱うアイテム（品目）の医療、保健・衛生における役割を理解し、それらの管理と保存に関する基本的知識と技能を修得する。	E, F
3)情報のアクセスと活用	医薬品の適正使用に必要な情報を提供できるようになるために、薬局における医薬品情報管理業務に関する基本的知識、技能、態度を修得する。	E, F
4)薬局カウンターで学ぶ	地域社会での健康管理における薬局と薬剤師の役割を理解するために、薬局カウンターでの患者、顧客の接遇に関する基本的知識、技能、態度を修得する。	
5)地域で活躍する薬剤師	地域に密着した薬剤師として活躍できるようになるために、在宅医療、地域医療、地域福祉、災害時医療、地域保健などに関する基本的知識、技能、態度を修得する。	
6)薬局業務を総合的に学ぶ	調剤、服薬指導、患者・顧客接遇などの薬局薬剤師の職務を総合的に実習する。	



本的知識、技能、態度を修得するという一般目標をかかげて、到達目標、学習方法、場所、人的資源、物的資源、時間、患者顧客との関わりに分けて意見を出し合いました。

なかでも学習方法というのは、

講義：各薬局談話室等で講義を行う。

示説：現場に出向き示しながら説明を行う。

実習：学生本人が主体となり実施する。

体験：指導者が主体となり学生が一部実施する。

見学：現場を見学する。

討議：学生と指導スタッフが集い、特定のテーマについて話し合う。

演習：特定のテーマに関する資料等の作成を行う。

ロールプレイ：役割を分担し、模擬的に実技を行う。

に分かれており、学習方法と時間配分に意見の対立が多くみられました。

その後、A班、B班のすり合わせをし、全体討議をし、16：30まとめを行いました。

#### グループB 池田 和彦（広島佐伯支部）

私は広島佐伯支部の薬局実務実習受入支部担当者ということで、午前中は会議のためにビデオ講座「信頼される薬剤師へ」と「実務実習における教育技法について」の講義には参加することができませんでしたが、後程資料をいただいて拝見いたしましたところ、現場の薬局薬剤師に欠如していると思われる部分（学生に対して指導するという教育者としてのスキル）についてわかりやすく解説されており、非常に参考になりました。

余談になりますが、私は平成16年1月に福山大学で行われた薬局実務実習指導薬剤師講習会にも参加しており、その時と比べると若い先生方の参加が多かったように思います。（自分が歳をとっただけかもしれません…）

午後からは「薬局実務実習に関するワークショップ」があり、学習方略の作成を小グループによるディスカッションで行うというものでした。8名で90分間討議を行い、その結果を同じテーマを与えられた別のグループと60分間かけて合議し、まとめた後に全体発表するという流れだったのですが、まとまらず時間が足りなくなってしまいました。具体的には、「薬局調剤を実践する」という内容を参加者個々の考えを出し、学生実習の限られた時間の中で指導内容をどう振り分けるかという作業でしたが、非常に難しくなかなか決まりません。夫々の考え方があり、状況も違う為まとまらないのは当然なのですが、できるだけ標準化する作業もこれからは必要なのだろうと思いました。そのための訓練を受け入れ側の指導薬剤師も行わなければなりません。学生を受け入れる際に施設によって極端に内容が違うのは問題がありますから。本来ならば、個々の学生がある程度違う内容の教育を受けても、うまく修正して吸収し、社会に出たときに自分なりに解釈してうまくアウトプットできるようになるための一助となるような実習が行われるのが理想的だと思いますが…勿論カリキュラムに沿って行なうことがとても重要なのはよくわかりますが、机上の空論でしょうか？

#### グループC 政岡 淳（三次支部）

グループCは8名の参加予定でしたが2名欠席で、6名ではじめました。昼食をとりながら自己紹介の後、宗文彦先生のアドバイスをいただきながら、面田先生に司会をお願いしまして「学習方略の作成」のディスカッションを行いました。面田先生は病院薬剤師一筋の経験から患者さんへの関わり方の違いを教えていただきました。

13：40、一通りの穴埋め終了。竹内先生が記録係としてパソコンにすばやく入力されました。

14：40、C、Dグループ発表。Cグループの発



表は川本先生にお願いしました。

14:55、引き続き面田先生の司会でDグループとのすり合わせをしました。大きな違いは[時間配分]で、Cグループは全体的に短めでしたのでDグループに合わせました。

#### グループD 匿名希望(呉支部)

このたびの薬局実務実習指導薬剤師講習を受けるにあたり、実習生を受け入れている薬局経営者の方から、まずお話をありました。実習に出す場合は教授の方々が自信を持って送り出せる学生さんをお願いしたいということ、まず最初に笑顔であいさつもできない、まともに会話が成り立たない様では困る等々。受入薬局の中には、ジーパン禁、茶髪禁、ピアス禁、ネイルアート禁等申し出をされるところもあるそうですが、大学側の話によると、それでは実習に出せる学生はゼロに近いということでした。広島国際大学薬学部では毛髪に関してだけは黒に染めて行って下さいと話されているそうでした。広島国際大学の塚本先生からも、まず時代が違う、学生気質が違うということを念頭に置いてスタートする必要があるということを話がありました。

病院勤務を経て薬局薬剤師になった私には病院薬剤師の業務の変遷には目をみはるものがありますが、薬局に於ける調剤業務の変化を見てもチーム医療の中でますます専門性が要求され、今や第四世代とも評される内容となっており、実習生への対応を充実させる為のプロセスが自分自身の能力を少しでも向上させるプロセスにもなり得るという認識を持って実務実習にのぞむ必要があると感じました。

学習方略の作成ではC・Dグループの場合『薬局調剤を実践する』がテーマでしたが、現在の学生さんは大学内の教育が充実しており(模擬病院・模擬薬局有り)情報量も多いので、できるだけ現場ならではの実習をさせる様にということ



でした。しかし未資格者である学生さんに実施させるには限界がある(法的問題)再現性の無いもの、例えば薬剤の混合、情報提供等はできないことになっています。すでに実習生を受け入れられた開局者の中には、患者さんの了解を得て服薬指導をさせておられる方もある様でしたが、実体験させるのかロールプレイにとどまるのかというところで議論がありました。

6年制教育では薬剤師免許を持たない学生が現場で参加型の実務実習を行う為のチェックポイントとして共用試験(CBTとOSCE)が実施されるそうで、このため薬局での薬学生の実務実習に於ける調剤行為の法的な考え方の整理が必要となってきます。

知識の豊富な実習生に『何を教えたか』でなく、彼らが『何ができる様になったか』という評価が可能になる様な目標と方略を構築する(モデル化する)には物的資源の選択や、指導薬剤師以外の人的資源の考察等、練り込んで行く必要があると考えます。

#### グループE 山本 文香(安芸支部)

全体研修の後、各検討課題に分かれてのグループ討議(1グル-プ8人)となりました。同じ課題を2つのグル-プそれぞれでまず討議し、一定時間経過後に2グル-プが合流してさらに討議を進めました。タスクの先生から「経験の多少に関わらず、どんどん思ったことを発言しましょう!」ということで、グループ員の緊張もとかれ、積極的に自由闊達な意見が飛び交いました。

皆様経験豊富な方々ですから、それぞれの考えに信念があり、頭が下がる思いでしたが、逆にその信念が意見集約の壁となっていた感もあります。しかしながら、私も折角の機会に恵まれた訳ですから、「ここで積極的に私の意見を主張しなければ、逆に皆様に失礼になる」との思いで必死について行きました。(実は内心めちゃめちゃドキドキでした!)結局、時間不足で最後まで内容を検討することができなかったのですが、改めてコミュニケーションの大切さについて考えさせられました。

お互いがお互いを尊重し、まず意見をよく聞くことから始めなければならないし、実習生や新人薬剤師の研修に際しても常に心掛け指導していく



たいと思います。IT社会の現代、ますますコミュニケーション能力が大切になってくると思われるため、ロールプレイの練習方法などを盛り込んだ研修内容の検討などもやってみたいと思いました。

今回の研修は時間不足で、まだまだ続けて検討したい！と思う大変有意義な研修であったと思います。また機会があれば是非参加して、今度は時間配分にも気をつけて討議してみたいです。

#### グループF 上田 邦夫（呉支部）

この度の講習会で初めてワークショップについて知りましたが、私と同様にはじめて知った方が

多く、内容を理解するまでに時間がかかり目的である学習方略の作成を完成させることができませんでした。今、考えるに事前のワークショップ説明が理解できずに、実習を行ったことが問題であったと思います。事前に資料などがあれば、もう少し違ったものが作成できたと思います。

実務実習モデル・コアカリキュラムを読むかぎり、一薬局で全ての実習を行うことは無理があると思います。幾つかの薬局がネットワークを作り、学生の実習を行うしかないのではないかと思います。

この結果、広島県では薬学4年生での受け入れ薬局・指導薬剤師を(表3)の通り確保しました。今回は三宅先生をはじめ広島国際大学の先生方には、大変お世話になりました。この指導薬剤師養成という事業は、これで終わるのではなく平成18年度からは、薬学6年制に対応した新しい取り組みがスタートします。今後ともご協力をお願いします。

表3

H18.3.未現在

支部名	指導薬剤師数	受け入れ登録薬局	施設証発行数	支部名	指導薬剤師数	受け入れ登録薬局	施設証発行数
広島	69	52	44	竹原	4	3	3
安佐	33	22	21	福山	37	29	24
芸	21	16	12	府中	13	9	9
広島佐伯	24	16	15	三原	14	9	8
大竹	2	3	2	尾道	19	15	12
廿日市佐伯	5	7	4	因島	3	5	3
東広島	15	12	11	三次	15	15	12
呉	47	27	25	山県	1	2	1
				合計	322	242	206

\*指導薬剤師数は施設証発行薬局に在籍している講習会参加薬剤師数

選択的ヒスタミンH<sub>1</sub>受容体拮抗・アレルギー性疾患治療剤

**タリオン錠5 10**

TALION<sup>®</sup> (ペンタ酸ベタスチン製剤) [薬価基準収載]

【指定医薬品】 【要指導医薬品】 (注) 注意—医師等の処方せん、指示により使用すること

※効能・効果、用法・用量、禁忌を含む使用上の注意等について、添付文書をご参照ください。

提携  
宇部興産株式会社

製造販売元  
田辺製薬株式会社  
大阪市中央区道修町3丁目2番10号  
<http://www.tanabe.co.jp/>

〈資料請求先〉

2002年6月作成

## 平成18年度 調剤報酬改定等説明会

(西部) 日 時: 平成18年3月19日(日) 10:00~  
 場 所: 中国新聞ホール

(東部) 日 時: 平成18年3月28日(火) 19:00~  
 場 所: 県民文化センターふくやま

### 報告

安佐支部 加藤 広毅



この度の調剤報酬改定および薬価改定はマイナス改定となっています。そして介護保険の変更と自立支援法の施行とさまざまな改定も重なっていて、混乱気味となっています。実際に改定後の4月になってからはさらに困惑することが多くなるのかもしれません。

調剤報酬の改定の際には必ずと言っていいほど、「このような場合はどうなるの?」という質問は出できます。この度の算定要項の変化が少ないために、説明会での大きな混乱も質問も少なかったように感じています。

今回の大きな変更は後発品の件に関してでしょう。「質の高い医療を価格の安いジェネリック医薬品で提供する」というのは良い事ではあるのですが、様々な問題が多く出てくるような気がします。例えば、先発医薬品との同等性が認められない・安定供給ができない・規格の有無・小包装の有無・医薬品についての情報不足などがあると思います。我々薬剤師としては患者様の負担を少なくして、質の高い医療を受けて頂きたいのは最もなのですが、様々な課題があれば後発品への変更



を躊躇せざるを得なくなります。さらに薬価改定で薬価が下がるのは適正だと思えるのですが、先発品よりも後発品の方が高い医薬品もありますので、後発品の定義から遠ざかっているように感じています。これから後発品の件に関しては様々な問題が見えてきそうです。

今後、急速な高齢化社会を迎えるにあたって、医療費を削減しながら世の中のニーズに合わせて改定していく事は大変重要です。医療の中で薬剤師が求められていく機会がさらに多くなるので、職能を十分に発揮できるようにしっかりとした知識を身につけていろいろな改定に対応していくなければなりません。そのためにも、さまざまな情報を広く手に入れる手段を持ち、その情報を整理していく事が、大切であると感じています。



## 「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づく支部担当者研修会



常務理事 宗 文彦

日 時：平成18年3月12日（日）13：00～16：00

場 所：広島県薬剤師会館

平成17年度広島県薬剤師会事業計画の「県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動」の防災体制「災害時における薬剤師の派遣及び医薬品等の供給について」の教育研修を目的とした災害担当支部担当者向けの研修会が開催されました。

この事業は、平成17年度防災ネットワークの構築を目的としたものでもあります。

前田会長による開会のあいさつから始まり、増田常務理事の司会により進行しました。

第1部は、救急災害時における広島県としての医薬品供給体制について、広島県福祉保健部薬務室の島岡敏先生に広島県薬剤師会災害時医薬品供給マニュアルの資料を中心にお話しいただきました。

今や薬局は、単に医薬品を供給する場所ではなく医療の核である。それにもまして災害においては援護していただくバックボーンであるということを考えていかなければと、説明されました。

第2部各支部における災害時医療体制の取り組みについて、まず呉市薬剤師会災害対策特別委員会委員長大塚幸三先生が「災害時の衛生管理と感染症対策」について、説明されました。呉市の場合は、地震もさることながら、水害による被害が多い事をふまえ、衛生管理等による予防が最重要であることから、このマニュアルを作成されたようです。

引き続き「広島佐伯支部における災害時連絡網及び広島市佐伯区医師会救急蘇生講習会へ参加して」について広島佐伯支部の災害担当として私の方から報告させていただきました。この救急蘇生研修会は佐伯区医師会の主催で五日市記念病院に於いて行われたのですが、二次救命処置講習マニュアルにそって進められました。

内容については、

1. ベーシックCPR (Cardio Pulmonary Resuscitation)  
心肺蘇生法
2. 蘇生用バッグマスクによる人口呼吸
3. AEDの使用法
4. AEDを用いたプライマリーABCD
5. 薬剤投与と鑑別診断まで、かなりのハードスケジュールでした。プライマリーABCDとは、心肺蘇生において、まず行わなければならぬ最初の手順です。

まず【A】Airway (気道確保)【B】Breathing (呼吸確認)【C】Circulation (循環サインの確認) (心マッサージ)【D】Defibrillation (除細動)までの流れを体験しました。

第3部は新しい試みとしてAED (自動体外式除細動器)の使用法・デモンストレーションとして、日本光電分野別営業部AED担当後藤照義氏とフクダ電子上田賢治氏にAEDの使用法、必要性、注意事項をまじえ、実際にデモ機を用意して人形相手にデモンストレーションを行っていただきました。(写真参照)

最後に、松下副会長の閉会の辞で研修会を終りました。

今回の研修を終えての感想ですが、今やAEDは官公庁、ミュージアム、空港、球場、コンサートホール等色々な場所に設置され、活躍しています。医療人としてこのAEDの使用方法を習得していく事の重要性を感じました。



## 会館受け入れ特別委員会



前薬事衛生会館理事長 前田 泰則

日 時：平成18年2月22日（水）

場 所：広島県薬剤師会館

社団法人広島県薬事衛生会館も平成17年11月30日をもって社団法人広島県薬剤師会と統合し組織的に一本化する事ができました。社団法人広島県薬事衛生会館という名前は消えますが事業内容につきましてはその歴史を尊重し真摯に継承させていただきたいと思います。会員の諸先生方のご協力ありがとうございました。

また、社団法人広島県薬事衛生会館従業員の転籍に関する協定書を作成し基本的事項を定めて社団法人広島県薬剤師会への受入を完了しました。従って旧薬事衛生会館の職員の方々は平成17年12月1日をもって社団法人広島県薬剤師会の職員として勤務されることになりました。

今回の特別委員会等で御協議いただき、次年度の一年間は従来通りの事業内容と予算で対応していただく旨決議していただきました。

尚、平成18年3月に開催された広島県薬剤師会代議員会において平成17年4月1日～11月末日までの事業内容・予算等の執行状況を参考報告として資料提供されました。

平成17年12月1日～平成18年3月末日までの事業内容・予算等の執行状況等は、社団法人広島県薬剤師会として報告され審議され承認されました。

平成18年4月1日以降の年度事業内容及び予算立ては県薬代議員会において審議のうえ承認されました。

## 広島県保健医療計画検討委員会

会長 前田 泰則

日 時：平成18年3月15日（水）18：00～

場 所：県庁北館

今回の委員会は午後6時から、遅い時間からの開始でした。

医療法第30条の3第10項に「都道府県は少なくとも5年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とあるため、所要の調査・検討を行い、平成18年末を目指して新たに広島県保健医療計画を策定する。

また、各都道府県が国が示す共通の指標による医療機能調査を実施するとともに、主要な事業ごとの医療連携体制の構築や数値目標の設定などの新規義務的記載事項を盛り込むこととする新たな医療計画制度が平成20年度から全国一律実施され

る見通しとなっているため、これらの検討を引き続き実施し、平成19年度末に改定する。

必須記載事項（1）現行（2）新規義務的記載事項（見込み）

見直し体制 医療提供システム部会のなかで  
医師・歯科医師・薬剤師・看護師その他の医療従事者の確保 在宅医療の推進 医薬品等の安全確保 地域医療の機能分化と役割分担 医療情報システムの整備等々

今国会で上程されている医療提供施設としての薬局の位置づけは、将来的に広島県保健医療計画検討委員会の中でも確たる位置づけが成される事になります。

また、本検討委員会の策定された方針が圏域地域保健対策協議会（地対協）等で具体的な施策として具体化されていきます。今回、広島県薬剤師会としてのテマは、木平副会長に委員長をお願

いしています地対協特別委員会で「後発医薬品に関する課題」を取り上げていきます。

広島県薬務室を通して、事業の展開をお願いしています。

## 薬剤師業務に関する特別委員会

日本薬剤師会・ブロック理事 前田 泰則

日 時：平成18年3月22日（水）

場 所：日本薬剤師会（東京）

今国会で薬事法の一部を改正する法律案の概要として

- ・一般用医薬品の販売制度の見直し
- ・違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策

趣旨：一般用医薬品（いわゆる「大衆薬」）の販売に関し、リスクの程度に応じて専門家が関与し、適切な情報提供等がなされる、実効性のある制度の構築を目指します。

その背景として、医薬品の本質＝効能効果とリスクを併せ持つもの、一般用医薬品でも、健康被害は現に発生しています。そのリスクや効能効果について、薬を見ただけではわからない情報提供が不可欠であり、現行制度でも、薬剤師等が医薬品のリスクについて情報提供に努めることとされていますが、店舗での薬剤師不在等の実態がありました。

今回はその実態を改善するために改正の必要性を「リスクの程度に応じた情報提供の重点化と実効性の向上と一般用医薬品の販売にふさわしい、薬剤師以外の専門家の資質確保を取り入れることとなりました。

一般用医薬品の販売そのものに体制づくりの改正に伴いリスクの程度に応じた情報提供と相談体制の整備を必要とします。

それに並行して法案が今国会に出されているのが、「薬局」を「医療提供施設」として取り扱うための改正が実施されています。但し、「調剤を実施する薬局」として。

以上の法改正に伴って、薬事法・薬剤師法およ

び医療法の改正を必要とします。

薬剤師法の改正部分は、「薬剤師としての品位を損なうような行為のあったとき」には、

1. 戒告
  2. 3年以内の業務の停止
  3. 免許の取り消しその後の再教育を含みます。
- 以上を医道審議会にかけられる場合もあります。保険薬局及び保険薬剤師の療養担当規則を遵守する事と併せて、薬剤師6年制に伴っての薬剤師倫理の確立をあらためて問われていると思います。診療報酬の付け増し・無資格調剤・薬剤師不在等患者さんの目線を既に忘れておられるのではないか？

国民皆保険制度により社会保険事業としての契約を守ることによって診療報酬をいただくわけですから自己中心的な解釈で契約不履行を起こさないことが肝要だと思います。

この度は平成20年度へ向かっての医療制度改革の一環でありますので社会保障制度全体の見直しにも関係してくるものと思われますので会員の諸先生にもご一考下さい。



## 広島県健康増進普及啓発実行委員会



常務理事 増田 和彦

日 時：平成18年3月23日（木）10：00～12：00

場 所：広島県健康福祉センター

標記委員会が開催され、17年度事業報告と決算、18年度事業の方向性が審議され可決しましたので、紙面の都合上18年度事業の方向性について報告いたします。

### 平成18年度事業の方向性について

#### 基本方針

生活環境の変化、これに伴うライフスタイルの変化等により、生活習慣病の割合は増加しており、県民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことが求められている。

現在、国の健康づくりは、いわゆる集団型から「社会全体への啓発」と「有病者・予備軍への個別対応」へと政策の転換が図られている。

本実行委員会においても、シンボルマークの募集、講演会の開催、健康チェックカードの作成など関係団体や県民全体を対象とした事業を引き続き実施するとともに、この間の意見や新しい課題をふまえ、対象者を明確にした健康増進に関する事業を実施することにより、県民の健康づくりの底上げを図る。

#### 活動内容

##### 1. 子どもの健康づくり～朝食キャンペーン～

国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培うことが大切であり、その基礎は「食」であると、食育基本法では定められている。この状況を受け、子どもに対する健康づくりに関する普及啓発活動を実施する。

##### 2. 働き盛りの健康づくり

##### ～メタボリックシンドロームの概念普及～

中小企業に対する健康教育活動等を実施する。

##### 3. 地域健康づくり～地域健康応援団育成～

地域の住民の組織や企業、各種団体等と連携・協働した対策が必要である。

##### 4. 広報活動の実施

健康関係の週間・月間を中心に新聞広告等の啓発活動を実施する。

世界禁煙デー・禁煙週間 5月31日～6月6日

食育月間（食育の日） 6月1日～30日

（毎月19日）

健康増進普及月間 9月1日～9月30日

40歳からの健康週間 10月10日～16日

食生活改善普及月間 10月1日～10月31日

生活習慣病予防月間 2月1日～28日

##### 5. 実行委員会等の開催

実行委員会 2回

ワーキング会議 5回



## 平成17年度 第2回 広島県地域保健対策協議会定例理事会



副会長 森井 紀夫

日 時：平成18年3月23日（木）19：00～  
場 所：広島医師会館

標記の会議は、堀江正憲常任理事（県医常任理事）の司会で、碓井静照会長（県医会長）新木一弘副会長（県福祉保健部長）松井正治副会長代理 砂田俊一氏（広島市社会局保健部次長）の挨拶のあと、碓井会長が議長となり、次の報告事項3件と議案3件を議題に審議された。

### 報告事項 1) 平成17年圏域地対協研修会について

10月16日、三次市のハートピア平安閣で「地域医療の確保 医師不足等による基幹病院の危機」をテーマに、258名が参加し、研修した。

### 報告事項 2) 平成17年度各委員会等の事業実施状況について

県薬より調査委託した「健康食品の正しい知識の普及に関する特別委員会（委員長 広島大学 木平健治教授）」

事業目的：健康食品の市場規模が拡大しているが、薬事法違反や利用者の健康被害の発生、また購買形態の多様化によって、被害の拡大防止が困難である。関係者、県民に正しい認識を普及啓発させる。健康食品について県民の意識調査も含んだアンケート調査を実施した。

実施要領：いわゆる健康食品でおきている問題を整理し、共通認識をはかる。

・医療関係者用の啓発資料作成

・県民公開講座

会議等の開催回数：4回、公開講座1回

進捗状況及び成果：会議開催 7月11日、

9月5日、11月21日、

2月6日の4回開催

10月10日 県民公開講座「健康食品の安全性と有効性」「ダイエット食品を考える」アンケート調査も実施。パンフをホームページ

に掲載。啓発ポスターを作成し、各団体に配布予定。

### 報告事項 3) 平成17年度一般会計並びに特別会計収支中間報告について

次に、議事に入り、

#### 第1号議案 平成17年度一般会計並びに特別会計収支補正予算（案）について

#### 第2号議案 平成18年度事業計画（案）及び委員会組織（案）並びに年間行事予定について

県薬より調査委託する新規特別委員会は、「後発医薬品問題検討特別委員会」（委員長 広島大学 木平健治教授）

事業目的・計画：近年、患者本位の医療が求められており、患者の希望により後発医薬品の調剤を行うため、医療関係者が後発医薬品の現状や情報を理解し、良質かつ適正な医薬品を患者に提供できるよう協議検討を行う。

#### 実施要領：

- ・医療関係者に対する後発医薬品の現状把握
- ・後発医薬品に対する問題点検討、整理
- ・後発医薬品に対する共同研修会の開催
- ・後発医薬品のハンドブック作成

#### 第3号議案 平成18年度一般会計並びに特別会計収支予算（案）について

以上の全ての議案について説明があり、審議のあと採決の結果、原案どおり可決承認されました。

その後、高杉敬久常任理事（県医副会長）の閉会のあいさつで理事会は終わりました。

## (財)広島県健康福祉センタ - 理事会



会長 前田 泰則

日 時：平成18年3月24日（木）16：00～  
場 所：広島県健康福祉センタ -

藤田雄山知事を議長として会議は進行し、広島県全域の検診事業及び予算・決算等の報告を受けて質疑に入りました。乳ガン検診・消化器系のガン検診・肺ガン検診等々の検診事業をはじめ、県民の健康づくりキャンペーンの実施等の状況について説明があって、役員の変更承認に続いて最後に会計監査より質問がありました。

数年後に実施される会計基準の変更についてであります。

公益法人会計基準の見直しについて言及されていました。社団法人・財団法人等の公益法人はその会計基準を見直す。その主な見直しは、事業の公益性であり、その法人の事業全体の50%以上に

公益性が認められなければ、公益法人の特典も消失するとのことでありました。例えば、現広島県健康福祉センタ - は財団法人としての公益性を有するわけですが、各検診事業に関して民間でもできるとなるとその公益性に疑問符がうたれることになります。われわれ薬剤師会が事業として会員の為の各種事業（支部支援・備蓄検索システム・各種研修等々）に対して公益性の基準が崩れることになりますと社団法人広島県薬剤師会として事業内容に関して存続理由が希薄に成りかねません。

対岸の火事としてでなく冷静に対応を考えて準備する必要があります。

## 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員・運営委員合同会議



副会長 木平 健治

日 時：平成18年3月25日（金）13：30～16：00  
場 所：アークホテル岡山

前田評議員会会長より、医療法と薬事法、薬剤師法の一部改正含め、次の世代を育てるための教育システムを作っていくために、もう一度気を引き締めてやって頂きたいとの挨拶があった。

次いで、「中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関」平成17年度の事業報告として、平成17年度の中国・四国地区での薬局実務実習の受け入れ依頼状況について、岡山県と広島県でトライアルと第15回日本医療薬学会年会および第38回日薬学術大会におけるシンポジウムの開催について、各県薬剤師会の受け入れ薬局登録及び指導薬剤師数について、平成18年度の中国・四国地区での病院・薬局実務実習の受け入れ・依頼と調整

方法についての説明及びブロック内各大学の実習計画等について、また、平成17年度の予算執行状況について報告され、承認された。

次いで、平成18年度事業計画（案）及び予算（案）が提案、協議された。指導薬剤師育成について、20年までに6～8回のWSの開催すること、18年度開催予定のWSと参加予定数、機関として参加するすべての薬剤師一人あたり5,000円程度の助成金を拠出すること等を含め、事業計画及び予算が承認された。

その他、機構と機関の統合について、また、実務実習モデル・コアカリキュラム方略に従った実習トライアルの冊子の配布についての話があった。

## 緩和ケア推進専門委員会



副会長 豊見 雅文

日 時：平成18年3月27日（月）19：00～  
場 所：広島県緩和ケアセンター

平成18年3月27日 県立広島病院に併設された広島県緩和ケア支援センターにおいて広島県地域保健対策協議会緩和ケア推進専門委員会が開催された。

まず、各圏域緩和ケア地域連絡協議会の活動状況が報告された。緩和ケア病棟の数において広島県は全国に誇れるレベルにある。圏域によって差はあるものの共通の課題として、在宅緩和ケアを推進することの困難さがあげられた。

次に、緩和ケア科の現状も含めて広島県緩和ケア支援センターの活動状況が報告された。緩和ケア科は在宅緩和ケアに移行するためでもあるのだが、約85%が死亡退院である。

続いて緩和ケア医師派遣研修に参加された3名の医師が淀川キリスト教病院での5日間から12日間の研修について報告をされた。

平成17年3月、緩和ケア支援センター長本家好文先生が厚生労働科学研究の一環として実施された「オピオイド鎮痛薬の使用状況アンケート（広島県内保険薬局）」を含む報告書が完成し、協力した各保険薬局に直送された。本報告書は自由記載部分も含む詳細なものが、その取りまとめ部分を本家先生の許可を得たので、掲載する。

### 平成16年度厚生科学的研究

（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）  
「がん疼痛治療におけるオピオイド鎮痛薬の適正使用に関する研究」  
分担研究「在宅緩和ケアにおけるオピオイド使用の普及に関する研究」  
「保険薬局におけるオピオイドの使用状況」

主任研究者：平賀 一陽（国立がんセンター中央病院特殊病棟部）

分担研究者：本家 好文（県立広島病院緩和ケア科）

研究協力者：志真 泰夫（筑波メディカルセンター緩和医療科）

平成17年3月、がん患者の在宅療養での疼痛治療の状況を改善するため、広島県内の保険薬局1,294施設に対してアンケート調査を実施して、オピオイド鎮痛薬の使用状況と在宅緩和ケアにおける保険薬局の役割と課題を明らかにした。調査を依頼した1,294の保険薬局のうち611施設（47.2%）から回答を得た。

#### （1）保険薬局の背景

611施設に勤務している薬剤師数をみると、常勤薬剤師数では最も多い薬局で12名という薬局が1施設、次いで7名が1施設、6名が6施設、5名が11施設、4名が16施設、3名が57施設、2名が200施設、1名の薬局が319施設という状況で、平均1.8名が勤務していた。

#### （2）保険薬局におけるオピオイド鎮痛薬の使用状況について

611施設のうち麻薬性鎮痛薬を払い出した経験がある保険薬局は270施設（44.2%）であった。

払い出した経験のある270の保険薬局が保有している麻薬性鎮痛薬としては、MSコンチン錠が最も多く229施設(84.8%)、次いでアンペック坐薬が131施設(48.5%)であった。さらにデュロテップパッチが68施設(25.2%)、カディアンカプセル59施設(21.9%)、オプソ液42施設(15.6%)、オキシコンチン錠37施設(13.7%)という結果であった。

#### (3) 麻薬管理上の問題点に関する自由記載

保険薬局がオピオイド鎮痛薬を扱ううえで、麻薬管理上のさまざまな問題点が指摘された。オピオイド鎮痛薬が多種類となり、一人に対して長期に処方されることも少ないとから多様な処方に対応するにはそれぞれの処方数が少ないため、不良在庫となりやすいという経営的な問題点を指摘する意見も多数認められた。

オピオイド鎮痛薬は、未開封でも返品が効かぬことや、薬局間の譲渡や譲り受けが不可能であることも不良在庫を作る要因となっていると指摘する意見も多かった。

さらに管理上の問題点として、金庫の必要性や盗難の不安も大きいことや、長期管理することも多いため、使用期限の問題も大きかった。フェンタニル貼付剤には使用期限が明記されているが、徐放剤などでは製造年月日が明記されているだけで、使用期限については明記されていないことや、出し入れの記録台帳の整備や、監査への対応の煩雑さも管理上の問題点として指摘されていた。

また処方された患者が在宅で死亡した際の廃棄方法や流用への不安といった処方後の取り扱いに対する不安の訴えも多かった。そうした不安を解消するためにも、地域ごとに限定した保険薬局で管理して扱うことも必要ではないかと考えられた。

処方医師からの情報が処方せん情報に限られているため、的確な服薬指導が困難であることや、病名や薬剤の説明に関する情報を求める意見も多かった。保険薬局薬剤師と処方医、病院薬剤師、訪問看護師などの連携が必要であるという意見が多かった。

#### (4) がんの在宅緩和ケアに関する自由記載

在宅緩和ケアを経験している薬剤師が少ないため患者と向き合うことへの不安が大きいが、在宅緩和ケアを担うチームの一員として協力したいという意見が多かった。そのためにも研修会などに積極的に参加したいと考えている薬剤師も多かった。

患者の自宅に薬剤を持参して服薬指導も行いたいが、マンパワーの面から現実には困難なことが多いとの指摘もあった。疼痛治療全般については、薬剤師から判断してもオピオイド鎮痛薬処方の時期が遅い場合や、十分量が投与されていない場合があるとの意見もあり、処方する医師と薬剤師とが情報交換できる場を持つことも必要と考えられた。今後は事例を通じながら、医師と保険薬局との情報交換を円滑に行うことにより、オピオイド鎮痛薬の適切な使用が求められる。



大正製薬

指先にボリューム  
**RiUP**  
Lady  
リッププレディ

〈効能・効果〉壮年性脱毛症における発毛、育毛及び脱毛(抜け毛)の進行予防。  
〈用法・用量〉成人女性(20歳以上)が1日2回・1回1mLを頭皮に塗布する。[医薬品]  
○使用上の注意をよくお読みになり、用法・用量を守って正しくお使いください。  
○薬局・薬店店頭に「セルフチェックシート」をご用意しておりますので、購入される前にご自分の症状に適しているかどうかをお確かめください。本品についてのお問い合わせは、大正製薬株式会社リッププレディコールセンター[電話(03)3985-1212 受付時間 8:30~17:00(土、日、祝日を除く)]<http://www.taisho.co.jp/riuplady>



注目したのは  
「頭髪密度」。

## 「薬剤師居宅療養管理指導 & 在宅患者訪問薬剤管理指導」を 進める基盤が出てきました。

介護保険の見直し＜居宅療養管理指導と在宅患者訪問薬剤管理指導について＞



常務理事 有村 健二

介護保険の見直しにより居宅療養管理指導が若干変わりました。

医師からの情報提供を受けなさい

癌末期については8回まで訪問可能

訪問を行っている薬剤師は、医師への安全性情報を提供する必要がある

医師は薬剤師からの情報提供を保存する必要がある

ちなみに他職種の居宅療養管理指導について見てみると、薬剤師との関わりが今まで以上に出てきます。

ケアカンファレンス、あるいは他職種単独からの相談が薬剤師に向けられます。

居宅療養管理指導を目に入れて、日常の服薬指導を行い、要請があればすぐ現場（居宅・カンファレンス）に行く用意を整える必要があります。

= 参考 =====

### ＜管理栄養士居宅療養管理指導＞では

管理栄養士の行う居宅療養管理指導については、以下のアからクまでに掲げるプロセスを経ながら実施すること。

ア・イ（略）

ウ 栄養アセスメントを踏まえ、管理栄養士は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、その他の職種の者と共同して、利用者ごとに摂食・嚥下機能及び……

### ＜医師・歯科医師による居宅療養管理指導＞では

医師・歯科医師による居宅療養管理指導については、その機能としての「情報提供」と「指導・助言」のそれぞれの算定要件を明確化するとともに、「情報提供」を行わない場合には減算を行う。

「情報提供」及び「指導又は助言」の方法

#### 1) ケアマネジャー等に対する情報提供の方法

ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とする（必ずしも文書等による必要はない。）当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、下記の「情報提供すべき事項」（薬局薬剤師に情報提供する場合は、診療状況を示す文書等の内容も含む。）について原則として文書等（メール、FAX等でも可）により、ケアマネジャー等に対して情報提供を行うことで足りるものとする。

3月13日国説明：薬局薬剤師に行っても算定可能。

= =====

## 介護保険と医療保険の比較

### <居宅療養管理指導> 介護保険 + 介護予防居宅療養管理指導

薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導について、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機関の薬剤師が行う場合にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者またはその家族に対して積極的に文書等にて提供するよう努め、速やかに記録（薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあっては薬剤管理指導記録）を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告することとする。また、必要に応じて、指定居宅支援事業者等に対して情報提供するよう努めることとする。薬局薬剤師にあっては指示医に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこととする。なお、提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存する。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記載することとする。

薬局薬剤師の策定する「薬学的管理指導計画」は处方医から提供された医師・歯科医師の居宅療養管理指導における情報提供等診療状況を示す文書等に基づき、又は必要に応じて处方医と相談しながら、利用者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等を記載する。

策定した薬学的管理指導計画は、薬剤服用歴の記録等に添付する方法により保存する。

原則として、利用者の居宅を訪問する前に策定する。訪問後、必要に応じ新たに得られた利用者の情報を踏まえ計画の見直しを行う。少なくとも一月に1回は見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合にも適宜見直しを行うこと。

### <在宅患者訪問薬剤管理指導> 医療保険

（1）在宅患者訪問薬剤管理指導料は、居宅において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、あらかじめ名称、所在地、開設者の氏名及び在宅患者訪問薬剤管理指導（以下「訪問薬剤管理指導」という。）を行う旨を地方社会保険事務局長に届け出た保険薬局の薬剤師が、医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、当該指示を行った医師に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に算定する。

（7）訪問薬剤管理指導は、当該保険薬局の調剤した薬剤の服用期間内に、患者の同意を得て実施する。なお、調剤を行っていない月に訪問薬剤管理指導を実施した場合は、当該調剤年月日及び投薬日数を調剤報酬明細書の摘要欄に記入する。

（2）「薬学的管理指導計画」は、処方医から提供された診療状況を示す文書等に基づき、又は必要に応じて处方医と相談しながら、患者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、患者への訪問回数、訪問間隔等を記載する。

（3）策定した薬学的管理指導計画書は、薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存すること。

（4）薬学的管理指導計画は、原則として、患者を訪問する前に策定する。

（5）訪問後、必要に応じ新たに得られた患者の情報を踏まえ計画の見直しを行うこと。

（6）薬学的管理指導計画は少なくとも1月に1回は見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合にも適宜見直しを行うこと。

居宅療養管理指導料を月2回以上算定する場合（がん末期患者に対するものを除く。）にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。がん末期患者については、週2回かつ月8回に限り算定できる。

居宅療養管理指導を行った場合には、薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも以下のア～ツについて記載しなければならない。

- ア 利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等の利用者についての記録
- イ 処方した医療機関名及び処方医氏名、処方日、処方内容等の処方についての記録
- ウ 調剤日、処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録
- エ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用等の利用者についての情報の記録
- オ 利用者又はその家族等からの相談事項の要点
- カ 服薬状況
- キ 利用者の服薬中の体調の変化
- ク 併用薬（一般用医薬品を含む。）の情報
- ケ 合併症の情報
- コ 他科受診の有無
- サ 副作用が疑われる症状の有無
- シ 飲食物（現に利用者が服用している薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況等
- ス 指導した薬剤師の氏名
- セ 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名
- ソ 処方医から提供された情報の要点
- タ 訪問に際して実施した薬学的管理の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複作用、相互作用の確認等）
- チ 訪問に際して行った指導の要点
- ツ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

居宅療養管理指導を行った場合には、医療機関の薬剤師にあっては薬剤管理指導記録に、少

（8）在宅患者訪問薬剤管理指導料を月2回以上算定する場合（がん末期患者及び中心静脈栄養法の対象患者に対するものを除く。）は、算定する日の間隔は6日以上とする。がん末期患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回に限り算定できる。

- （9）在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定するためには、薬剤服用歴の記録に「区分10」の（3）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されなければならない。
  - ア（セ）訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名
  - イ（ソ）処方医から提供された情報の要点
  - ウ（タ）訪問に際して実施した薬学的管理の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用の確認等）
  - エ（チ）訪問に際して行った指導の要点
  - オ（ツ）処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

- （3）薬剤服用歴管理料を算定する場合は、薬剤服用歴の記録に、次の事項等を記載する。
  - ア 氏名・生年月日・性別・被保険者証の記号番号・住所・必要に応じて緊急時の連絡先等の患者についての記録
  - イ 処方した保険医療機関名及び保険医氏名・処方日・処方内容等の処方についての記録
  - ウ 調剤日・処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録
  - エ 患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の患者についての情報の記録
  - オ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
  - カ 服薬状況
  - キ 患者の服薬中の体調の変化
  - ク 併用薬（一般用医薬品を含む。）の情報
  - ケ 合併症の情報
  - コ 他科受診の有無
  - サ 副作用が疑われる症状の有無
  - シ 飲食物（現に患者が服用している薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況等
  - ス 指導した保険薬剤師の氏名

なくとも以下のア～カについて記載しなければならない。

- ア 利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号
- イ 利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴
- ウ 薬学的管理の内容（医薬品の保管状況、服薬状況、重複投薬、配合禁忌等を含む。）
- エ 利用者への指導及び利用者からの相談の要点
- オ 訪問指導等の実施日、訪問指導を行った薬剤師の氏名
- カ その他の事項

居宅療養管理指導を算定している利用者に投薬された医薬品について、医療機関又は薬局の薬剤師が以下の情報を知ったときは、原則として当該薬剤師は、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するものとする。

- ア 医薬品緊急安全性情報
- イ 医薬品等安全性情報

現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導料は、算定しない。

居宅において疼痛緩和のために厚生労働大臣が別に定める特別な薬剤（以下「麻薬」という。）は、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬」のうち、使用薬剤の購入価格（薬価基準）（平成14年厚生労働省告示第87号）に収載されている医薬品であり、以降、改定がなされた際には、改定後の最新の薬価基準に収載されているものを意味する。

麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われてい利用者に対して、麻薬の服用及び保管取扱い上の注意事項等に關し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認

- （10）患者が医師又は薬剤師の配置されている病院、診療所、施設等に入院若しくは入所している場合及び現に他の保険医療機関又は保険薬局の薬剤師が訪問薬剤管理指導を行っている場合は、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定しない。
- （11）在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した月においては、その他の薬学管理料は算定できない。

- （12）麻薬管理指導加算
  - ア 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の服用及び保管取扱い上の注意等に關し必要な指導を行うこと

を行った場合に算定する。なお、薬局薬剤師にあっては、処方せん発行医に対して必要な情報提供を行うことが必要である。

麻薬管理指導加算を算定する場合にあっては、薬局薬剤師にあっては薬剤服用歴の記録に記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されなければならない。

ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は增量投与による副作用の有無などの確認等）

イ 訪問に際して行った患者又は家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、保管管理の指導等）

ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等に関する事項を含む。）の要点

エ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。）

麻薬管理指導加算を算定する場合にあっては、医療機関の薬剤師にあつたは薬剤管理指導記録に記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されなければならない。

ア 麻薬に係る薬学的管理の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、疼痛緩和の状況等）

イ 麻薬に係る利用者又は家族への指導・相談事項（麻薬に係る服薬指導、保管管理の指導等）

ウ 利用者又は家族から返納された麻薬の破棄に関する事項

エ その他の麻薬に係る事項

医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載する。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。また、開局薬剤師による訪問結果についての文書は、診療録に添付する等により保存することとする。

もに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行い、処方せん発行医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ 「注2」の麻薬管理指導加算は、在宅患者訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。

ウ 麻薬管理指導加算を算定するためには、薬剤服用歴の記録に「区分10」の（3）及び「区分15」の（9）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されなければならない。

（イ）訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は增量投与による副作用の有無などの確認等）

（ロ）訪問に際して行った患者・家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、保管管理の指導等）

（ハ）処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

（二）患者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。）

（13）「注3」に規定する交通費は実費とする。



## 講演資料 ライフラリー

薬事情報事業の一環として、講演などの資料を掲載することとなりました。会員の皆様の講演資料作成等に役立てていただければと思います。無料でお貸し出しできる物を掲載していますので、各資料で興味のある方は県薬事務局にご連絡ください。又、新しく入手した資料につきましては、順次掲載します。

### 【CD】

	題名	提供者・管理者	形式
1	スモーキングペイビー(禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
2	肺癌(禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
3	みみず(禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
4	Every cigarette is doing you damage (禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
5	Every cigarette is doing you damage (禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
6	小学生向けスライド1(禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
7	小学生向けスライド2(禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
8	小学生向けスライド3(禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
9	キラキラ10/4(禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
10	青少年に(禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
11	タバコを吸うと肺がどうなるか?(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
12	受動喫煙で血管収縮(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
13	オーストラリアの禁煙CM(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
14	喫煙で動脈硬化が加速(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
15	軽いタバコの嘘(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
16	手遅れ(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
17	1年分のタール(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
18	ニコチン依存ネズミ(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
19	副流煙の方が危険!実験映像(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
20	脳出血(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
21	デイブ・ゲーリッツ氏の告発(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
22	レイン(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
23	smoker's face(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
24	コロンビア・ライト(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
25	デビ・オースチン(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
26	ユル・プリンナー(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
27	悪魔のacademy(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
28	眼底出血(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
29	喫煙サル(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
30	喫煙で能率低下(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
31	低体重ネズミ(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
32	副流煙とウェイトレス(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
33	好奇心(禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
34	禁煙指導用スライド	増田和彦	(パワーポイント)
35	分煙	増田和彦	(パワーポイント)
36	ニコチン依存症	増田和彦	(パワーポイント)
37	薬の基礎知識(一般消費者啓発用)	三次	(パワーポイント)
38	薬物乱用はダメ、ゼッタイ スターディショップ(指導者用)	県薬事務局	
39	薬物乱用はダメ、ゼッタイ スターディショップ(指導者用)	県薬事務局	
40	薬局薬剤師の接遇マニュアル 研修用 平成16年9月((社)日本薬剤師会)	吳	(パワーポイント)
41	健康くれ21「健康くれ体操」	吳	
42	薬剤師のための「ヒューマンエラー自己分析システム」	吳	
43	GSK e 情報(高尿酸血症用情報・うつ病情報・単純ヘルペスと上手につきあう・よりよいぜんそくのコントロール)(グラクソスミスクライン)	府中	

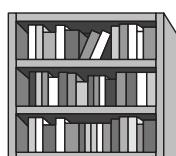
## 【書籍・冊子・資料】

	題名	提供者・管理者	形 式
1	薬から高齢者の健康を考える	安佐	テキスト 15ページ
2	薬から高齢者の健康を考える	安佐	テキスト 19ページ
3	漢方入門	安佐	テキスト 20ページ
4	薬草と親しむ	安佐	テキスト 31ページ
5	薬剤師のためのいざというとき頼りになるこの一冊	府中	書籍 133ページ
6	動き出した医学教育改革 良き臨床医を育てるために	府中	書籍 211ページ
7	心血管系疾患とレニン・アンジオテンシン系	府中	書籍 255ページ
8	アトピー性皮フ炎	府中	冊子 10ページ
9	皮脂欠乏症(乾皮症)	府中	冊子 10ページ

## 【ビデオ】

	題名	提供者 管理者	形 式
1	くすりを正しく使って健康ファミリー “お年寄りとその家族のみなさんへ”	(1993)	呉 24分
2	あなたの街の保険薬局 “処方せんをもらったら” ((社)日本薬剤師会)	呉	
3	「薬の飲み合せ」	呉	
4	日常生活と成人病シリーズ	呉	133分
5	お年寄りが薬と上手に付合う方法	呉	15分
6	薬剤師との上手なつきあい方 (NHK きょうの健康)	(2002.10)	呉
7	薬と上手につき合う (NHK きょうの健康)	(1998.11)	呉
8	訪問薬剤管理指導の実践((財)日本薬剤師研修センター)	呉	
9	健康くれ21 「健康くれ体操」	呉	
10	保険薬局スキルアップシリーズ キルアップ ザ・接遇	府中	20分
11	服薬指導のためのカウンセリングテクニック ベーシック編	府中	20分
12	服薬指導のためのカウンセリングテクニック アドバンス編	府中	23分
13	服薬指導のためのカウンセリングテクニック マスター編	府中	26分
14	服薬指導のためのカウンセリングテクニック 応用編	府中	21分
15	信頼される薬剤師へ 薬学生の挑戦 あなたはもっていますか? 医療人としてのこころがまえ	(2003.7)	府中 20分
16	O-157腸管感染症 その病態と抗菌薬療法の効果	府中	19分
17	パニック障害の障害と治療	府中	20分
18	小児のための服薬指導 コンプライアンスを高めるために	府中	15分
19	インフルエンザの新しい治療法 インフルエンザにかかったら	府中	8分

資料を提供していただいた支部担当役員の方、個人の方、感謝の意を込めて掲載させていただきます。  
引き続きよろしくお願ひいたします。(個人名以外は支部名を表示しています。)



これは!!と思われる資料がありましたら県薬事務局までご連絡ください。  
無料で貸し出します。  
また、提供したい資料や、“これ、もっといて”という資料がありましたら  
ご連絡ください。お預かりします。  
会員の皆様からの、こんな資料を作って…というご意見にもお答えします。

**まずはご連絡を!!!**

**広島県薬剤師会事務局 電話(082)246-4317**

## 広島県薬剤師会会員証（会員カード）の有効期限は7年

会員カードはクレジット機能を持ち、有効期限が7年です。（保険料・年会費等は無料）



## 会員カードでWポイントがつきます

Wポイントカードに  
関するお問い合わせは (株)和多利広島営業所 ☎082-832-2606  
E-mail wpoint-e@fine.ocn.ne.jp (株)中国総合研究所 E-mail csk@mb.kcom.ne.jp

Wポイントカードホームページ <http://www.wpoint.co.jp>

### 広島県Wポイントカード加盟店

平成18年3月1日現在

店舗名	ポイント	店舗名	ポイント	店舗名	ポイント
宮内串戸商店街		化粧品		飲食店・レストラン	
ジョイ薬局	1	アリモト 本店	3	一竜 広島店	1
第一ドライ 串戸店	1	リビング事業社 ゲル&ゲル	1	一心太助 アルパーク店	2
廿日市交通	1			一心太助 胡町店	2
				一心太助 福山店	2
				一心太助 袋町店	2
横川商店街		生活日用品		囲炉裏茶屋 やまぼうし	1
ゴッドバーガー	1	カギのひゃくとう番	5	魚舞亭	2
茶房 パーヴェニュー	1	サカイ引越センター	13	カフェ ダヴィンチ	2
トイズ&ホビー むらかみ	1	車両代・人件費に対して100円につき 2ポイント付与されます。金券のご利用 は出来ません。		釜飯酔心 本店	2
はきもの 武本	1			釜飯酔心 アルパーク店	2
横川 ちから	1			釜飯酔心 五日市店	2
				釜飯酔心 新幹線店	2
衣料品				釜飯酔心 流川店	2
OUT-DOOR'S 船越店	1	RCC文化センター 貸会議室	11	釜飯酔心 麻生門店	2
S1904	1	リースキン 家庭用事業部 広島支店	2	寿司道場酔心 支店	2
キャン・ドゥ 可部店	3	リースキン 家庭用事業部 広島北営業所	2	惣菜酔心 アッセ店	2
キャン・ドゥ 廿日市店	3	リースキン 家庭用事業部 広島西営業所	2	惣菜酔心 立町店	2
キャン・ドゥ ロフト	3	リースキン 家庭用事業部 広島東営業所	2	京もみじ	2
COOL INN. 大町店	1	500円につき1ポイントです。		くれない	1
COOL INN. サンモール店	1			芸州 本店	2
COOL INN. フジグラン広島店	1			芸州 胡店	2
studio LOHAS	1			ごはんや	2
住吉屋 的場店	1			ごはんや 広島空港店	2
住吉屋 三次店	1			さざん亭 三次店	2
MEN'S REVO 呉店	1			瀬戸田すいぐん丸	2
MEN'S REVO 高陽店	1			ちから 本店	2
MEN'S REVO 西条店	1			ちから 旭町店	2
MEN'S REVO 船越店	1			ちから 五日市店	2
MEN'S REVO 楽々園店	1			ちから 井口店	2
				ちから 牛田店	2
スーパー・マーケット				ちから 宇品店	2
マダムジョイ アルパーク店 直営食品売場	1			ちから 尾長店	2
マダムジョイ 江波店 直営食品売場	1			ちから 海田店	2
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場	1			ちから 上八丁堀店	2
マダムジョイ 千田店 直営食品売場	1			ちから 觀音店	2
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場	1			ちから 頓園店	2
マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	1			ちから 京口通店	2
				ちから 吳駅店	2
和・洋菓子				ちから 己斐店	2
にしき堂 本店	1			ちから 高陽店	2
にしき堂 中筋店	1			ちから そごう店	2
広島ボエム	1			ちから タカノ橋店	2
パパ・ドゥ	1			ちから 出汐店	2
				ちから 十日市店	2
美容・理容・健康				ちから 中の棚店	2
英国式足健康法 リフレックス	2			ちから 西原店	2
髪処 ふくろう	2			ちから 八丁堀店	2
星ビルB1F メディカルフィットネス	2	セセオカード・定期券・回数券の購入に際し Wポイント金券を使用することができます。 Wポイントカードは使用できません。			

ちから 光町店	2	ルマガジンの受信ごとに1ポイント、メールマガジンのアンケートに回答すると30ポイント以上（各号によって異なります）		サイクルショップカナガキ 己斐店	1
ちから 広島駅店	2			サイクルショップカナガキ 東雲店	1
ちから 福屋駅前店	2			サイクルショップカナガキ 戸坂店	1
ちから 府中店	2				
ちから 舟入店	2				
ちから 船越店	2				
ちから 戸坂店	2	カルチャー・教育			
ちから 堀川店	2	星ビル3F ベビー・ワールド	2	ガソリンスタンド	
ちから 本浦店	2	リビング事業社 リビング・コミュニティ・カレッジ	1	大野石油店 旭橋SS	1
ちから 本通4丁目店	2	RCC文化センター	1	大野石油店 五日市インターSS	1
ちから 的場店	2			大野石油店 井口SS	1
ちから 皆実町店	2	趣味・雑貨		大野石油店 牛田大橋SS	1
ちから 向洋店	2	えひめでいあ	2	大野石油店 観音SS	1
ちから 八木店	2	売店 さざなみ	1	大野石油店 熊野団地SS	1
ちから 矢野店	2	ピカソ画房 本店	1	大野石油店 吳SS	1
ちから 矢野西店	2	星ビル4F アンティークドール	2	大野石油店 高陽町SS	1
ちから 楽々園店	2	星ビル2F 知育玩具とオルゴール	2	大野石油店 西条インターSS	1
豆匠 広島本店	2	HOBBY TOWN 広島店	2	大野石油店 東雲SS	1
豆匠 福山店	2	HOBBY TOWN 福山店	2	大野石油店 商工センターSS	1
とく 福山イトーヨーカドー店	2			大野石油店 造幣局前SS	1
とく 堀川店	2	ジャパンツケリスト	14	大野石油店 高取SS	1
徳川 総本店	2	広島三次ワイナリー ワイン物産館	1	大野石油店 高屋ニュータウンSS	1
徳川 五日市店	2	広電宮島ガーデン	1	大野石油店 出島SS	1
徳川 海田店	2	現金払いは100円につき1ポイント。		大野石油店 西白島SS	1
徳川 呉中通り店	2	ジャパンツケリストカード払いは100円につき1.5ポイントがつきます。		大野石油店 廿日市インターSS	1
徳川 高陽店	2			大野石油店 八丁堀SS	1
徳川 西条プラザ店	2			大野石油店 東広島SS	1
徳川 サンリブ可部店	2			大野石油店 広島東インターSS	1
徳川 廿日市店	2	温井スプリングス	2	大野石油店 緑井SS	1
徳川 鯛沙門台店	2	ホテルニューヒロデン	12	大野石油店 皆実町SS	1
徳川 広店	2	クレジットの支払いにはポイントは付与されません。現金支払い時のみ100円につき2ポイントがつきます。		大野石油店 横川SS	1
徳川 福山東深津店	2			山陽礦油 相生橋SS	1
徳川 戸坂店	2			山陽礦油 大州SS	1
徳川 ベスト電器広島本店	2			山陽礦油 かめ山SS	1
徳川 南観音店	2	ゴルフバリュー 船越店	2	山陽石油 蔵王インターSS	1
徳川 南区民センター店	2	ゴルフバリュー 本通店	2	山陽石油 住吉町SS	1
徳川 三原店	2	ダイナマイ特 吉島店	2	山陽石油 多治米町SS	1
徳川 安古市店	2			山陽石油 深津SS	1
トラバドール	2			山陽石油 南本庄SS	1
東風	2			山陽石油 水呑町SS	1
のん太鮨 パセーラ店	2				
バー・エトワール	2				
ビーフの館 ジュジュ苑	2				
広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン	1				
広島三次ワイナリー バーベキュー・ガーデン	1				
フィレンツェ	2	ゴルフ場・ゴルフ練習場			
フルーツレストラン まるめろ	1	グリーンパーク・ヒロデン	1		
ブルコギ亭	2				
プロント	2				
プロント 広島胡町店	2				
平和工房	2				
星ビル5F オルゴールティーサロン	2				
三井カーデンホテル広島25F コフレール	2				
ル・トランブルー	2				
レストラン・アザレア	2				
レストラン・フラワー	2				
レストラン 味蔵	1				
各売場によりポイント数が異なります。					
印鑑・名刺・ハガキ					
銀河（えひめでいあ）	2	横田印房	10		
平田観光農園	1				
ヒロデンボウル	1				
ボウル国際	1				
自転車					
サイクルショップカナガキ	1				
サイクルショップカナガキ	1				
サイクルショップカナガキ	1				
W E B					
Heart Leap Up HIROSHIMA	17				
HPにて会員登録で100ポイント、メー					

## 指 定 店 一 覧

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	株式会社江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	株式会社阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	株式会社広島全日空ホテル	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル株式会社	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損害保険広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	株式会社河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00~19:00	毎週火曜日(火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	株式会社サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト株式会社	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	株式会社全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円(別途相談)機器取付工事代20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	株式会社北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
事務機器	株式会社ふるがいち	割引率は商品で異なる。 文具事務用品30%引		毎週水曜日	広島市南区松川町1-18	(082)262-0191
時計・宝石・メガネ・カメラ	株式会社ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	株式会社下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	株式会社広島トヨペット 広島トヨペット	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車部品	株式会社モントカルロ(店舗名) 吉島店・安古市店 五日市店・可部店 高陽店 府中店・三次店 吳店・西条店 蔵王店・駅家店 尾道東店・三原店	専用カード(GOLDカード申込者のみ) モントカルロ各店にて、通常価格より10%引き、エンジンオイル等交換工賃無料、8項目点検無料、車検・鍵金・アウトレット割引有、ポイント有100円で1ポイント、従来のコーポレートカードは廃止になります。	10:00~19:00~20:00 閉店時間は曜日により変更となります。	年中無休	本社 広島市西区商工センター4-8-1	本社 (082)501-3447
車	株式会社オートショップ ヤスダ	車検・板金・塗装20%引	10:00~20:00		呉市中央5-8-25	(0823)24-1345
書籍	株式会社フタバ図書	現金のみ定価5%引(直営店のみ)		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	株式会社紀伊国屋書店 広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F	(082)225-3232
食事・食品	株式会社お好み共和国ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	株式会社平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店) 年中無休 9:30~19:00	日お盆・年末年始休業 7-1-19	広島市西区商工センター	(082)277-8181

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
レジャー	國富株式会社広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より5%off、器材オーバーホール：通常価格より5%off	8:30~20:00	なし	広島市西区観音町13-9	(082)293-4125
進物	株式会社進物の大進	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送費 広島県内無料(2,000以上の商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(有)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・ 婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
紳士服・ 洋品他	株式会社セルモ本社	店頭表示価格(売出品含む)から3%引		毎週土・日曜日、 祝祭日	広島市西区商工センター 2-3-1	(082)279-5511
複写機・ ファックス	ミノルタ販売株式会社	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・ 仏具	株式会社三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、 仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	株式会社JTB広島支店 (JTB紙屋町シャレオ店・JTB広島駅前支店)	ルックJTB3%引(ルックJTBスリムを除く)エースJTB3%引 本人とその家族対象		日祭休	広島市中区紙屋町2-2-2	(082)542-5020
	ひろでん中国新聞 旅行株式会社・吳営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トビック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	株式会社日本旅行 広島支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区基町13-7 朝日ビル2F	(082)222-7002
装飾	青山装飾株式会社	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所株式会社 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	株式会社デオデオ商事	デオデオ店頭価格より家電製品 10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	廿日市市木材港南8-22	(0829)34-2508

ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示下さい。

入会申込書は県薬事務局にあります

カードの作成は無料です



## ◆ 県薬だより ◆



### 県薬より支部長への発簡

- 2月16日 調剤報酬改定等に関する答申について（各支部長、各役員）
- 2月16日 支部長・理事合同会議の提出議題について（2/18）（各支部長、各役員）
- 2月16日 アガリクス（カワリハラタケ）を含む製品について（通知）（各支部長）
- 2月20日 平成18年度調剤報酬改定等説明会の開催について（3/19・28）（各支部長）
- 2月20日 平成18年度調剤報酬改定等に係る関係資料の送付について（各支部長、各役員）
- 2月20日 「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づく支部担当者研修会の開催について（3/12）（各支部長）
- 2月21日 支部長・理事合同会議資料の送付について（2/18）（各支部長、各役員）
- 3月10日 県薬会誌への寄稿について（各支部長外）
- 3月22日 平成18年度診療報酬改定資料について（各支部長、各役員）
- 3月22日 後発医薬品の安定供給について（各支部長）
- 3月22日 レセプトのオンライン化に関するパブリックコメントの募集について（各支部長）
- 3月22日 広島大学病院・新規採用医薬品及び取り扱い中止医薬品について（各支部長）
- 3月27日 「熊本県薬剤師会におけるジェネリック（後発）医薬品の標準化についての報告」（各支部長、各支部社会保険担当者、保険薬局部会担当理事）
- 3月27日 処方せん様式の一部改正に伴う保険医療機関への情報提供について（各支部長、各支部社会保険担当者、各保険薬局部会担当理事）
- 3月30日 広島大学病院・取り扱い中止の医薬品について（各支部長）
- 3月30日 平成18年度調剤報酬改定等に係るQ&Aについて（各支部長、各保険薬局部会担当理事）
- 4月4日 平成18年度広島県薬剤師会賞及び同功

- 労賞並びに同有功賞授賞候補者の推薦について（お願い）（各支部長）
- 4月10日 院外処方せんの応需について（各支部長）
- 4月10日 「介護保険研修会」開催について（4/16）（お願い）（各支部長）

### ◆平成18年2月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成18年2月16日（木）午後6時～同8時35分  
場 所：広島県薬剤師会館

出席者：前田会長、豊見、平井、松下、森井各副会長  
有村、大塚、重森、澁谷、田口、谷川、野間、  
野村、増田各常務理事

欠席者：木平副会長、宗常務理事  
議事要旨作製責任者：重森常務理事

#### 1. 報告事項

（1）1月定例常務理事会議事要旨  
内容確認のうえ、誤り等があれば事務局へ連絡することとされた。

#### （2）諸通知

次の諸通知等について報告された。  
ア. 来・発簡報告

イ. 会務報告  
ウ. 会員異動報告

#### （3）委員会等報告

（前田会長）  
ア. 中電病院院長来会

1月27日（金）に来会され、PETの紹介があったことが報告された。

#### イ. 日本薬剤師会中・四国会長会

2月4日（土）・5日（日）に鳥取市・ホテルモナーク鳥取で開催され、藤井基之参議院議員から薬局が医療提供施設として規定された話を聞いたこと、また、各県薬の検査センターの状況を聞いたところ、香川、徳島両県薬の検査センターの設備が断トツによく、取り扱う金額も大きいこと、規制緩和の影響で香川県はほとんど収益がなく、広島、岡山は收支均衡、他の県薬は委託のみという状況であったことが報告された。

#### ウ. 広島県医療審議会

2月7日（火）に県庁北館で開催され、医療法の取扱いに関しては病院の開設と増床についての協議があつたこと、また、広島県保健医療計画を新たに策定するために素案が示されており、この段階で医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会など各種団体の案件が出来ているので、これをまとめて地域保健対策協議会の原案が作成されることになるとの報告がされた。

#### エ. 経済レポート来会

2月8日（水）に来会があり、調剤薬局チェーンの今後についての取材ということであり、ドラッグマガジンを紹介したとの報告があった。

#### （前田会長、木平・豊見・松下・森井各副会長）

#### ア. 保健医療計画検討委員会

1月31日（火）に開催され、医療提供システム等について薬剤師会の意見として、かかりつけ薬局の名前を出すことや休日当番薬局の広報を徹底させること等の提案をとりまとめたこと、また、薬剤師の研修・実務実習のことや在宅のターミナルケアの文言等を盛り込むことをとりまとめて提出したことが報告された。

## (豊見副会長)

## ア. 平成17年度DEM事業検討会

1月27日（金）に開催し、2月20日から始まるDEM事業について、今年は、インターネットによる受付のみとし、どうしても用紙による提出を希望する者に対しては支部で対応してもらうこととし、県薬での代行入力はできない旨を各支部へ説明し、協力を依頼したことが報告された。

## イ. 保険薬局部会担当理事打合会

2月7日（火）に開催して、代議員会に提出する広島県薬剤師会保険薬局部会会費賦課納付規程について検討し、従来、受付枚数とあったのを受付回数に変更すること、及び、これまで5パーセント引きは2年を期限として2回続けてきたが、今後の状況が不明であるので次の改定までの間は期限を設けないこととして、改正（案）を理事会、代議員会へ提案したいとの報告があった。

## ウ. 広島県、広島社会保険事務局の共同による社会保険医療担当者（保険薬局及び保険薬剤師）の集団的個別指導（集団部分）

2月16日（木）に広島県薬剤師会館において開催され、社会保険医療担当者及び新保険薬剤師合わせて300名近くが広島社会保険事務局及び広島県薬務室による集団的個別指導を受けたことが報告された。

## （平井副会長）

## ア. 広報委員会

2月10日（金）及び15日（水）の両日、会誌3月号の編集作業をしたことが報告された。

## （松下副会長）

## ア. 日本薬剤師会代議員会議事運営委員会

1月19日（木）に東京で開催され、今回は、日本薬剤師会会長、副会長、監事の選挙に関する件で、現状では、副会長5名のところ7名の候補があり、選挙となる可能性があるとの報告があった。

## イ. 広島県保健医療計画検討委員会保健医療検討部会

1月23日（月）に県庁で開催され、以前から続いている医療計画についての検討は平成18年度までが前回で終わったので、平成19年度からの計画の検討を行うことになるが、当部会での検討はほとんどが医療に関することであるとの報告がされた。

## ウ. 日本薬剤師会代議員会中国ブロック会議

1月28日（土）・29日（日）に島根県出雲市で開催され、本会から提出していた事項の中からも日本薬剤師会代議員会において鳥取県の小林代議員に代表質問してもらうことになっていることが報告された。

## （森井副会長）

## ア. 広島県地域保健対策協議会健康食品の正しい知識の普及に関する特別委員会

2月6日（月）に広島医師会館で開催され、この委員会が第3回の開催をもって終了したこと、当日報告されたアンケート調査結果については、広島医学に投稿するほかホームページにも掲載されることになったこと、また、この委員会で行ってきたことを県民にPRするために、ポスター「健康食品を正しく理解するために」を作成し、各薬局へ2枚程度配付する予定であることが報告された。

## イ. 選挙管理委員会

2月14日（火）に、会長、監事、日薬代議員及び日薬予備代議員選挙に関する会議を開催し、委員長に松井委員を、副委員長に作田委員を選出した後、日程を協議して、3月1日に会誌で告示、3月10日までの10日間を立候補の受付期間、投票日

を3月21日とすることに決定したことが報告された。

## （有村・田口各常務理事）

## ア. 日本薬剤師会平成17年度全国介護保険担当者会議（第2回）

2月3日（金）に東京で開催され、ケアマネジャー連絡協議会の木村会長の講義があつたこと、基本チェックリスト等が県から送付されてくるので薬局に置いてほしい旨の依頼があつたこと等が報告された。

また、決定された基本チェックリストから薬の部分がなくなつたこと、栄養士など薬剤師や医師といった医療関係者でない人も内服のチェックしていくのでしっかり啓発・指導をやってないと薬剤師は何をやっているのかということになる、今後、介護保険では基本チェックリストを薬局に置くことになっており、健康回復相談薬局事業を進めていきたいと報告された。

## イ. 日本薬剤師会平成17年度全国職能対策実務担当者会議

2月4日（土）に東京・ホテルはあといん乃木坂で開催されたこの会議は、分業担当者会議が名称変更されたもので、午前中は、日薬雑誌2月号に掲載されていた本年度の目標6項目について、一般医薬品のカテゴリー分けについて、そして保険に関してまだ数字が入っておらず調整があるとの内容でそれぞれ説明があつたこと、また、午後は、今後の薬剤師の職能についてワークショップがあつたことが報告された。

## （宗常務理事）（次回常務理事会報告）

## ア. 日本薬剤師研修センター第2回認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ

2月11日（土）・12日（日）於 八王子市

## （田口常務理事）

## ア. 中四国地区ワークショップ準備委員会（調整機構・機関）

1月19日（木）に岡山で開催され、来年度のワークショップについて打合せを行い、四国・中国で3回開催することとして、取り敢えず1Pが27人のグループ2つによるワークショップを2回、3つによるワークショップを1回開催すること、広島県の指導薬剤師としては30人から40人位の間で育成していくこと、また、再来年度については不透明なところがあるが、5回開催する予定になっていることが報告された。

## （田口・谷川各常務理事）

## ア. 業務分担 担当理事打合会

2月13日（月）に、2月最終週に開催する広島国際大学で開催する4年制最後の指導薬剤師のワークショップ準備をしたことが報告された。

## （増田常務理事）

## ア. 日本薬剤師会平成17年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者研修会

1月20日（金）に東京・日薬で開催され、日薬のインターネットを利用した情報伝達などにおいて、全員にIDを発行して会員管理システムと連動させることには時間がかかっていること、IP電話の導入やインターネットテレビ会議の実施を検討していること、基盤整備として2次元バーコードの対応等が挙げられていたこと、電子処方せんに向けた検討でイーブン処方等の中で電子化が可能ということであったが難しい、しかし、検討中であるので早急に何か出てくるのではないかとの話があつたこと、DEM事業の説明があつたこと、ポスターをどうすればよいかという質問

に対して、期間は前からでも後からでもよいから貼っておいてくれという回答であったことが報告された。

イ. 業務分担 担当理事打合会

2月15日（水）に開催し、薬事情報センターの平成18年度の予算に関して打合せを行い、情報センターの職員について、現在の常勤1名、非常勤1名の1.5人体制を、常勤2名体制で進めていきたいということであったが、理事会等での了解を要する事項であり、これを済ませてからということになったとの報告があった。

これに対して、今後の議論において、常勤2名にした場合は、例えばおくすり相談窓口は昼休みも対応するとか、仕事量の増について検討するよう要請があった。

（第38回日本薬剤師会学術大会関連）

ア. 第38回日本薬剤師会学術大会運営委員会（総務・財務担当）（松下副会長）

1月25日（水）に開催し、総務、財務担当委員が出席して、大会経費について協議したことが報告された。

イ. 第38回日本薬剤師会学術大会運営委員会（財務担当）（松下副会長）

2月8日（水）1月25日の会議を踏まえて協議をしたことが報告された。

ウ. 第38回日本薬剤師会学術大会大阪医薬品協会へ報告（森井副会長）

2月10日（金）に大阪市において、事業実績報告及び収支決算内容を説明し、報告書を提出したことなどが報告された。

2. その他の委員会等報告事項

（1）がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会

1月21日（土）於 広島県健康福祉センター 開催して、豊見副会長から医療用麻薬について規制緩和が行われる予定で、どういう形になるか不明であるものの、従来よりは薬局間におけるやりとりが容易に可能なる見通しであること、調剤報酬について、薬剤情報提供料の2がなくなり、薬歴の方に入ったこと、更正医療で広大でHIVの薬を出すこととなつたことが報告された。

（2）広島県医療審議会保健医療計画部会

2月1日（水）於 県庁

（3）平成17年度医薬品のより良い使用推進員講習会

2月7日（火）於 福山地域事務所

2月8日（水）於 東広島地域事務所

2月15日（水）於 吾地域事務所

（4）第46回広島県公衆衛生大会

2月9日（木）於 佐伯区民文化センター

（5）厚生労働省による認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ「第1回薬剤師のためのワークショップ in 岡山」

2月11日（土）・12日（日）於 岡山大学

（6）第1回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会

2月11日（土）於 広島国際会議場

3. 審議事項

（1）平成17年度会務並びに事業報告及び収支予算執行状況報告について

（森井副会長）

会務・事業及び収支予算執行並びに保険薬局部会事業及び収支予算執行について、平成17年4月1日から平成18年1月31日までの間ににおける状況が報告され、理事会へ報告案件として提出することとされた。

（2）平成18年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（森井副会長）

平成18年度事業計画（案）及び収支予算（案）並びに平成18年度保険薬局部会事業計画（案）及び収支予算（案）について説明があり、理事会へ起案として提出することとされた。

（3）第35回広島県薬剤師会通常代議員会の開催について（森井副会長）

3月21日（火・春分の日）午前11時から開催することとされた。

（4）支部長・理事合同会議について（森井副会長）

2月18日（土）午後3時から開催することとされた。

各議案については、各担当役員から説明することとされた。

（5）全体理事会について（森井副会長）

3月2日（木）午後6時から開催することとされた。

3月2日（木）午後6時から開催することとされた。

（6）広島地方社会保険医療協議会委員の委嘱について 委嘱依頼のとおり前田会長の就任を承諾することとされた。

（7）合併に伴う租税公課について（前田会長）

薬事衛生会館との統合に伴い、本会が納付することとなる登録免許税について、来年度、税率が現行の千分の10から千分の20に引き上げられる見通しであるため、本年度において納付することとされた。

（8）後援、助成及び協力依頼等について（森井副会長）

ア. 平成18年度「看護の日」広島県大会の後援（名義）について

日時：5月13日（土）正午～午後4時

場所：広島国際会議場

主催：（社）広島県看護協会

例年どおり、承諾することとされた。

イ. 広島県老人だけの人を支える家族の会第25回記念大会の後援（名義）について

日時：6月24日（土）

場所：広島県民文化センター大ホール

例年どおり、承諾することとされた

ウ. 第45回日本薬学会日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会の後援（名義）について

日時：10月28日（土）・29日（日）

場所：広島国際会議場

担当：広島県病院薬剤師会・福山大学

後援については承諾することとし、支援については別途検討することとされた。

4. その他

（1）次回常務理事会の開催について

3月16日（木）午後6時から開催することとし、議事要旨作製責任者は濫谷常務理事とされた。

また、臨時常務理事会を、2月23日（木）午後6時に開催することとされた。

（2）公益法人検査について

2月23日（木）午後1時30分から、広島県薬務室による検査が実施され、事務局が対応することとされた。

（3）その他行事報告

ア. 「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づく支部担当者研修会打合会

2月17日（金）

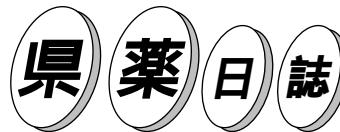
イ. 第14回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議

2月17日（金）於 岡山

ウ. 支部長・理事合同会議

2月18日（土）

- 工. 認定基準薬局新規申請及び更新薬局、保険薬局指定申請薬局との共同研修会  
2月19日(日)於 広島県薬剤師会館
- 才. 会計部会議  
2月20日(月)
- カ. 「平成18年度広島県地域保健対策協議会」(薬務室との)事業打合会  
2月21日(火)
- キ. 会館受け入れ特別委員会  
2月22日(水)
- ク. 常務理事会(臨時)  
2月23日(木)
- ケ. 日本薬剤師会平成17年度第8回理事会  
2月24日(金)於 東京
- コ. 日本薬剤師会役員懇親会  
2月24日(金)於 虎ノ門パストラス
- サ. 行政支部総会  
2月25日(土)於 広島県薬剤師会館
- シ. 日本薬剤師会第100回通常代議員会  
2月25日(土)・26日(日)於 東京・虎ノ門パストラル
- ス. 日本薬剤師会代議員会第100回を記念する会  
2月25日(土)於 虎ノ門パストラス
- セ. 薬学生実務実習受け入れ支部担当責任者会議  
2月26日(日)於 広島国際大学
- ソ. 広島県薬剤師会薬局実務実習指導薬剤師講習会  
2月26日(日)於 広島国際大学
- タ. 平成17年度広島県食品衛生講習会  
2月28日(火)於 メルバルク広島
- チ. 全体理事会  
3月2日(木)・4日(土)(予定)
- ツ. 広島県薬剤師会生涯教育講座  
3月4日(土)於 広島ワシントンホテルプラザ
- テ. 第6回日本褥瘡学会中国四国地方会  
3月4日(土)於 広島国際会議場
- ト. 「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づく支部担当者研修会  
3月12日(日)(予定)於 広島県薬剤師会館
- ナ. 常務理事会  
3月16日(木)
- 二. 井出利憲教授退任記念祝賀会  
3月18日(土)於 リーガロイヤルホテル広島
- ヌ. 平成18年度調剤報酬改定等説明会(西部)  
3月19日(日)於 中国新聞ホール
- ネ. 第35回広島県薬剤師会通常代議員会  
3月21日(火・春分の日)
- ノ. (財)広島県健康福祉センター理事会  
3月23日(木)於 広島健康福祉センター
- ハ. 平成17年度第2回広島県地域保健対策協議会定例理事会  
3月23日(木)於 広島医師会館
- ヒ. 平成17年度医薬分業指導者協議会  
3月24日(金)於 東京・中央合同庁舎5号館
- フ. 広島大学4年生並びに大学院修了生卒業記念パーティー  
3月24日(金)於 広島プリンスホテル
- ヘ. 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員・運営委員合同会議  
3月25日(土)於 岡山・アークホテル岡山
- ホ. 第24回地域リハビリセミナー・イン・広島  
3月26日(日)於 広島健康福祉センター
- マ. 平成18年度調剤報酬改定等説明会(東部)  
3月28日(火)於 県民文化センターふくやま



日付		行事内容
2月21日	火	「平成18年度広島県地域保健対策協議会」(薬務室との)事業打合会
22日	水	会館受け入れ特別委員会
23日	木	常務理事会(臨時)
24日	金	日本薬剤師会平成17年度第8回理事会(東京)
25日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度行政薬剤師会研修会並びに広島県薬学技術職員協会及び広島県行政薬剤師会総会</li> <li>日本薬剤師会代議員会第100回を記念する会(東京)</li> </ul>
25・26日		日本薬剤師会第100回通常代議員会(東京)
26日	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬学生実務実習受け入れ支部担当責任者会議(広島国際大学)</li> <li>広島県薬剤師会薬局実務実習指導薬剤師講習会(広島国際大学)</li> </ul>
27日	月	会員委員会
28日	火	広島県福祉保健部 健康増進・歯科保健室来会(広島県健康増進普及啓発実行委員会関係)
3月1日	水	第38回日本薬剤師会学術大会監査会
2日	木	全体理事会
4日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体理事会</li> <li>第38回日本薬剤師会学術大会運営委員会(広島東急イン)</li> <li>広島県薬剤師会生涯教育講座(ワシントンホテルプラザ)</li> </ul>
6日	月	広島県健康増進普及啓発実行委員会ワーキング会議(県庁)
8日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益法人検査</li> <li>広報委員会</li> </ul>
9日	木	会員委員会
10日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙管理委員会</li> <li>平成18年度調剤報酬改定等説明会(東京)</li> </ul>
11・12日		第91回薬剤師国家試験

日付		行事内容
3月12日	日	「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づく支部担当者研修会
13日	月	広島県薬剤師研修協議会
15日	水	広島県保健医療計画検討委員会(県庁北館)
16日	木	・NHK広島放送局取材 ・常務理事会
18日	土	井出利憲教授退任記念祝賀会(リーガロイヤルホテル広島)
19日	日	平成18年度調剤報酬改定等説明会(西部)(中国新聞ホール)
21日	火	第35回広島県薬剤師会通常代議員会
22日	水	・市町等高齢者保健福祉・介護保険主管課長会議(広島県健康福祉センター) ・日本薬剤師会薬剤師業務に関する特別委員会(東京)
23日	木	・広島県健康増進普及啓発実行委員会(広島県健康福祉センター) ・(財)広島県健康福祉センター理事会(広島県健康福祉センター) ・平成17年度第2回広島県地域保健対策協議会定例理事会(広島医師会館) ・認定基準薬局制度運営協議会
24日	金	・平成17年度医薬分業指導者協議会(東京) ・広島大学4年生並びに大学院修了生卒業記念パーティー(広島プリンスホテル)

日付		行事内容
3月25日	土	・中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員・運営委員会合同会議(岡山) ・呉支部総会(呉阪急ホテル)
27日	月	・広島県保険者協議会及び専門部会合同会議(八丁堀シャンテ) ・広島県地域保健対策協議会緩和ケア推進専門委員会(第2回)(広島県緩和ケア支援センター)
28日	火	・第100回広島地方社会保険医療協議会(広島厚生年金会館) ・平成18年度調剤報酬改定等説明会(東部)(県民文化センターふくやま)
29日	水	・広島県医療安全推進会議(第2回)(県庁北館) ・福山支部総会(福山すこやかセンター)
4月6日	木	・第91回薬剤師国家試験合格発表 ・正・副会長会
7日	金	広報委員会(全体)
10日	月	広報委員会
12日	水	平成18年度厚生労働省薬剤師実務研修面接
15日	土	・JPPNW日本支部(IPPNW)理事会・総会・広島県支部総会(広島医師会)
16日	日	介護保険研修会
18日	火	・広報委員会 ・表彰選考委員会
20日	木	全体理事会(リーガロイヤルホテル広島)

— 謹んでお悔やみ申し上げます —



### 常磐 友之 氏 逝去

かねて病気療養中のところ去る4月11日逝去されました。

告別式は4月12日三原市西町の順勝寺において、執行されました。

自宅：三原市港町1-2-27

喪主：常磐周作 氏

## 行事予定( 平成18年5月～平成18年7月 )

- 5月1日(月)  
　　} 平成18年度不正大麻・けし撲滅運動
- 6月30日(金)  
5月11日(木) 第56回“社会を明るくする運動”広島県実施委員会( KKR広島 )
- 5月13日(土) 平成18年度「看護の日」広島県大会( 広島国際会議場 )
- 5月13日(土)  
5月14日(日) } 第29回日本プライマリ・ケア学会( 愛知 )
- 5月20日(土) 広島県病院薬剤師会総会
- 5月21日(日) 日本医療薬学会第22回公開シンポジウム( 京都 )
- 5月24日(水) 日本薬剤師会平成18年度第2回理事会( 東京 )  
　　" 日本薬剤師会平成18年度第1回地方連絡協議会( 都道府県会長会 ) ( 東京 )
- 5月27日(土) 支部長・理事合同会議  
　　" 第35回広島県薬剤師会通常総会
- 5月28日(日) 安芸支部総会( サンピア安芸 )  
　　" 新薬剤師研修会
- 6月15日(木)  
6月16日(金) } 日本薬剤師会平成18年度試験検査センター連絡協議会( 大阪 )
- 6月16日(金) 平成18年度医療機器の販売及び賃貸管理者講習会( 広島商工会議所 )  
　　" 平成18年度医療機器の販売・賃貸管理者、修理業責任技術者継続研修会( アステールプラザ )
- 7月5日(水) 日本薬剤師会賞等選考委員会( 東京 )
- 7月12日(水) 日本薬剤師会平成18年度第3回理事会( 東京 )
- 7月12日(水) 日本薬剤師会平成18年度第2回地方連絡協議会( 都道府県会長会 )
- 7月13日(木) 日本薬剤師会議事運営委員会( 東京 )
- 7月22日(土)  
7月23日(日) } 平成18年度病院診療所薬剤師研修会( 広島県民文化センター )
- 7月22日(土)  
7月23日(日) } 日本薬剤師会代議員中国ブロック会議( 鳥取 )
- 7月29日(土) 中四国会長会( 愛媛 )
- 7月30日(日) 広島プライマリ・ケア研究会

# 会員紹介 36



広島支部

いの うえ えい こ  
井 上 映 子

えっ、趣味ですか？ 表向きはゴルフとダービングと茶道を少々。お一人様も好きですので、ヒトリでいろいろなところに安住の地を求めて彷徨っています。  
見かけたら声をかけてください。



福山支部

にし や けい  
西 谷 啓

なんか今までの体と違う。厄年も過ぎ、おっさんになったなー…そう感じてジョギングとソフトボールを始めました。ゴルフ、スキー、カーブとお酒が大好きです。どなたか、お誘いください。『すぐ行きます』



広島支部

たに がわ まさ ゆき  
谷 川 正 之

会員紹介⑬ってことは、このコーナーが始まっている6年経つんですね。やっと巡ってきたチャンス！です。で、何を書こうかと…。今年はカーブもサンフレッヂも弱いしね…。こんな愚痴ばっかりでいいのかな？イヤイヤ、元気を出して応援に行きましょう！！  
奇跡を信じて…



安佐支部

ます だ かず ひこ  
増 田 和 彦

33年ぶりにソフトボール再開しました。  
打倒 薬天タブレッツ！！  
誰かチームに誘ってください！！  
右投げ 右打ち  
ポジション ベンチ以外ならどこでも



東広島支部

まつ い さと まさ  
松 井 聰 政

趣味は、ゴルフに行ってビールを飲むことです。特技は、ビールを飲みながら大声で話すことです。年収は、毎日ビールが飲めるくらいです。体型は、ビールばらです。好きな季節は、ビールが飲めるならいつでも。でも最近、凝っている好きな飲み物は赤ワインです。是非一緒にビールを飲みに行きませんか？ 赤ワインでも良いですよ。



広島支部

はら だ のぶ え  
原 田 修 江

自慢できるような趣味はこれと言ってないのですが、小さな庭やプランターを利用しての家庭菜園、野山へのドライブが私のリフレッシュ法のひとつでしょうか。  
これから楽しみな季節です。



## 広島支部

こう だ ちづこ  
神 田 千都子

葱、三つ葉、山椒、ミント、レモンバーム、イタリアンパセリ...。我が家小さな菜園では、不思議と和洋の薬味がよく育ちます。私自身の生き方へのヒントかも！



## 広島佐伯支部

そう ふみ ひこ  
宗 文 彦

## 大竹支部

さだ むら だい すけ  
貞 村 大 祐

最近ゴルフをはじめました。思っていたとおり、なかなかボールがまっすぐにとんでくれません。ゴルフ場デビューは、まだまだ時間がかかりそうですが、楽しんで練習しています。

TEAM DRUGS SO自転車好きの集まりです。気軽に自転車初めてみませんか？ MTB（クロスカントリー・耐久レース・ヒルクライム・里山ポタリング）ロード（耐久レース・センチュリーラン・サイクリング）5月はツールド国東、もみのき耐久レースに参加予定です。他の趣味？ 学生のころ少しさわっていたアコースティックギターを始めたのとマニアックな車好きで7台に増えてしましました。

## 第39回 日本薬剤師会学術大会会員発表支援について

広島県薬剤師会では、今年も日本薬剤師会学術大会（福井市）にて会員研究発表（口頭発表・ポスター）の発表者に対して旅費等の支援を行います。

支援対象：5名程度（発表者のみ）

応募方法：県薬事務局（担当：木下）までメールにてお申し込みください。

なお、日本薬剤師会雑誌の開催案内に詳細は掲載されています。

応募締切：平成18年6月20日（火）

採否について：選考委員会にて決定し、ご連絡いたします。

選考委員は、学術・研修担当者と保険薬局部会研修担当者から選任します。

また、本年広島市で開催する第27回広島県薬剤師会学術大会でも発表していただきます。

広島県薬剤師会事務局

〒730-8601

広島市中区富士見町11-42 広島県薬剤師会館内

TEL 082-246-4317（代）

E-mail : [yakujimu@or.jp](mailto:yakujimu@or.jp)





## 医療機器販売業等の営業所の管理者に対する継続的研修について（通知）

平成18年3月14日

社団法人広島県薬剤師会会长様

広島県福祉保健部衛生・被爆者総室  
(薬務室長)

薬務行政の推進に日頃から御協力をいただき、  
御礼を申し上げます。

さて、高度管理医療機器等の販売業者等は、薬事法施行規則第168条の規定により、営業管理者に継続的研修を毎年度受講させなければなりません。

また、管理医療機器の販売業者等は、薬事法施行規則第175条第2項の規定により、営業管理者に継続的研修を毎年度受講させるよう努めなければなりません。

現在までに、広島県内を研修の実施場所として厚生労働大臣に届け出た研修実施機関は次のとおりです。

については、継続的研修の受講を徹底するよう貴会員等に周知してください。

なお、継続的研修の開催日時及び受講申込み等については、当該実施機関に直接問い合わせてください。

実施機関	問合せ
日本医療機器販売業協会 (東京都文京区本郷3-39-17)	Tel : 03-5689-7530 E-mail : <a href="http://www.jahid.gr.jp/">http://www.jahid.gr.jp/</a>
日本コンタクトレンズ協会 (東京都文京区湯島2-31-24)	Tel : 03-5802-5361 E-mail : <a href="http://www.jcla.gr.jp/">http://www.jcla.gr.jp/</a>
社団法人日本ホームヘルス機器協会 (東京都文京区湯島4-1-11)	Tel : 03-5805-6131 E-mail : <a href="http://www.hapi.or.jp/">http://www.hapi.or.jp/</a>
財団法人総合健康推進財団 (東京都千代田区内神田3-3-4)	Tel : 096-360-7128 E-mail : <a href="http://www.zaidan-kyusyu.jp/">http://www.zaidan-kyusyu.jp/</a>
社団法人日本歯科商工協会 (東京都台東区小島2丁目16-14)	Tel : 03-3851-0324

## 人事異動（薬務室関係）

平成18年4月1日

( )内は旧職名、敬称略

### 転入者

#### ・福祉保健部保健医療局

薬務室主任主査 島岡 文雄  
(福祉保健部長寿社会総室長寿社会室  
主任主査)

#### ・福祉保健部保健医療局

薬務室専門員 松岡 俊彦  
(福山地域事務所厚生環境局監視指導専門員)

#### ・福祉保健部保健医療局

薬務室専門員 廣實 浩一  
(東広島地域事務所厚生環境局監視指導専門員)

### 転出者

・広島県立向原高等学校総括事務長

松本 修

(福祉保健部・被爆者総室薬務室主任主査)

・福祉保健部保健医療局

食品衛生室主任主査 仲本 典正

(福祉保健部・被爆者総室薬務室主任専門員)

・芸北地域事務所厚生環境局主任 岡田 史恵

(福祉保健部・被爆者総室薬務室主任)

・退職

本田真知子

(福祉保健部・被爆者総室薬務室技師)

## 医療機器の販売及び賃貸管理者講習会等の開催について（通知）

平成18年3月15日

社団法人広島県薬剤師会会長様

広島県福祉保健部衛生・被爆者総室  
(薬務室長)

このことについて、社団法人日本ホームヘルス機器協会から別紙のとおり開催案内がありました。については、貴会員等に周知してください。

【担当】薬事グループ 片平  
Tel: 082-513-3222

平成18年度医療機器の販売及び賃貸管理者講習会並びに医療機器の販売・賃貸管理者及び修理業責任技術者の継続研修の実施について  
(4月～6月実施分)

各都道府県薬務主管課長 殿

〒113-0034  
東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル5階  
社団法人 日本ホームヘルス機器協会  
会長 原 昭邦  
TEL 03-5805-6131  
FAX 03-5805-6135

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の諸事業にご指導。ご配意いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年度（4月～6月実施分）の医療機器の販売及び賃貸管理者講習会並びに医療機器販売業販売管理者及び修理業責任技術者継続研修の日程が決まりましたので、ご案内申し上げます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴管下関係団体等へ別添の「平成18年度医療機器の販売及び賃貸管理者講習会ご案内」及び「平成18年度医療機器の販売・賃貸管理者、医療機器の修理業責任技術者継続研修のご案内」の配布、合わせて受講についてお口添えいただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 平成18年度医療機器の販売及び賃貸管理者講習会 ご案内

（高度管理医療機器等、特定管理医療機器、補聴器及び家庭用電気治療器の販売管理者講習会）

平成18年5月、6月実施分

社団法人日本ホームヘルス機器協会

社団法人日本ホームヘルス機器協会が行う販売管理者講習は、次により実施しますので、内容をよく読んで受講の申込を行ってください。

### 1. 講習の目的

この講習会は、平成18年4月1日施行の厚生労働省令第21号に基づく高度管理医療機器等（特定保守管理医療機器を含む）特定管理医療機器、補聴器及び家庭用電気治療器の販売業及び賃貸業の販売及び賃貸管理者の資格要件の一つとして定められている基礎講習として実施するものです。

（注）

1) この講習会は、高度管理医療機器等、家庭用電気治療器、補聴器、特定管理医療機器等の販売を行っている者を対象とするものです。

2) 平成17年4月1日以降、管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く）を取扱う販売業者又は賃貸業者は営業所ごとにその所在地の都道府県知事に販売業等の届出を、高度管理医療機器等を取扱う販売業者又は賃貸業者は販売業等の許可を受けるとともに、いずれの場合も営業所ごとに販売管理者若しくは賃貸管理者を設置しなければならないことになりました。

\*家庭用電気治療器以外の家庭用管理医療機器（家庭用磁気治療器、バイブレーター、医療用物質生成器等）取扱う販売業者又は賃貸業者は営業所ごとにその所在地の都道府県知事に販売業の届出は必要ですが、管理者の設置は不要となりました。

3) 既に販売及び賃貸管理者基礎講習を受講し修了証を持っている方は再度受講する必要はありません。

### 2. 受講資格

医療機器を販売又は賃貸している事業所において販売又は賃貸に関する業務に3年以上従事

した者が対象です。

なお、18年度から家庭用電気治療器及び補聴器等を取扱っている販売業者等は、販売管理者になるための従事年数は1年以上となっています。

(注)

1) 別図1「平成18年度管理者講習会受講までのフロー」を参照ください。

2) 従事期間は、2以上の事業所において通算したものでもかまいません。

### 3. 受講免除者

平成16年7月9日付け医療機器審査管理室長通知において、薬事法施行規則第162条第2号「厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者」に該当する者として示されているもの。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師の資格のある者
- (2) 医療機器の第1種製造販売業の総括製造販売管理者的資格のある者
- (3) 医療機器製造業責任技術者の資格のある者
- (4) 医療機器修理業責任技術者の資格を有する者
- (5) 薬種商販売業許可を受けた店舗における当該店舗に係る許可申請者(申請者が個人の場合に限る)若しくは当該店舗に係る適格者
- (6) 財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者

受講免除者の資格等につきましては、各都道府県担当窓口にご確認の上、お申ください。

### 4. 講習の日程・定員・会場

- (1) 開催地につきましては、別記1の通り予定しています。(平成18年5月、6月実施分)会場の定員を超過し受講できない方には、当会から受講申込者に申込書を返送します。第2希望がある方は、申込用紙に記入してください。受講地変更はできませんので慎重にお選びください。
- (2) なお、平成18年7月以降も順次開催を予定しています。

### 5. 講習の内容

カリキュラムは、別記2のとおりです。

### 6. 申込に必要な書類

(1) 受講申込書(様式1)

(2) 従事年数証明書(様式2)

(注) 上記書類は、社団法人日本ホームヘルス機器協会のホームページ(<http://www.hapi.or.jp>)から入手できます(PDF形式、Word形式)。

### 7. 受講申込

受講申込書類は、郵送してください。FAXでは受付できません。

封筒には、申込書在中と朱記ください。

なお、受理した申込書類は返還いたしませんのでご了承願います。

受講申込書類(6の(1)様式1、(2)様式2)に必要事項を記入し、捺印、写真を貼付のうえ、必ずホチキス止めして下記事務局宛に送付してください。

(申込書送付先)

〒113-0034

東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル

社団法人日本ホームヘルス機器協会

講習登録室

TEL: 03-5805-1910 FAX: 03-5805-6135

URL: <http://www.hapi.or.jp>

申込書類に記入いただいた個人情報は、管理者講習関連業務以外には使用しません。

### 8. 受講申込締切

(1) 受講申込受付締切は、別記1の講習の日程・会場・定員を参照ください。郵送の場合は、当日の消印まで。

(2) 各会場とも受講申込受付後、受付順に書類審査を行い、書類に支障のない方から順に希望会場ごとに受付をし、定員になり次第受付を締め切れます。万一、会場の定員を超えて受講することができない方には、当会から受講申込者に申込書を返送します。

なお、受講申込書に不備があった場合は、受付前にお返しいたします。

### 9. 変更、キャンセルについて

本講習は申込者多数で受講できない方もい

らっしゃいますので、申込後の変更、キャンセルはできません。慎重にお願いします。

#### 10. 受講票の送付

受講申込書の審査後、支障のない方から受講票を郵送します。

なお、講習会開催日 2 週間前までに受講票が届かない場合は、お手数ですが問合せ先にご連絡ください。

#### 11. 受講料

15,000円(テキスト代及び消費税を含みます)

受講票に添付している振込用紙を使って振込んでください。

(注)

1. 振込手数料は、お申込者側でご負担願います。

2. 受講料は、受講票を受け取ってから 1 週間以内に振込んでください。

3. 受講料は、返還いたしませんのであらかじめご了承ください。

4. 個人に係る資格なので代理出席等の受講者変更はできません。

#### 12. 講習修了証の交付

講習会の最後に、申込された高度管理医療機器等、特定管理医療機器、補聴器及び家庭用電気治療器等の種類によりテストを行い、一定の成績を修め、受講が修了したものとみなされた者には、受講後 1 ヶ月程度で修了証をお送りします。

修了証の紛失、破損などには十分ご注意ください。再発行の際には手数料が必要となります。

#### 13. 受講申込書類作成上の注意事項

次の注意事項をよく読み、記入もれ等がないように注意してください。記入もれ等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。確認後、様式 1・様式 2 をホチキス止めして郵送してください。

(1) 受講申込書(様式 1 の記入例を参照ください)

氏名欄は、記名捺印してください。

受講希望日、開催地欄は、第 2 希望まで記入できます。

写真(3.0×2.4cm)は、受講申込前 3 ヶ月以内に上半身、正面脱帽で撮影したも

ので、裏面には氏名を記載して写真貼付欄に貼付すること。(白黒写真可、スナップ写真は不可)

フリガナ、捺印もれ等のないように注意してください。

受講票等の書類送付先は、受講票・修了証等の送付先となります。ご希望送付先に必ずチェック下さい。変更があった場合は、速やかに下記「問合せ先」までご連絡ください。送付先が会社の場合必ず、部課名をご記入ください。宛先不明で返って来る場合があります。

申込書の氏名、生年月日は修了証に記載しますので楷書で正確に記入してください。

医療機器の販売業の許可を得ている場合は許可番号を記入してください。医療機器の販売業の届出をしている場合は記入不要です。

医療機器販売従事年数及び医療機器の種類の欄は、従事年数証明書に記載の開始日、証明終了日、期間等を記入し、従事経験の対象となる販売機器(複数選択可)に付けて下さい。

(2) 従事証明書(様式 2 の記入例を参照ください)

受講者記入欄は、記名捺印してください。証明者記入欄の証明者は、受講者の資格要件を証明できる所属長以上の者となります。本人が事業主の場合は、本人の証明となります。

医療機器の販売業の許可を得ている場合は許可番号を記入してください。医療機器の販売業の届出をしている場合は記入不要です。

従事年数が 1 年に満たない場合、記入がない場合は、ともに無効とします。

従事期間は、2 以上の事業所などにおいて通算したものでもかまいません。

従事年数が 2 事業所以上にわたる場合は、従事年数証明書をコピーして、証明書記入欄に各々の証明を受けて、それぞれ提出してください。

(3) 封筒

連絡先の住所・名称、氏名を記入してください。

申込書在中と朱記ください。

## 14. その他

- (1) この講習会は、個人に係る資格なので、代理出席などの受講者変更は認められません。
- (2) 不正な手段又は行為を行ったと認められる受講者は、不合格とします。
- (3) 車椅子を常用している方や聴覚等に障害をお持ちの方で、受講を希望される方は、事前に問合せ先へご連絡ください。

ホームページから申込書類等を入手する場合について

申込書類を入手するためには当協会のホームページにアクセスし、ダウンロードして入手してください。URL : <http://www.hapi.or.jp>

13.(1)(2)の書類は、目次6.の「申し込みに必要な書類」から、PDF形式またはWord形式を選んでダウンロードし、書類を印刷して

そのまま使用してください。

なお、ホームページから入手できない方は、下記へ問合せください。

(問合せ先)

〒113-0034

東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル

社団法人日本ホームヘルス機器協会

講習登録室

TEL : 03-5805-1910 FAX : 03-5805-6135

URL : <http://www.hapi.or.jp>

電話での問合せは、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前10時～12時、13時～17時までです。

なお、講習の最後に行う試験の結果のお問い合わせにつきましては、お答え出来ません。ご了承ください。

**別記1**

**講習の日程・会場・定員**  
**「平成18年度 医療機器の販売及び賃貸管理者講習会ご案内」**

**5 - 6月の日程詳細**

会場コード	開催地	開催日時	施設名	定員(名)	申込締切日
001	愛知	平成18年5月12日(金) 10:00～18:00	名古屋市公会堂 愛知県名古屋市昭和区鶴舞1-1-3	384	定員になり次第
002	東京	平成18年5月17日(水) 9:30～17:30	日本教育会館 東京都千代田区一ツ橋2-6-2	200	定員になり次第
003	福岡	平成18年5月22日(月) 9:30～17:30	福岡商工会議所 福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28	200	定員になり次第
004	大阪	平成18年5月24日(水) 9:30～17:30	大阪府農林会館 大阪府大阪市中央区馬場町3-35	200	定員になり次第
005	宮城	平成18年6月6日(金) 10:00～18:00	仙台市民会館 宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1	200	定員になり次第
006	北海道	平成18年6月9日(火) 9:30～17:30	北海道経済センター 北海道札幌市中央区北1条西2丁目	200	定員になり次第
007	広島	平成18年6月16日(金) 9:30～17:30	広島商工会議所 広島県広島市中区基町5-44	216	定員になり次第

開場(受付開始)は上記開講時間の30分前からとなります。

やむを得ない事情がある場合、日時・会場を変更する場合があります。

この講習内容について、各会場にはお問合せしないでください。

平成18年7月以降も順次開催を予定しています。

## 別記2

## 医療機器の販売及び賃貸管理者講習会カリキュラム

科目	時刻	時間(分)
開場(受付とテキスト配布)	9:00~9:30	30
開講挨拶	9:30~9:35	5
オリエンテーション	9:35~9:45	10
・販売業、賃貸業に関する薬事法の規定 薬事法 〃 施行令 〃 施行規則 〃 告示、通知など 販売業、賃貸業の届出などについて	9:45~10:55	70
休憩	10:55~11:10	15
・流通における医療機器・特定管理医療機器・補聴器・ 家庭用電気治療器の品質確保 製造業、製造販売業 流通の現状 修理業及び保守管理・点検 中古品	11:10~12:30	80
休憩(昼休み)	12:30~13:30	60
・関連法規 医療法 工業標準化法 電気用品安全法 製造物責任法	13:30~14:20	50
・医療現場における販売業の役割 販売倫理と自主規制 医薬品等適正広告基準 販売のあり方	14:20~15:00	40
休憩	15:00~15:15	15
・消費者関連法規など 消費者契約法 特商法 割賦販売法 景表法 消費者相談現状	15:15~16:45	90
休憩	16:45~17:00	15
・テスト(オリエンテーション含む)	17:00~17:30	30

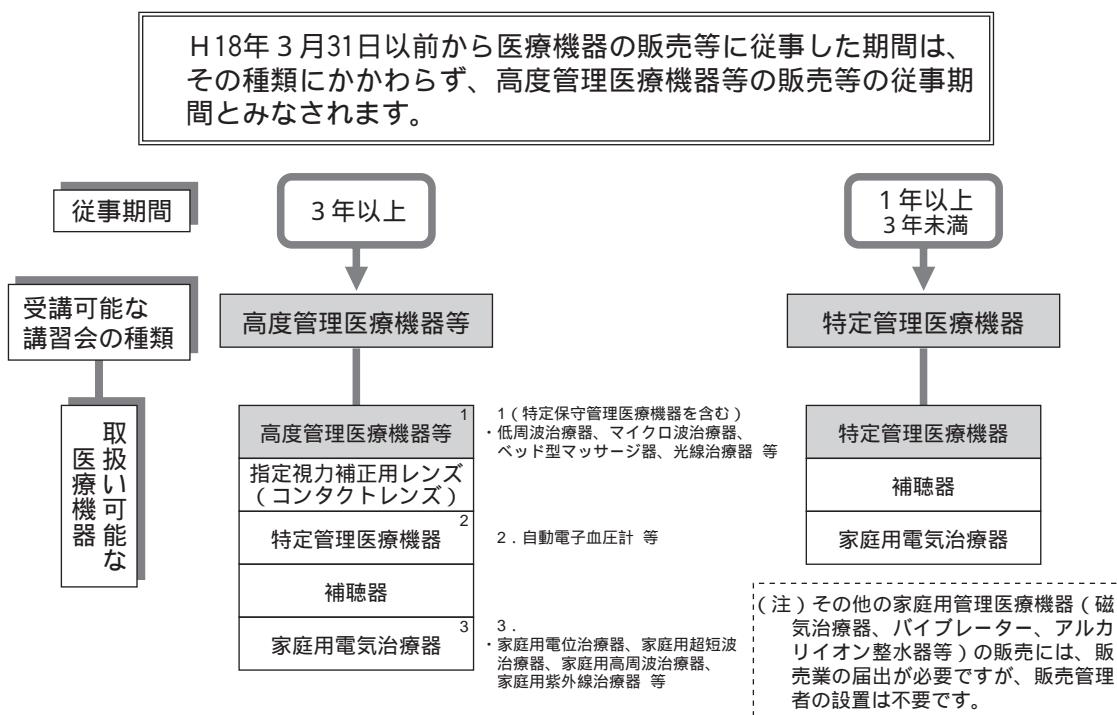
\* 本講習会は全科目の受講が必要です。

なお、会場によりましては、開場(受付開始)9:30、開講10:00~18:00までとなりますのでご注意下さい。

\* やむを得ない事情で時間の変更をする場合がありますのでご了承下さい。

別図1

## 平成18年度 管理者講習会受講までのフロー



**平成18年度  
医療機器の販売・貯蔵管理者  
医療機器の修理業責任技術者  
継続研修のご案内**

社団法人日本ホームヘルス機器協会

社団法人日本ホームヘルス機器協会が行う継続研修は、次により実施しますので、内容をよく読んで受講の申込を行ってください。

**1. 研修の目的**

この研修は、薬事法施行規則第168条及び第175条第2項に基づく医療機器販売業等の営業所の管理者に対する研修並びに同規則第194条に基づく医療機器修理業の責任技術者に対する研修として実施するものです。

**2. 受講対象者**

高度管理医療機器（コンタクトレンズを含

む）・管理医療機器（家庭用電気治療器、補聴器等）の販売業及び貯蔵業の営業所の管理者並びに医療機器修理業の責任技術者。

**3. 講習の日程・定員・会場**

開催地につきましては、別記1の通り予定していますが、第2希望がある方は、申込用紙に記入してください。なお、受講地を変更することはできませんので慎重にお選びください。

また、平成18年7月以降も順次開催を予定しています。

**4. 講習の内容**

カリキュラムは、別記2のとおりです。

**5. 申込に必要な書類**

- (1) 受講申込書（様式6）
- (2) 受講料の振込金領収書又は振込明細書のコピー

(注)受講申込書(様式6)は、社団法人日本ホームヘルス機器協会のホームページ(<http://www.hapi.or.jp>)から入手できます(PDF形式、Word形式)。

## 6. 受講申込

受講申込書類は、郵送してください。(FAXでは受付できません。)

受講申込書の裏面に受講料の振込金領収書又は振込明細書のコピーを貼付してください。

封筒には、「継続研修申込書在中」と朱記してください。

なお、受理した申込書類は、返還いたしませんのでご注意ください。

下記宛に送付してください。

(申込書送付先)

〒113-0034

東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル

社団法人日本ホームヘルス機器協会

講習登録室

TEL : 03-5805-1910 FAX : 03-5805-6135

URL : <http://www.hapi.or.jp>

**申込書類に記入いただいた個人情報は、継続研修関連業務以外には使用しません。**

## 7. 受講申込締切

(1)受講申込受付締切は、別記1の講習の日程・会場・定員を参照ください。郵送の場合は、当日の消印まで。

(2)各会場とも受講申込受付後、書類に支障のない方から順に希望会場ごとに受付をし、定員になりしだい受付を締め切ります。万一、会場の定員を超えて受講することができない方には、当協会から次回のご案内をします。

## 8. 変更、キャンセルについて

申込後の変更、キャンセルはできませんので、慎重にお願いします。

## 9. 受講票の送付

受講申込書の審査後、支障のない方から受講票を郵送します。

なお、講習会開催日2週間前までに受講票が届かない場合は、お手数ですが問い合わせ先に連絡してください。

## 10. 受講料

6,000円(テキスト代及び消費税を含みます)

下記銀行又は郵便口座に振込んでください。

**銀行名 みずほ銀行本郷支店**

**預金種別 普通預金**

**口座番号 2541647**

**口座名 社団法人日本ホームヘルス機器協会 講習事業特別会計**

**郵便口座 00120-8-558958**

**加入者名 社団法人日本ホームヘルス機器協会 講習登録室**

(注)

1. 振込手数料は、お申込者側でご負担願います。
2. 受講料は返還いたしませんのであらかじめご了承ください。

## 11. 講習修了証の交付

研修修了者には、修了証を交付します。

修了証の紛失、破損などには十分ご注意ください。再発行の際には、手数料が必要となります。

## 12. 受講申込書類作成上の注意事項

次の注意事項をよく読み、記入もれ等がないように注意してください。記入もれ等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。

- (1)受講申込書(様式6の記入例を参照ください)

氏名欄は、楷書で記入し必ずフリガナをつけてください。

受講希望日、開催地欄は、第2希望まで記入できます。

受講票等の書類送付先は、会社住所又は現住所をチェックしてください。住所変更があった場合は、速やかに下記「問合せ先」までご連絡ください。送付先が会社の場合は必ず、部課名をご記入ください。

い。宛先不明で返ってくる場合があります。

受講料の振込金領収書又は振込明細書のコピーを、受講申込書の裏面に貼付してください。

(問合せ先)

〒113-0034

東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル

社団法人日本ホームヘルス機器協会

講習登録室

TEL : 03-5805-1910 FAX : 03-5805-6135

URL : <http://www.hapi.or.jp>

(2) 封筒

連絡先の住所・名称、氏名を記入してください。

「継続研修申込書在中」と朱記してください。

電話の問合せは、

午前10時から12時まで、13時から17時まで（祝祭日を除く月曜日から金曜日）

13. その他

車椅子を常用している方や聴覚等に障害をお持ちの方は、事前に当協会講習登録室宛に、連絡してください。

**別記1**

**講習の日程・会場・定員**

会場コード	開催地	開催日時	施設名	定員(名)	申込締切日
K01	東京	平成18年4月26日(水) 13:30~16:10	日本教育会館 東京都千代田区一ツ橋2-6-2	882	定員になり次第
K02	愛知	平成18年5月10日(水) 14:00~16:40	名古屋市公会堂 愛知県名古屋市昭和区鶴舞1-1-3	576	定員になり次第
K03	福岡	平成18年5月15日(月) 14:00~16:40	福岡県商工会議所 福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28	400	定員になり次第
K04	大阪	平成18年5月23日(火) 14:00~16:40	大阪府農林会館 大阪府大阪市中央区馬場町3-35	400	定員になり次第
K05	宮城	平成18年6月5日(月) 14:00~16:40	仙台市民会館 宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1	490	定員になり次第
K06	北海道	平成18年6月8日(木) 14:00~16:40	北海道経済センター 北海道札幌市中央区北1条西2丁目	400	定員になり次第
K07	広島	平成18年6月15日(木) 14:00~16:40	アステールプラザ 広島県広島市中区加古町4-17	547	定員になり次第

\* やむを得ない事情がある場合、日時・会場を変更する場合があります。

この講習内容について、各会場にはお問い合わせしないでください。

受付開始時間は上記開始時間の40分前からです。

## 別記2

## 継続研修カリキュラム

科目	時刻	時間(分)
開場(受付とテキスト配布等)	13:20~14:00	40
開講挨拶	14:00~14:05	5
・薬事法関連 薬事法その他薬事に関する法令 医療機器の品質管理 医療機器の不具合報告及び回収報告 医療機器の情報提供	14:05~15:25	80
休憩	15:25~15:40	15
・消費者関連情報について 消費者関連法規 販売形態ごとの係わる法律 セールストークの問題点 個人情報保護法	15:40~16:20	40
質疑応答	16:20~16:35	15
閉講の挨拶	16:35~16:40	5

会場によりましては、開場(受付開始)12:50、開講13:30~16:10までとなりますのでご注意ください。

やむを得ない事情で時間の変更をする場合がありますのでご了承下さい。

## 継続研修お申込~ご受講まで

社団法人日本ホームヘルス機器協会

- ・案内文をよく読み、様式6の申込書に全て記入、捺印。



- ・銀行または郵便局の当協会口座に受講料を入金  
(お振込手数料は申込者のご負担となります。)



- ・で入金した振込金領収書または振込明細書等のコピーをの申込書の裏面に貼付してください。(領収証の発行は致しませんので必ずコピーを貼付してください。)



- ・送付書類に不備がないかを確認し、封筒に入れ、表に「継続研修申込書在中」と朱記し、裏側に住所・名称、氏名を記入して郵送してください。



- ・申込書類到着後2週間程度で受講票・案内図を郵送させていただきます。会場を確認し、研修日まで大切に保管し、当日必ず持参してください。

研修当日、受講修了の方に修了証を発行いたします。

## 平成18年度乾燥まむし抗毒素取り扱い 薬局等について(通知)

平成18年4月17日  
社団法人広島県薬剤師会会长様

広島県福祉保健部長  
(薬務室)

薬務行政の推進については、平素から御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、まむしによる被害が発生する時期を迎えるにあたり別紙のとおり、平成18年度乾燥まむし抗毒素取り扱い薬局等名簿を作成しました。

については、貴会会員へ周知いただくようお願いします。

## 平成18年度乾燥まむし抗毒素取扱業局等名簿

(平成18年4月17日現在)

保健所 分室名	取扱業者名	所 在 地	電 話	休 日・夜 間	補充業者名	所 在 地	電 話
仁天堂薬局	〒739-0603 大竹市西栄1丁目14-7	((0827) 552-2278	((0827) 552-2648( 海井 )		株工ハルス広島西支店	〒731-3168 広島市安佐南区伴南2丁目1-31	((082) 849-2555
広島 森井薬局	〒738-0013 廿日市市廿日市2丁目8-21	((0829) 81-0460	同左		広島県薬業(株)	〒733-0833 広島市西区商工セタ-3丁目4-25	((082) 277-7700
海田 有栗原薬局	〒736-0046 安芸郡海田町10-2	((082) 823-2411	同左		株セイナス	〒733-8660 広島市西区商工セタ-5丁目1-1	((082) 278-1911
吳 おきみ薬局	〒737-0822 県市築地町6-3	((0823) 23-2211	((0823) 23-1347( 警備会社 )		株工ハルス鳥羽支店	〒731-3168 広島市安佐南区伴南2丁目1-39	((082) 849-2570
三和薬局	〒737-2311 江田島市沖美町三吉2634	((0823) 47-0960	なし		株工ハルス筑地町6-3		((0823) 23-2211
芸北 ハム薬局大朝店	〒737-2111 江田島市江田島町切串2丁目9-38	((0823) 43-0210	同左		株工ハルス吳支店	〒737-0822 吳市築地町6-3	((0823) 23-2211
中元薬局/ハム薬局	〒731-3501 山県郡安芸太田町大字加計3472	((0826) 22-0001	同左		広島県薬業(株)	〒733-0833 広島市西区商工セタ-3丁目4-25	((082) 277-7700
ヨコダ薬局	〒731-2103 山県郡北広島町新庄2048-1	((0826) 82-3278	同左		株工ハルス三次支店	〒728-0023 三次市東酒屋町松ヶ丘306-33	((0824) 62-3161
東広島 有量面薬局	〒725-0022 東広島市西条町御園宇6233-3	((082) 423-4637	同左		広島県薬業(株)	〒733-0833 広島市西区商工セタ-3丁目4-25	((082) 277-7700
金川薬局	〒724-0303 東広島市豊栄町清武342-1	((082) 432-2337	同左		株工ハルス三原支店	〒723-0052 三原市皆実2丁目6-10	((0848) 62-4141
ハーブ薬局	〒725-0301 豊田郡大崎上島町中野1868-4	((08466) 4-2015	((08466) 4-4482		広島県薬業(株)	〒733-0833 広島市西区商工セタ-3丁目4-25	((082) 277-7700
尾三 有伊藤薬局	〒723-0052 三原市皆実2丁目6-10	((0848) 62-4141	同左		株工ハルス三原支店	〒723-0052 三原市皆実2丁目6-10	((0848) 62-4141
ハム工ハルス尾道支店	〒722-1112 世羅郡世羅町本郷5-2	((0847) 22-0121	同左		株工ハルス尾道支店	〒722-0024 尾道市西町末町8-23	((0848) 62-8316
井田薬局	〒722-0024 尾道市西町末町8-23	((0848) 22-8316	同左		株工ハルス鳥羽支店	〒731-3168 広島市安佐南区伴南2丁目1-39	((082) 849-2570
児玉薬局(株)	〒720-0004 福山市御幸町中津原1965-1	((084) 955-2000	((084) 921-0643		株サンキ福山支店	〒720-0004 福山市御幸町中津原1965-1	((084) 955-2000
福山 有大成作尚堂薬局	〒726-0005 府中市府中町767	((0847) 41-2327	同左		株工ハルス福山支店	〒721-0973 福山市南蔵王町5丁目73-1	((084) 941-1611
備北 成和産業(株)三次営業所	〒729-3431 府中市上下町上下1088	((0847) 62-3017	同左		株サンキ福山支店	〒720-0004 福山市御幸町中津原1965-1	((084) 955-2000
井田薬局	〒720-1812 神石郡神石高原町油木乙1913-1	((08478) 2-0829	同左		株工ハルス福山支店	〒721-0973 福山市南蔵王町5丁目73-1	((084) 941-1611
三上薬局産業道路店	〒728-0023 三次市東酒屋町松ヶ丘306-33	((0824) 62-3161	((0824) 63-0317( 警備会社 )		株工ハルス鳥羽支店	〒731-3168 広島市安佐南区伴南2丁目1-39	((082) 849-2570
その他 薬務室	〒729-5121 庄原市東城町川東1454-4	((08477) 2-1717	((0824) 68-2844( 福原 )		成和産業(株)三次営業所	〒728-0022 三次市西酒屋町661-1	((0824) 63-5371
広島県薬業(株)	〒733-0833 広島市西区商工セタ-3丁目4-25	((082) 277-7700	((082) 278-5239( 吉村 )		株工ハルス三次支店	〒728-0023 三次市東酒屋町松ヶ丘306-33	((0824) 62-3161
成和産業(株)	〒733-8663 広島市西区商工セタ-1丁目2-19	((082) 501-0230	((082) 501-1976( 固村 )				

# 支部だより

## <行政支部>

### 平成17年度行政薬剤師会研修会

応和 卓治



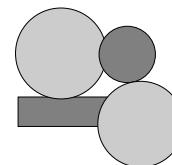
行政支部では、去る2月25日(土) 株式会社ツムラから信頼性保証本部薬剤部 木下俊也部長を講師としてお迎えし、「医療用漢方エキス製剤の現状と将来展望」の御講演をいただきました。その内容を私なりに振り返ってみたいと思います。

現在は医療用として定着した漢方エキス製剤ですが、昭和42年に葛根湯他3品目が薬価基準に初収載されて以降、平成4年には医療用医薬品としての生産額は約1,600億円に達しました。その後、平成10年には約800億円にまで減少しますが、平成16年には813品目、24社、148処方にのぼり、医療用医薬品全体の約1.5% (約900億円) を占めるに至っています。減少した理由には色々あるようですが、証に基づく漢方診断等、その特殊性に拘るところが大きかったようです。また、昭和60年以降、課題であった再評価への取り組みが本格化し、現在では、指定された8品目14疾患については実質的な再評価が終了し、結果を待つばかりのことです。さらに市販後調査では、平成6年以降、行政通知による「使用上の注意」改訂は22件42処方、業界の自主申合せによる改訂は10件27処方に及びました。その中でも、平成8年に出された小柴胡湯の肝機能障害に関する緊急安全性情報は、私たちの記憶に新しいところです。

さて、漢方製剤の品質確保については、動植物を原料とする等の特殊性から昭和62年に漢方GMP(自主基準)を制定し、今では、DNA鑑定や、残留農薬や微生物汚染、また、ダイオキシンなどの環境汚染物質にも着目した対応も行われています。原料生薬は、中国産が約80%、国内産が10%程度、残りがその他の国からとのことです。天然品の採取には環境破壊の心配の声もあるよう

ですが、概ね不安の無い状況のことでした。

ここで、漢方医学の教育状況について触れてみますと、医学生の卒業までの到達目標として「和漢薬を概説できる」ことが「医学教育モデル・コア・カリキュラム - 教育内容ガイドライン - (H13.3文科省)」に掲載されるなど、平成9年度には漢方医学教育実施数が28大学であったものが今では80大学となり、うち8コマ以上の講義数をもつものが78大学にまで拡大しているそうです。漢方外来をもつ大学病院も52までに増え、当然に薬学部・薬科大の全61大学でも漢方医学の講義が行われるなど、ますます漢方医学が定着しているそうです。一方、欧米では、生薬はサプリメントとしての普及が殆どですが、最近はFDAに漢方製剤の審査窓口が設置されるなど、欧米に、医学としての漢方製剤が普及する環境が整った状況のことでした。これは、医薬品としてのグローバル化のみならず、西洋医学と漢方医学の融合が展望されるものであり、その今後に、私たちも大きく注目して行きたいと思います。



## 諸団体だより

### 広島県青年薬剤師会



### 知っピン月イチ勉強会

副会長 豊見 敦

青年薬剤師会で毎月行っている勉強会は4月から新シリーズが始まりました。毎月一つの疾患にスポットを当て、疾患の基礎・薬物治療の基本をみんなで勉強していきます。講師は青薬会員が持ち回りで行っており、現場での生の声も交え、「知っているとピンとくる」そんな勉強会を目指しています。

青薬の会員の方も会員でない方も参加できますし、年齢や性別の制限もございません。気軽にのぞいてみてください。

- ・毎月第2水曜日19時30分より
- ・広島県薬剤師会館2階または3階

- ・参加費 青年薬剤師会会員 - 500円、  
非会員 - 1,000円、学生 無料
- ・日本薬剤師研修センター 1単位申請中
- ・お問い合わせ : 小田 正範  
電話 : 082-292-3171  
( 福島生協病院薬剤部 )  
e-mail : gaku@hiroseiyaku.gr.jp

「知っているとピンとくる、そんな基本の勉強ノート第2版」を教材として使用しています。第2版のエッセンスをぎゅっと凝縮した「第3版基礎編」も発行いたしました。勉強会会場で手に取ってご覧になってみてください。

5/10(水) 心不全・不整脈の基礎  
～ ブロックーは使っていいの？～

竹山 知志(河石記念病院)

6/14(水) 虚血性心疾患  
～ 心臓の働きから治療法まで～

小田 正範(福島生協病院)

7/12(水) 糖尿病  
～ 糖尿病治療薬のまとめと  
服薬指導のポイント～  
山田 智子(広島赤十字・原爆病院)  
イベント・勉強会の情報はホームページ(<http://www.hiroseiyaku.gr.jp/>)でも随時おしらせしております。また青薬メーリングリストでもお知らせしております。興味ある方はぜひホームページよりご登録ください。

ます。内容は、総会の時話をしていた様に騒音計と簡易式ホルムアルデヒド検知器の購入です。学校環境衛生の基準の改訂がH16年2月にあり、基準に対応できる測定器の希望があっても対応出来ませんでした。広島県教育委員会に要望書を提出しても、現在の予算状況では到底無理でした。広島県学校薬剤師会として、是非とも揃えたい検査器具ですからやっとの想いでした。H18年度の総会時に使用法の説明をし、貸出開始を予定しております。

新基準に対応する簡易操作の等価騒音計 一器  
新ホルムアルデヒド検知器 FP-30B 一器  
タブを交換することによってホルムアルデヒドと二酸化窒素が測定できます。

H18年度広島県学校薬剤師会総会は、6月の第一土曜日(6月3日)予定

### (2) 日本学校薬剤師会事務局が設置されます。

日本薬剤師会が行って来た日本学校薬剤師会の事務代行について、全国会長会、総会の承認の後、日本学校薬剤師会事務局が設置されます。『玉垣貢』(前財団法人日本学校保健会事務局長)を、本会の事務局長就任していただき関係諸団体との折衝や会員相互の連携に寄与することになります。

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1  
富士・国保連ビル8F  
TEL 03-5368-6141  
FAX 03-5368-6147

### (3) 学校環境衛生用語集が発刊されます。

学校環境衛生の基準が、H16年2月に全面的に改訂されました。それに伴い、学校環境、公衆衛生、環境衛生に係わる専門的用語が数多く見られるようになり、正確な用語の解説が必要になってきたと思われます。又、会員相互の資質の向上との計らいでもあります。

H17年11月25日発刊、約600語、¥3,000

学校環境検査に役立てるため現場の検査のビデオ・DVDの作成を(株)東映に依頼し、照度、飲料水、プール水、学校給食、教室の空気、及び簡易検査法の6項目について撮影し編集作業に着手しているとのことです。新任の先生や、もう一度検査技術を磨きたい会員は、是非利用して頂きたいと思います。

## 広島県学校薬剤師会

### 学薬だより

専務理事 加藤 稔

H18年を迎えて、学校薬剤師を取り巻く環境が複雑化し、且つ経済的にも厳しくなっています。学校薬剤師の地位向上のために、会員一人一人が力を合わせ頑張って行くより方法は無いと思います。学校薬剤師会の現況の一部を報告します。

#### (1) 等価騒音計と新ホルムアルデヒド検知器を購入

H17年度の事業予定に、検査用器具購入があり





## 第26回 福山大学薬学部卒後教育研修会のご案内

主催 福山大学薬学部・福山大学薬友会

共催 (財)日本薬剤師研修センター

(社)広島県薬剤師会・広島県薬剤師研修協議会

協賛 (社)日本薬学会

日 時： 平成18年6月10日（土）

場 所： 福山大学1号館1階大講義室

福山市学園町1番地三蔵 TEL：084-936-2111（代表）

### プログラム

14:00～ 受付開始

14:30～14:35 開会挨拶 福山大学薬学部長代行 日比野 例

14:35～16:05 講 演 1

「糖尿病の薬物治療について（仮題）」

広島大学医学部附属病院 教授・薬剤部長 木平 健治 先生

16:05～17:35 講 演 2

「メタボリックシンドロームと薬剤師」

医薬情報研究所（株）エス・アイ・シー 堀 美智子 先生

17:35 閉会挨拶

日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度による認定研修会（2単位）です。

広島県病院薬剤師会の認定研修会です。

参加方法：当日受付（予約の必要はありません）

参 加 費：福山大学卒業生 500円 一般 1,000円

問 合 先：〒729-0292 福山市学園町1番地三蔵

福山大学薬学部卒後教育委員会 片山博和

TEL：084-936-2112-5142 FAX：084-936-2024

E-mail：katayama@fupharm.fukuyama-u.ac.jp

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。大学、同窓会が主催する研修会等で公開で開催されるものについても掲載いたしますので、事務局までご連絡下さい。

なお、他支部や他団体、薬事情報センターの研

修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

## 広島県の研修認定薬剤師申請状況

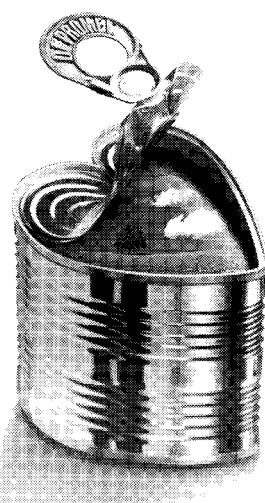
平成18年3月末現在 408名(内更新261名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ	認定	その他 (参加費等)
5月10日(水) 19:30~21:00 薬剤師会館 知っピン月イチ勉強会 「心不全・不整脈」心不全・不整脈の基礎～ プロッカーは使っていいの？～ 河石記念病院 竹山 知志 先生	青年薬剤師会 福島生協病院薬剤部 小田 082-292-3171	1	会員 500円 非会員 1,000円 学生 無料	
5月13日(土) 15:00~17:00 薬剤師会館4F講堂 第377回 薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 製品紹介「ペゲイントフェロン -2b製剤ペゲイントロン」 シェリング・プラウ株式会社 広島支店学術担当 3) 特別講演「進歩し広がる治療－C型肝炎－」 広島赤十字・原爆病院第2内科部長 相光 汐美 先生	薬事情報センター 082-243-6660	1	1,000円	
5月14日(日) 9:30~16:00 薬剤師会館 漢方診療医典解説・漢方診療30年解説・漢方医学十講解説・漢方病理解説 勝谷英夫先生、吉本 悟先生、菊一瓊子先生、佐々木良忠 先生	広島漢方研究会 葉王堂 吉本 082-285-3395	3	会員 無料 非会員 3,000円	
5月14日(日) 13:00~16:00 広島市消防局救急教育センター6F 普通救命講習会(実習含、AED使用指導)	広島県女性薬剤師会 神原 082-292-9348		会員、会員外希望者はご連絡ください。 10名以上で成立 原則無料	
5月17日(水) 19:00~21:00 三原医薬分業支援センター 「アクトネル、グラケー(骨粗鬆症)」 エーザイ	三原支部 三原薬剤師会 0848-64-8079	1	支部会員外1,000円	
5月19日(金) 19:30~21:00 福山大学薬学部31号館1階31101講義室 漢方医学による便秘の治療(大黄剤) 福山大学薬学部非常勤講師 小林 宏 先生	福山大学薬学部 漢方薬物解析学研究室 岡村信幸 084-936-2112(5165)	1	受講料各500円(テキスト代2,000円) 全て当日申込	
5月20日(土) 18:30~21:00 エソール広島2F活動交流室 「すすめくらぶ」定例勉強会 ビデオ研修「うつ病患者の服薬指導」 健康食品(サプリメント)について 児玉 信子 先生	広島県女性薬剤師会 辰本 082-274-0889		資料代:実費 茶菓代:100円	
5月24日(水) 18:45~21:00 尾道国際ホテル2F 「関節リウマチの最新の薬物治療」 医療法人近藤リウマチ整形外科クリニック院長 近藤 正一 先生	尾道支部 田辺薬局 田辺 0848-22-2991	1	無料	
5月27日(土) 19:00~21:00 尾道ポートプラザホテル 「病位と症状別処方の運用法」『淋疾』五淋散、竇胆瀉肝湯、清心連子飲 『腸癰』柴胡桂枝湯、大黄牡丹皮湯『諸痔』提肛散、補中益氣湯、膠艾湯 小太郎漢方㈱ 学術専任講師 山内一晃 先生	尾道支部 田辺薬局 田辺 0848-22-2991	1	無料	
5月28日(日) 10:00~12:00 サンピア・アキ 薬事講習会「最近の薬務行政について」 広島地域保健所海田分室 難波 利元 先生	安芸支部 安芸地区薬剤師会 事務局 082-282-4440	1	無料	
6月10日(土) 15:00~17:00 薬剤師会館4F講堂 第378回 薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 製品紹介 ファイザー株式会社 ファイザーヘルスケアアカデミー 森 恒久 先生 3) 特別講演「うつ病の診断と治療 脳血管性うつ病を中心に」 賀茂精神医療センター 精神科 医長 藤川 徳美 先生	薬事情報センター 082-243-6660	1	1,000円	
6月11日(日) 13:00~16:00 薬剤師会館4階 第93回生涯教育研修会「腎疾患」 1) 学術映画ビデオ「オルメテックにより変わる高血圧治療戦略」 2) 講演「高血圧治療について～JSH2004から～(仮)」 三共(株)中国第一支店 佐藤 史康 先生 3) 特別講演「腎臓病に対する薬物療法 - 日常診療において - 」 広島大学大学院医歯薬学総合研究科腎臓病制御学講座教授 頼岡 徳佐 先生 4) 質疑	広島支部 広島市薬剤師会 事務局 082-244-4899	2	1,000円 開催の3日前までに事務局まで参加連絡	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ	認定	その他 (参加費等)
6月14日(水) 19:30~21:00 薬剤師会館 知っビン月イチ勉強会 「虚血性心疾患~心臓の働きから治療法まで~」 福島生協病院 小田 正範先生	青年薬剤師会 福島生協病院薬剤部 小田 082-292-3171	1	会員 500円 非会員 1,000円 学生 無料	
6月16日(金) 19:30~21:00 福山大学薬学部31号館1階31101講義室 小柴胡湯をめぐる諸問題(柴胡剤) 福山大学薬学部非常勤講師 小林 宏先生	福山大学薬学部 漢方薬物解析学研究室 岡村信幸 084-936-2112(5165)	1	受講料各500円(テキスト代2,000円) 全て当日申込	
6月17日(土) 18:30~21:00 エソール広島2F活動交流室 「すずめくらぶ」定例勉強会 ビデオ研修「痴呆のメカニズムと薬物療法」 健康食品(サプリメント)について 児玉 信子先生	広島県女性薬剤師会 辰本 082-274-0889		資料代:実費 茶菓代:100円	
6月21日(水) 19:00~21:00 三原医薬分業支援センター 「ホクナリンテープ(COPD)」 Abbott 鳥巾 博史先生	三原支部 三原薬剤師会 0848-64-8079	1	支部会員外1,000円	
6月22日(木) 19:00~21:00 サンピア・アキ 第78回生涯教育「未定」	安芸支部 安芸地区薬剤師会 事務局 082-282-4440	1	1,000円	
7月2日(日) 13:30~16:30 広島東急イン 1.「ジェネリック医薬品の薬物体内、動態における先発品との同等性について」 沢井製薬(株)広島支店営業推進部 太田 寿臣先生 2.「添付文書を理解するための薬物動態入門」 神戸薬科大学医療薬学総合研修センター 講師 長嶺 幸子先生	神戸薬科大学同窓会 広島支部 津田 082-845-5130	1	会員 1,000円 会員外 1,500円	
7月7日(金) 19:30~21:00 福山大学薬学部31号館1階31101講義室 便秘症状に対する漢方薬の使い分け 福山大学薬学部非常勤講師 小林 宏先生	福山大学薬学部 漢方薬物解析学研究室 岡村信幸 084-936-2112(5165)	1	受講料各500円(テキスト代2,000円) 全て当日申込	
7月8日(土) 15:00~17:00 薬剤師会館4F講堂 第379回 薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)製品紹介 3)特別講演「統合失調症の病態と治療」(仮)	薬事情報センター 082-243-6660	1	1,000円	

## お わ び

県薬会誌3月号(No.202)P34「研修だより」に既に中止が決定していた3月12日(日)「服薬ケア研究会」を誤って掲載いたしました。関係各位には大変ご迷惑をおかけいたしました。



選択的セロトニン再取り込み阻害剤(SSRI) | 薬価基準収載  
指定医薬品・処方せん医薬品<sup>(1)</sup>  
**デプロメール錠<sup>®</sup> 25**  
DEPROMEL TABLETS<sup>®</sup> 25  
マレイン酸フルボキサミン/Fluvoxamine Maleate

(注)注意一医師等の処方せんにより使用すること

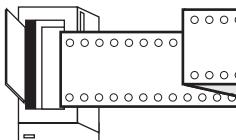
※効能・効果・用法・用量・禁忌・原則禁忌を含む使用上の注意等、詳細は添付文書をご参照ください。

製造販売元[資料請求先]



**明治製薬株式会社**  
〒104-8002 東京都中央区京橋2-4-16

作成:2005.9



## 藻事情報センターのページ



原田 修江

### アスタキサンチン

アスタキサンチンは、強い抗酸化作用を有するカロテノイドの一種であり、1938年Kuhnらによりロブスター (*Astacus gammarus L.*) から分離された赤橙色色素です。

藻類、プランクトン、甲殻類、魚類など多様な海洋生物に含まれており、別名マリンビタミン（ビタミン様物質）とも呼ばれます。

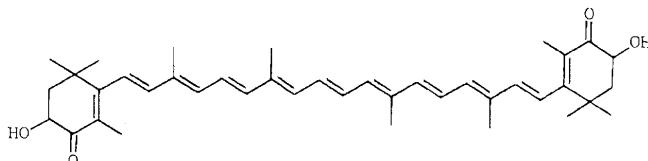


図1. アスタキサンチン

カロテノイドはカロテン類とキサントフィル類とに大別され、アスタキサンチンは水酸基を持つカロテノイドであるキサントフィル類に分類されます（表1）。天然のカロテノイドは数百種類あると言われてあり、そのうちの数十種類はビタミンAに変換され、プロビタミンAと呼ばれています。代表的なものとしては、-カロテン、-カロテン、-カロテン、-クリプトキサンチンなどがありますが、アスタキサンチンにはプロビタミンA様の作用はないようです。

表1. カロテノイド類の分類（代表例）

分類	成 分	食 品 例
カロテン類	-カロテン	ニンジン、グリーンピースなどの緑黄色野菜
	-カロテン	ニンジン、ホウレン草などの緑黄色野菜
	リコピン	トマト、ピンクグレープフルーツ、スイカ
キサントフィル類	ルテイン	ニンジン、ホウレン草などの緑黄色野菜、トウモロコシ、卵黄
	アスタキサンチン	サケ、イクラ、エビ、カニ、タイ
	ゼアキサンチン	トウモロコシ、鶏肉、ホウレン草
	フコキサンチン	ヒジキ、ワカメ、コンブなどの海藻類
	カンタキサンチン	キノコ、サケ、マス
	-クリプトキサンチン	ミカン、オレンジなどの柑橘類、トウモロコシ

#### 【アスタキサンチンの分布】

アスタキサンチンは、海洋生物に広く存在しています。一般に魚や動物ではアスタキサンチンを体内で合成することができず、ヘマトコッカス藻、あるいは海洋バクテリアや植物プランクトンなどにより生合成されたものなどから食物連鎖により体内に取り込んでいます。

アスタキサンチンを含む食品としてはエビ、カニなどの甲殻類、サケ、タイ、イクラ、イカやタコの内臓などがあります。タイなどでは体表のみに存在していますが、サケ、マスなどでは筋肉にも存在しています。調理しても赤いのが特徴であり、マグロ身などのように加熱すると白っぽくなるのはアスタキサンチンではありません。天然サケでは約4 μg/g、ニジマスで約8 μg/g、ギンザケで約13 μg/g、ベニザケで約23 μg/gのアスタキサンチンが含まれています。ちなみに、サケのアスタキサンチンは、川を遡上する時に、エネルギー代謝に関連して発生するフリーラジカルを消去、産卵時に卵（イクラ）に移行し、孵化までの卵の保護、稚魚の成育、などに重要な働きを担っています。

通常、アスタキサンチンは自然界では脂肪酸エステル体や、タンパク質と結合した色素タンパク質として存在しています。色素タンパク質はかなり不安定で、加熱や有機溶媒により容易に分解してフリー体となり赤橙色に変化します。

#### 【アスタキサンチンの体内動態】

アスタキサンチンは、他のカロテノイドと消化管で競合することにより吸収が低下することがあります。一般に、カロテノイドは脂溶性のため脂肪と一緒に摂取することにより、また加熱によりタンパク質との結合や結晶性のかたまりが分散するため、加熱調理することにより吸収されやすくなることが知られています。ただし、カロテノイドは摂取量が増えるほど吸収率は低下するとも言われています。

アスタキサンチンの体内での代謝、分布などについてはまだ十分には解明されていないようですが、ヒトの血漿中ではフリー体で存在しており、体内ではリボ蛋白部分に多く存在していることが報告されています。

## 【アスタキサンチンの作用】

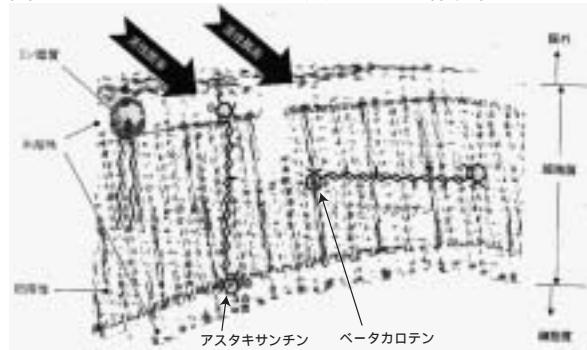
アスタキサンチンは非常に強い抗酸化作用を有しており、活性酸素の中でも毒性の強い一重項酸素( ${}^1\text{O}_2$ )やヒドロキシラジカル(·OH)の酸化反応を抑制します。アスタキサンチンの強い抗酸化力は、図2に示すように、細胞膜の脂質二重膜において膜中および膜表面の両方でラジカルを補足することができるためと考えられています。

一重項酸素は放射線や紫外線を浴びると体内で多量に発生し、皮膚癌などの種々の癌発生を促進します。アスタキサンチンの一重項酸素酸化反応抑制力は、ビタミンE(γ-トコフェロール)の100倍、

βカロテンの10倍と言われています。ヒドロキシラジカルは放射線や紫外線を浴びると水分子が分解されて発生し、体内の不飽和脂質を有害な過酸化脂質に酸化します。アスタキサンチンの不飽和脂質酸化抑制力はビタミンE(γ-トコフェロール)の1,000倍と言われています。

その他、アスタキサンチンはフリーラジカルを増やす酸化促進剤であるプロオキシダントになりにくい抗酸化物質であることも示唆されています。

図2. アスタキサンチンの細胞膜における存在位置



(総合臨床, 54(9), 2546, 2005より)

図3. 主な活性酸素・フリーラジカルとその類縁物質



(薬局, 55(5), 2004より)

アスタキサンチンの強い抗酸化力は、生体を防御するために重要な役割を担っていると考えられており、表2に示すように、免疫賦活作用、抗腫瘍作用など数多くの作用が基礎および臨床的に報告されています。

表2. 報告されている作用

- |               |            |                 |                 |                 |
|---------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ・免疫賦活作用       | ・抗腫瘍作用     | ・運動による筋肉損傷の保護作用 | ・運動に伴う乳酸値の抑制作用  |                 |
| ・筋肉疲労の抑制      | ・糖尿病性腎症の改善 | ・抗炎症            | ・抗ピロリ菌          | ・皮膚の光障害に対する保護作用 |
| ・抗高血圧作用       | ・神経保護作用    | ・抗動脈硬化作用        | ・HDLコレステロール上昇作用 |                 |
| ・実験的胃潰瘍に対する効果 | ・眼精疲労回復効果  | ・視力改善作用         |                 |                 |

## 【安全性】

アスタキサンチンは、食品に含まれる量であれば、妊娠、授乳婦も含めてほぼ安全と考えられています。ちなみに、食品安全委員会による食品健康影響評価において「アスタキサンチンの1日許容摂取量は設定しない」とされています。また、ヒト皮膚のパッチテストにおいても影響はみられていません。なお、アスタキサンチンを主成分とするエビ色素やオキアミ色素などについては食品添加物として使用が許可されています。(使用基準の設定はなし)

ラットを用いた短期反復投与毒性試験においては、LD<sub>50</sub>は2,000mg/kg以上、またイヌを用いた3ヶ月間短期反復投与毒性試験では、アスタキサンチンに由来する脂肪組織の着色が認められた以外、異常は認められていません。

ただし、同じキサントフィル類のカンタキサンチンでは網膜に結晶が蓄積して視力の低下が見られた例もあるので、アスタキサンチンはカンタキサンチンより蓄積しにくいとは言われていますが、注意が必要かもしれません。

以上、アスタキサンチンは比較的安全性が高い成分と考えられます、健康食品として摂取した場合や外用した場合の安全性については、まだエビデンスが不十分であり不明です。しかし、アスタキサンチンには前述したように種々の有用な作用が報告されていることから、老化防止や生活習慣病予防のために健康食品としての利用についても期待が高まっており、今後の更なる研究結果が待たれるところです。

## 参考資料

- ・総合臨床, 54(9), 2546, 2005
- ・機能性食品素材便覧
- ・ヒューマン・ニュートリション
- ・薬局, 55(5), 2004
- ・日本サプリメント協会(サプリメントデータベース)
- ・平成16年3月10日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会議事録

## お薬相談電話 事例集 No.40

### 薬剤性高プロラクチン血症について

プロラクチンprolactin (PRL) は、下垂体前葉から分泌される198残基のアミノ酸からなるペプチドホルモンです。妊娠中の乳腺を発達させ、産褥期の乳汁分泌を促進し、生殖機能を減少させて性衝動を抑制するように働きます。また電解質代謝などへも関与していると考えられています。

PRLの分泌は、促進因子と抑制因子により複雑にコントロールされており、血清中PRL濃度は、運動、食事、性交、ちょっとした外科的手技、全身麻酔、急性心筋梗塞やその他の急性ストレス後に上昇します。妊娠中のPRL濃度は有意に（約10倍）増加し、分娩後2週間以内に急速に減少、授乳が始まるとPRL濃度の基礎値は再び上昇します。

高PRL血症の臨床症状で代表的なものは女性化乳房、乳汁漏出、性機能障害、不妊症、希発月経および無月経です。高PRL血症が持続すると、椎体骨密度は対照群と比較して低下を示し、特に、めだった低エストロゲン血症を伴う場合は著しく骨量が低下します。高PRL血症の男性で通常みられる症状は、性欲減退や視神経圧迫による視力低下であり、性腺刺激ホルモンの抑制は、テストステロンの減少、性的機能不全、乏精子症を起します。疾患が長期にわたる場合は、骨減少症、筋肉量の減少、あごひげの伸びが遅くなるなど、性腺機能低下症の二次的影響が現れます。

さて、抗精神病薬はPRLの分泌を抑えているドバミン神経を抑制するため、高頻度で高PRL血症を起こします（ただしPRLを上げやすい薬剤と上げにくい薬剤が存在）。スルピリドは胃潰瘍薬や抗うつ薬としても使用されるので注意が必要です。なお薬剤性高PRL血症のリスクには、女性、出産後、若年者、閉経前であることがあげられ、ドバミンD<sub>2</sub>受容体の遺伝的な違いも検討されています。

薬剤性高PRL血症の治療は、可能であれば原因薬を中止または変更しますが、それができない場合は、ドバミン作動薬（カベルゴリン、プロモクリプチン、テルグリド、ペルゴリドなど）を併用することによりPRL濃度の正常化を助け、生殖に関する症候の軽減を図ります。

表1.PRLの基準値（単位はng/mL）

成人男性	< 20	成人女性	卵胞期 < 23 黄体期 5 ~ 40 妊娠前期 < 80 妊娠中期 < 160 妊娠後期 < 400
------	------	------	---

表2 . PRL分泌調節因子

促進因子	抑制因子
セロトニン、TRH、エストロゲン ドバミン生成抑制薬*、 ドバミン受容体拮抗薬*、 下垂体PRL産生腺腫*、高浸透圧*	ドバミン、ステロイド、 甲状腺機能亢進*、 下垂体機能低下*

\* 生理的ではない調節因子

表3 . PRLを上昇させる主な薬剤

A . ドバミン受容体拮抗薬： クロルプロマジン、ペルフェナジン、ハロペリドール、 ドンペリドン、リスペリドン、オランザピン、スルピリド、 オランザピン、クエチアピン、ペロスピロン、ビモジド、 メトクロプラミド、チミペロンなど	E . H <sub>2</sub> 拮抗薬：シメチジン、ラニチジン
F . 三環系抗うつ薬： アミトリプチリン、アモキサピン、 クロミプラミンなど	
B . ドバミン合成抑制薬： -メチルドバ	G . SSRI : パロキセチンなど
C . カテコールアミン枯渇薬： レセルピン	H . カルシウム拮抗薬： ベラパミル
D . オピエート（アヘン系鎮痛剤）	I . ホルモン： エストロゲン、抗アンドロゲン薬

【参考資料】ハリソン内科学（メディカル・サイエンス・インターナショナル）、性差と医療2（10）2005、  
<http://med.astellas.jp/>、日本医事新報No.4221、カレント・メディカル2003（日経BP）、  
今日の治療指針2002、2006（医学書院）

# 医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals  
and  
Medical Devices  
Safety Information  
No.222-223

厚生労働省医薬食品局

## No.222 目次

1. 患者向医薬品ガイドについて	3
2. 使用上の注意の改訂について（その173） アモキサピン他（16件）	7
3. 市販直後調査の対象品目一覧	14

## No.223 目次

1. 重要な副作用等に関する情報 1 塩酸セレギリン	3
2. 使用上の注意の改訂について（その171） ロルノキシカム他（3件）	6
3. 市販直後調査の対象品目一覧	8

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用情報をもとに、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。  
医薬品・医療機器等安全性情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ <http://www.info.pmda.go.jp/> )  
又は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) からも入手可能です。  
また、NTTのファクシミリ通信網サービス「Fネット」を通じ、最近1年間の「医薬品・医療機器等安全性情報」がお手元のファクシミリから随時入手できます(利用者負担)。  
「Fネット」への加入等についての問い合わせ先：☎0120-161-011

平成18年（2006年）2月・3月  
厚生労働省医薬食品局

## 連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬食品局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)  
03-5253-1111 (内線) 2756、2753、2751  
(Fax) 03-3508-4364

# 検査センターだより



## プール熱 ~プールの落とし穴~

有助 美奈子

入学式も終わり、だんだん暖かくなってきました。新入生にとって楽しみにしている行事のひとつに水泳があげられると思います。水泳と言えば小学生の頃、先生が白く丸い錠剤をプールに入れていたことを思い出します。その時はそれがプールの管理に大切な物とは知らず、おもちゃにして遊んでいましたが、それによって私たちが安心してプールで泳ぐことができたのですね。

そこで今回は、プール水の消毒と病気についてお話をします。

プール水の消毒には、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム、トリクロロイソシアヌル酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム、次亜塩素酸ナトリウム、サラシ粉等の塩素剤が一般的に使われており、その管理が大切とされています。

また、塩素剤もただ多く入れればいいというものではありません。プール水中の有効塩素は有機物と反応したり、紫外線で分解されたりと、常に消費されますので、基準値を維持していく方法をとらなければなりません。

現在実施されている方法にはいくつかありますが、どの方法においてもプール内の残留塩素濃度を均一に維持するということは、困難なことです。

例えば、塩素剤を連続注入装置でコントロールする方法では、給水口に近い場所の残留塩素濃度が高くなり、給水口から遠いプール中央部などの残留塩素濃度が低くなりがちなど、残留塩素濃度が不均一になるため、顆粒や錠剤の塩素剤を残留塩素不足の部分に散布するなど、プール全体の残留塩素濃度が基準値を下回らないように細心の注意が必要です。

その塩素管理を怠ってしまった場合、咽頭結膜熱などの病気が発症する恐れが出てきます。

咽頭結膜熱 (pharyngoconjunctival fever, PCF) とはプールでの感染が多く見られることからプール熱とも呼ばれ、発熱、咽頭炎、眼症状を主とする小児の急性ウイルス性感染症です。風邪と症状は似ていますが、風邪が鼻水や咳の症状が出てから発熱することに対して、プール熱では突然発熱します。これはアデノウイルスが原因といわれてあり、感染力が強いため抵抗力の低い子どもは特に感染する可能性が高くなります。アデノウイルスは正20面体構造をとるDNAウイルスで、51種類の血清型があります。潜伏期間は5～7日、38度～39度の熱が4～5日間続き、食欲不振・咽頭炎による喉の痛み、結膜炎のため目が真っ赤になり目やにがでます。吐き気・腹痛・下痢・咳などが見られることがあります。感染経路は、プールを介した場合には、汚染した水から結膜への直接侵入と考えられています。また、タオルを共用したことが感染のリスクを高めたとの報告もあります。学校保健法では、第二種伝染病に位置づけられており、主要症状が消退した後さらに2日を経過するまで出席停止とされています。ただし、病状により伝染の恐れがないと認められたときはこの限りではありません。

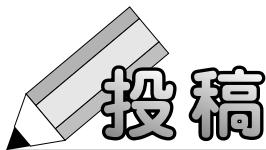
文献によると、アデノウイルスは塩素濃度0.4mg/L、60秒で不活化されるので、プールの塩素濃度をきちんと管理しておけば主な感染は防げると思われますが、塩素濃度が低く、汚染が進んだプールでは感染する確率が高いので、遊泳後はシャワーをしっかり浴び、目を洗うなどの予防を十分に行なうことが大切です。

これらのトラブルを未然に防ぐためには、なにも塩素濃度管理を遊泳中だけ行っていればいいというものではありません。遊泳終了後の塩素濃度管理も重要となります。遊泳終了後に残留塩素がなくなった場合は、翌朝までに一般細菌が基準値以上に増殖する可能性があることが明らかになっています。

そこで、スーパークロリネーションなど遊泳終了後の塩素濃度管理を適切に行なうことで、次の効果が期待できます。

1. 一般細菌などの増殖が抑えられ衛生的な水質が維持できる。
2. 目の刺激の原因物質のひとつであるクロラミンが分解される。
3. 藻や水垢の発生が抑制される。
4. 水中の有機物が分解され、翌朝の残留塩素の立ち上がりが速くなる。

プールの管理は、大変手間のかかる作業ですが、子どもたちが安心して泳げるための適切なプール管理をお願いしたいと思います。



## 帝 積 峠

尾道支部 竹山 守雄



青い空に、ゆっくりと雲が流れる。  
高い絶壁に囲まれた湖面、渡る  
一陣の風に、岸の青葉がそよぎま  
す。まじって微かな話声。

「オイ、酸素屋さんよ、毎日ご  
苦労だな」

「ナニ、お互さまよ、二酸化炭素の始末こそ、  
大変だったろう。」

「人間ども、ちったあ、解ってゐるのかな」  
岩と木の対話、チラときこえた。

「解ってゐるとも」つい大声。ざわめきハタと  
杜絶えた。

酸素屋とは木立、二酸化炭素の始末屋とは、絶壁の石灰岩のこと 大気保全えの貢献の申立てをしてゐるのです。事実、太古の大気の殆どはガスの二酸化炭素で充満、今の金星の状態でした。何も住めません。しばし経て、先ず自養の植物が出現、光合成で酸素を放出、之により他養の動物が続き、その中の珊瑚虫がこのガスを体内に取り込み、炭酸カルシューム（石灰岩）として途方もないガスの除去を完遂したものです。増大した酸素は又水中の鉄分を沈着、以て今の水の澄明がもたらされたとされてゐます。二者の寄与 まことにありがたい事であります。忘れません。

水面の下からも声がします。

「一寸待った。恩にきせるつもりはないが…と前置きして、水が常に液体で存在してゐる現状を軽く扱っちゃいけないよ。零度～百度の間だけのもの、宇宙の中では有り得ぬ奇蹟、存在する星（恒星）は皆何万、何十万度の世界、それに惑星が有ったとしても 災けるか凍るか、兄弟惑星を見れば解る。まして人間は生身で火傷、凍傷を持つ弱体だ。この有り難い宇宙の奇蹟、夢々壊すんじゃないよ。」ご尤も、ご尤も。

風が耳元で鳴ります。ハイ、ハイ解りましたよ風さん。私は化学屋です。窒素と酸素のお二人さんと存じておりますとも。窒素さん、もしあなたが水の水素とお組みなら、鼻もちならぬアンモニア、今、木星に居座る悪臭ガス、たまたもんじゃありません。酸素さん、あなたも今以上ふえられゝば、世の中、一面火事だらけ、収る時はないでせう。又、假りにお二人が組まれゝば窒素酸化物、NO として松枯れの張本人、随分紙上で騒がれたものでした。何しろ、水が加われば、あの劇しい硝酸ですから。お二人が別々であるという現実が、どんなに有り難い世界でせう。どうも、どうも。

天地、山河、自然。遠い祖先の昔から、私共は之等の崇拜の内に生活して参りました。ですが、その生活、即、衣食住並びに之に付随する紡織、燃料、運搬の行為が、知らず知らずの長い年月の裡に、その破壊に關はってゐたのでした。

山の松が枯れ、川のメダカが姿を消して、やつと氣付いたのでした。独善、不遜、誠に申し訳のない事でした。当時の薬剤師会も即座に対応し、公害防止管理者（水質、大気）の講習会や資格授与を行ってあります。

然し現代、車一台取り上げてみても。大変な公害源、一気に解決できるものではありません。又、身近の冷蔵庫、洗剤、ビニール容器、諸工業この大量の要始末物質、どう扱えばよいのか。町の化学者と自負する私共も忸怩たる現状です。

そして、天変地異も現実のものです。極洋の氷は溶け、オゾンホールは拡がってゐます。有難い環境は喪失されつつあります。

湖は、たそがれて静かです。山は、歳月を退けて、万年、その儀を変えません。人の栄華を問いましたが、返事はなし。

「解ってゐるんだろ」と頭上に一声。雲がゆっくりと去ってゐました。

終

## 書籍等の紹介

「薬価・点数早見表」平成18年4月版

発行：株式会社 社会保険研究所

判型：B5判 約560頁（予定）

価格：定価 3,675円

会員価格 3,120円

送料：1部 440円

「第十二改訂 調剤指針」

編集：日本薬剤師会

発行：株式会社 薬事日報社

判型：B5判 418頁

価格：定価 3,360円

会員価格 2,900円

送料：1部 380円

「オレンジブック保険薬局版 2006年4月版」

付録CD-ROM：内用薬の成分別・製剤別品質再

評価情報検索・備蓄医薬品一覧

作成支援システム

企画編集：日本薬剤師会

発行：株式会社 薬事日報社

判型：B5判 327頁

価格：定価 4,515円

会員価格 3,900円

送料：1部 380円

「大衆薬事典（一般用薬品集）第10版」

編集：日本大衆薬情報研究会

発行：株式会社 じほう

判型：B5判 約1,000頁

価格：定価 5,250円

会員価格 4,500円

送料：1部 500円

「Q & A 薬局・薬剤師の責任

トラブルの予防・解決」

編集：小林 郁夫（弁護士・薬剤師）

発行：新日本法規出版株式会社

判型：A5判 432頁

価格：定価 4,305円

会員価格 3,874円

送料：340円

価格はすべて税込みです。



### 斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局

TEL(082)246-4317 FAX(082)249-4589

担当：吉田 E-mail：yoshida@or.jp

## 告 知 板

### 第35回広島県薬剤師会通常総会開催通知

標記の会議を次により開催しますので、定款第25条の規定により通知します。

日 時：平成18年5月27日（土）午後3時より

会 場：広島県薬剤師会館4Fホール

議 事：（報告）1.日本薬剤師会代議員会報告

2.広島県薬剤師会代議員会報告

3.平成17年度広島県薬剤師会会務並びに事業報告

4.平成17年度広島県薬剤師会収支決算報告

5.平成17年度保険薬局部会事業報告

6.平成17年度保険薬局部会収支決算報告

7.平成17年度会館運営事業報告

8.平成17年度会館運営収支決算報告

9.平成17年度検査センター事業報告

10.平成17年度検査センター収支決算報告

11.平成17年度薬事情報センター事業報告

12.平成17年度薬事情報センター収支決算報告

（資料）1.社団法人広島県薬剤師会定款細則の一部改正について

2.平成17年度広島県薬剤師会収支補正予算

3.会費賦課納付規程の一部改正について

4.平成18年度広島県薬剤師会事業計画

5.平成18年度広島県薬剤師会収支予算

6.広島県薬剤師会保険薬局部会会費賦課納付規程の一部改正について

7.平成18年度保険薬局部会事業計画

8.平成18年度保険薬局部会収支予算

9.平成18年度会館運営事業計画

10.平成18年度会館運営事業収支予算

11.平成18年度検査センター事業計画

12.平成18年度検査センター収支予算

13.平成18年度薬事情報センター事業計画

14.平成18年度薬事情報センター収支予算

15.役員等の選挙について

（会長、監事の選挙、日本薬剤師会代議員及び予備代議員選挙）

### 薬事情報センターのHPアドレスなどが変わりました

ホームページアドレス <http://www.or.jp/di/index.htm>

会員ページ用 ユーザー名：\_\_\_\_\_

メールアドレス di@or.jp

\*TEL、FAXはこれまで通りです。



# 編集後記



2006



遠くから眺めてよし、近くで仰  
いでよし

夜桜でちょっと一杯、これまた  
格別！！

4月16日、土師ダムのソメイヨ  
シノ

最高でしたよ！ <マイバッハ>

デトックスとかピラティスとかマクロビオティクスとか、難しい単語のダイエットが流行っていますね。私は玄米食にして約2ヶ月。3ヶ月で体が変わったといいます。どこがでしょう。確かに、手の湿疹が綺麗になったり、血圧も安定したり良いことは多いかもしれません。問題は、多くの誘惑に負けることです。今日も禁断の広島風お好み焼きを食べてしまいました。…上手くいったら、私にダメ出しをされた患者さんたちへの食事指導に役立てたいと思っております。

<メリッサ>

皆さん、「広島県薬剤師会誌」読んでますか？  
このような形になってもう？いや、やっと10年！ってとこですかね。この間の60号には、いろいろ思い出がありますねえ。表紙の写真もいいですよねえ！ところで、10年前のNo.144の表紙の写真を覚えている人、いますか？

<ByコアラChanズ>

後発医薬品調剤可！と記載された処方がスタート、4月1日からの自立支援医療のスタートと合いまってばたばたと忙しい毎日を送っています。後発医薬品の品目も増え、備蓄医薬品もストックするスペース確保に頭を悩ませ、改装でもしないととても業務の効率が悪くなっています。患者さんに勧めては見るものの、逆に患者負担が増えるケースもあり、サギ師のごとくごまかして「1回目だけは、高くなりますが…」何のための後発品調剤？

<F・S>

“私は君一筋だ”

“私は君一本だ”

あなたはどちらを使いますか？

[解説]

一筋…は、時間をかけて継続すること  
(途切れる可能性がある)

一本…は、一つに絞る強さがある  
(始点と終点がある)

では質問、次のものは筋？ 本？

川・鉛筆・涙・矢・雨 <K・H>

皆様、花見に行かれたでしょうか？ 今年の桜もパッと咲いてパッと散ってとても綺麗でしたね。ところで、菊桜という桜をご存知ですか？八重桜のように花びらが100以上ある桜を菊桜といいます。是非、来年探してみては？

<ピンクゴジラ55>

NHK大河ドラマの“功名が辻”を見ながら、いつも千代さんの言葉に心を惹かれています。言葉の力を改めて感じています。心が言葉として表されるのであれば、いつも美しい言葉を話せる人になりたいものです。

<水無月>

日に日に暖かくなってまいりましたが皆様いかがお過ごしでしょうか。今年も宿敵「花粉」と格闘しつつ日々を送っております。新年度を迎える新入生や新入社員の姿も目になじんでまいりました。一人ひとりいろんな人生のスタートです。春ってやっぱりすばらしいですね。

<毎年、花粉に出鼻をくじかれるトッピー>

ご馳走、馬を走らせて食糧を調達し、客人におもてなしをしていたそうです。地産地消に馬は必要ありません。鯉のぼり、カープの応援に行きましょう。  
<薬天タブレツ18番>

## 編集委員

平井紀美恵	谷川 正之	増田 和彦	宗 文彦
西谷 啓	井上 映子	松井 聰政	星野 譲
原田 修江	城崎 利裕		

# 保険薬局ニュース

平成18年5月1日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.14 No.3 ( No.73 )

## 広島市乳幼児医療費補助制度に係る所得制限の緩和について（お願い）

平成18年3月29日

広島県薬剤師会  
会長 前田 泰則 様

広島市長 秋葉 忠利  
(社会保険年金課)

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素から本市福祉行政につきまして格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、乳幼児医療補助制度について、下記のとおり、所得制限の緩和を行うこととなりました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、会報、会合等がございましたら、会員の皆様方へ御周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、市民への周知を図るためのポスターを作成いたしましたので、お送りさせていただきます。

敬具

### 1. 所得制限の緩和の内容

平成18年4月1日からの実施。

乳幼児の保護者（生計中心者）の所得が、次表に掲げる所得制限額未満である場合に対象となります。

扶養親族等の数	改正前の所得制限額 (H18.3.31まで)	改正後の所得制限額 (H18.4.1から)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円
6人以上	1人につき38万円を加算	
老人控除対象配偶者又は老人扶養親族の場合	1人につき6万円を加算	

「扶養親族の数」とは、次のものの合計数をいいいます。

基準とする年の所得における保護者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族扶養親族でない児童で保護者が前年の12月31日において生計を維持したもの

### 2. 参考

広島市乳幼児医療費受給者証の地色は、全年齢とも藤色（うす紫色）で、表面に、一部負担金（自己負担）限度額が表示されています。藤色以外の受給者証及び一部負担金限度額の表示のない受給者証は無効です。

受給者証の公費負担者番号は、乳幼児の住所の区により、また、受給者番号は、乳幼児の年齢及び住所の区により異なります。

また、今回の所得制限の緩和に伴い、受給者番号が変更になる乳幼児については、新しい受給者証を

〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市 社会局 保険年金課 福祉医療係 弘中  
(082) 504-2158

# 広島市重度心身障害者介護保険利用者負担助成の改正について（お知らせ）

平成18年3月 日

広島県薬剤師会

会長 前田泰則様

広島市長 秋葉忠利  
(社会局保険年金課)

拝啓 早春の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素より本市の重度心身障害者介護保険利用者負担助成事業の実施にあたり格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本事業は、重度心身障害者に対する介護保険の利用者負担1割（他の公費制度により助成される金額を除く。）を助成していますが、ご承知のとおり平成18年4月からの介護保険法の改正により、現行の「要支援が要支援1」に、「要介護1が要支援2と要介護1」に区分され、要支援にかかるサービスが「介護予防サービス」になります。

つきましては、本事業においても、介護保険法の改正に併せて別紙のとおり改正しますので、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、次の事業者には、本市から別途お知らせを送付することとしています。

広島市に債権者登録（社会局保険年金課受付分）がある事業者

広島市内の事業者のうち、訪問看護、通所リハ、介護療養施設サービスの登録事業者（介護老人保健施設を除く。）及び平成17年10月～12月サービス分の間に広島市が訪問リハ、居宅療養管理指導の介護保険給付をした事業者

敬具

## 【問い合わせ先】

広島市社会局保険年金課  
担当：福祉医療係 弘中、中村  
電話：082-504-2158

## 別紙

### 1. 対象サービスを次のとおりとします。

- (1) 訪問看護
- (2) 訪問リハビリテーション
- (3) 居宅療養管理指導
- (4) 通所リハビリテーション（介護老人保健施設を除く。）
- (5) 介護療養型医療施設への入院（介護療養施設サービス）
- (6) 介護予防訪問看護
- (7) 介護予防訪問リハビリテーション
- (8) 介護予防居宅療養管理指導
- (9) 介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設を除く。）

追加

### 2. 事業名を変更します。

- （新）広島市重度心身障害者介護保険利用負担助成事業
- （旧）広島市重度心身障害者介護保険利用者負担助成事業

### 3. 支給申請書の様式を一部改正します。

- (1) 様式名を「重度障害者介護保険利用負担助成金支給申請書」に変更
- (2) 広島市長宛への申請年月日記入欄の追加
- (3) 介護予防サービスを助成対象とすることに伴う所要の修正等

### 4. 施行日

平成18年4月1日

### 5. 添付書類

- (1) 支給申請書（様式）（居宅サービス・介護予防サービス用、介護療養型医療施設用）
- (2) 支給申請書記入方法（居宅サービス・介護予防サービス用、介護療養型医療施設用）
- (3) 支給申請書新旧対照（居宅サービス・介護予防サービス用、介護療養型医療施設用）

（注）別添の支給申請書は、平成18年4月以後のサービス分から使用してください。

重度障害者介護保険利用負担助成金支給申請書 (平成 年 月分)

[訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所リハ・  
介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハ]

次のとおり広島市長宛申請します。

平成 年 月 日

申請者 (受給者)	重度医療制度番号	9 1 3 4 4 0	公費負担者番号(重度以外)			
	受給者番号		保険者番号			
	住所	広島市 区	介護 保険	被保険者番号		
	電話番号	( ) -	要支援・要介護 状態区分	要支援1・要支援2 経過的要介護・要介護1・2・3・4・5		
	フリガナ 氏名	印	加入 医療 保険	保険者番号		
生年月日	明・大・昭 年 月 日	記号	番号			

ここから下は、事業者の証明欄です。ただし、①支給申請額と、受領委任の場合の委任欄、受領委任しない場合の振込先は申請者の記入欄です。

捺印 印 給付 費明 細欄 介護 請報 酬請 求額 集計 欄	1 居宅介護支援事業者作成		2 自己作成		3 介護予防支援事業者作成		
	事業所番号				事業所名		
	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要	
①サービス種類コード ②名称							
③サービス実日数	日		日		日		
④計画単位数							
⑤限度額管理 対象単位数							
⑥限度額管理 対象外単位数							
⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥							
⑧単位数単価	▲	円/単位	▲	円/単位	▲	円/単位	合計
⑨全体額(10割)							
⑩利用者負担額(1割)							
⑪公費負担額(重度以外)							
⑫支給申請額(⑩-⑪)							

※登録があれば債権者番号を、なければ振込先を記入してください。				債権者番号						
振込先	金融機関名 及び店舗名	銀行	預金種別	1 普通	2 当座					
		信用金庫	口座名義(かかげ)							
		信用組合 農業協同組合	店	口座番号						
金融機関コード	店番	支払金額	百	十	万	千	百	十	円	
私の受けた上記申請金額の受領をサービスした右の事業者に委任します。										
上記のとおり介護サービス(介護予防サービス)を提供(し、申請金額を領収)したことを証明します。										
平成 年 月 日										
事業者 事業所番号 住所 事業所名 フリガナ 代表者 電話										
印										

ここから下は記入しないでください。

算定方式	自己負担相当額		
	円		
	高齢介護サービス(高齢介護予防サービス)費 円		
支給決定額 円			

注 1 事業者へ受領委任した場合は、委任欄を記載し、証明欄の「(し、申請金額を領収)」を抹消すること。

2 事業者へ受領委任した場合の振込先は事業者代表者の口座を記載すること。

3 網掛部分(金融機関コード、店番、支払金額)は記入しないでください。

H18.4

左記に記載のない場合は別紙のとおり

**重度障害者介護保険利用負担助成金支給申請書** (平成 年 月分)  
(介護療養型医療施設用)

次のとおり広島市長宛申請します。

平成 年 月 日

申請者(受給者)	重度医療制度番号	9 1 3 4 4 0	公費負担者番号(重度以外)				
	受給者番号		保険者番号				
住所	廣島市 区	介護保険	被保険者番号				
電話番号	( ) -	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5				
氏名	印	加入医療保険	保険者番号				
生年月日	明・大・昭 年 月 日	記号	番号				

ここから下は、事業者の証明欄です。ただし、⑥支給申請額と、受領委任の場合は零任欄、受領委任しない場合は受込先は申請者の記入欄です。

入院年月日	平成 年 月 日	退院年月日	平成 年 月 日	入院実日数	外泊日数		
主傷病			退院後の状況	1 居宅 2 介護保険施設 3 医療機関入院	4 死亡 5 その他		
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数・日数	サービス単位数	摘要	
合 計							
特定診療明細欄		介護報酬請求額集計欄					
傷病名	区分	給付合計	特定診療費合計		合計		
識別番号	内 容 保険分(単位)	①単位数合計					
		②単位費単価	▲ 円/単位	10 円/単位			
		③全体額(10割)					
		④利用者負担額(1割)					
		⑤公費負担額(重度以外)					
	合 計	⑥支給申請額(④+⑤)					
摘要							
※登録があれば債権者番号を、なければ振込先を記入してください。						債権者番号	
振込先	金融機関名 及び店舗名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	店	預金種別	1 普通	2 当座	
				口座名義(かかげ)			
				口座番号			
				支払金額	百	千	万
私の受けける上記申請金額の受領をサービスした右の事業者に委任します。				上記のとおり介護サービスを提供(し、申請金額を領収)したことを証明します。			
平成 年 月 日				平成 年 月 日			
申請者 住 所				事業者 事業者番号 住 所 事業所名 フリガナ 代表者 電話			
氏 名				印			
ここから下は記入しないでください。							
算定方式				自己負担相当額 円 高額介護サービス費 円 支給決定額 円			

注 1 事業者へ受領委任した場合は、委任欄を記載し、証明欄の「(し、申請金額を領収)」を抹消すること。  
2 事業者へ受領委任した場合の振込先は事業者代表者の口座を記載すること。  
3 網掛部分(金融機関コード、店番、支払金額)は記入しないでください。

H18.4

左記に記載のない場合は別紙のとおり







照舊新舊對照

- 8 -

ここから下はまだしないでください。

支給決定権	内
高能介子-七又質	内

3. 連絡会員（会員登録コード：会員登録番号）は上記（会員登録）に記載した。

13

固定式	白色角铝型材 萬能介面卡-ビ-ク架 支柱式支撑	円
-----	-------------------------------	---

主 1 事務所へ受取責任なしの場合には、受取點に記載の「(1) 申込書類を領取」)を採用すること。  
主 2 事務所へ受取責任なしの場合には、受取點に記載の「(2) 申込書類を領取」)を採用すること。  
主 3 申込書類に「(金銭贈与ニシテ)」と記載された場合は、受取點に記載の「(1) 申込書類を領取」)を採用すること。  
主 4 申込書類に「(金銭贈与ニシテ)」と記載された場合は、受取點に記載の「(2) 申込書類を領取」)を採用すること。

# 介護保健サービスを利用する重度心身障害者の方へ（お知らせ）

広島市

広島市では、平成12年4月1日から事業者（医療機関、薬局又は訪問看護ステーション）において介護保険のサービスを利用する方に対して申請により、次のとおり介護保険の利用者負担の助成（他の公費者負担制度により助成される金額を除く。）を行っています。

## 対象者

次のいずれにも該当する方です。

広島市重度心身障害者医療費補助受給資格を有する方

「65歳以上の方」及び「40歳以上65歳未満の方のうち介護保険法で定める16種類の病気に該当する方」で要介護状態又は要支援状態と認定された方

## 対象サービス（平成18年4月以降）

	サービス名	内 容
要介護状態の方	訪問看護	看護師等による居宅での療養上の世話や診療の補助
	訪問リハビリテーション	作業療法士等による居宅での機能訓練
	居宅療養管理指導	居宅で医師や歯科医師、薬剤師等による療養上の管理や指導
	通所リハビリテーション	病院・診療所等で行われる機能訓練（介護老人保健施設で行われるもの）
	介護療養型医療施設への入院（介護療養施設サービス）	介護保険による病院への入院（介護老人福祉施設・介護老人保健施設への入所は除く。）
要支援状態の方	介護予防訪問看護	介護予防を目的に介護士等による居宅での療養上の世話や診療の補助
	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防を目的に作業療法士等による居宅での機能訓練
	介護予防居宅療養管理指導	介護予防を目的に居宅で医師や歯科医師、薬剤師等による療養上の管理や指導
	介護予防通所リハビリテーション	介護予防を目的に病院・診療所等で行われる機能訓練（介護老人保健施設で行われるもの）

助成を受けるには（申請書は各区の保健福祉課にあります。）

利用者が事業者へ受領委任する方法（窓口への支払いなし）	
受給者証、介護保険被保険者証（要介護度、認定期間の記載されたもの）、申請書を事業者へ提示 対象サービスを利用 <u>（利用者負担の支払いなし）</u>	事業者が申請書にサービス内容を証明 申請書に記入・押印 事業者が各区保健福祉課へ申請書を提出 3～4か月後、事業者に助成金を支給

上記 の方法がとれない場合は、下記 の方法になります。

利用者へ償還払いする方法（窓口での支払いあり）	
受給者証、介護保険被保険者証（要介護度、認定期間の記載されたもの）、申請書を事業者へ提示 対象サービスを利用 <u>利用者負担の支払い</u>	事業者が申請書にサービス内容を証明 申請書に記入・押印 利用者が各区保健福祉課へ申請書を提出 3～4か月後、利用者に助成金を支給

## 【療養援護金】

介護療養型医療施設へ15日以上継続して入院した場合は、申請によって月額1万円を支給します。  
(国又は他の地方公共団体からの医療に関する給付により自己負担を生じない方は支給対象となりません。)

### 問合せ先・申請書提出先

- ・中区 厚生部 保健福祉課 障害福祉係  
〒730-8565 中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル内  
TEL(082) 504-2588 FAX(082) 504-2175
- ・東区 厚生部 保健福祉課 児童障害福祉係  
〒732-8510 東区東蟹屋町9番34号 東区総合福祉センター内  
TEL(082) 568-7734 FAX(082) 261-1470
- ・南区 厚生部 保健福祉課 障害福祉係  
〒734-8523 南区皆実町一丁目4番46号 南区役所別館内  
TEL(082) 250-4132 FAX(082) 252-2949
- ・西区 厚生部 保健福祉課 障害福祉係  
〒733-8535 西区福島町二丁目24番1号 西区地域福祉センター内  
TEL(082) 294-6346 FAX(082) 231-6284
- ・安佐南区 厚生部 保健福祉課 障害福祉係  
〒731-0193 安佐南区古市一丁目33番14号  
TEL(082) 831-4946 FAX(082) 879-8565
- ・安佐北区 厚生部 保健福祉課 障害福祉係  
〒731-0221 安佐北区可部三丁目19番22号 安佐北区総合福祉センター内  
TEL(082) 819-0608 FAX(082) 815-0466
- ・安芸区 厚生部 保健福祉課 児童障害福祉係  
〒736-8555 安芸区船越南三丁目2番16号 安芸区総合福祉センター内  
TEL(082) 821-2813 FAX(082) 822-7849
- ・佐伯区 厚生部 保健福祉課 児童障害福祉係  
〒731-5195 佐伯区海老園二丁目5番28号  
TEL(082) 943-9732 FAX(082) 923-4556
- ・社会局 保険年金課 福祉医療係  
〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6番34号  
TEL(082) 504-2158 FAX(082) 504-2254

広島市

平成18年4月現在

## 【事業者の方へお願い】

市民の方が、広島市の重度障害者医療費受給者証を提示して、裏面の提供サービスを利用された場合は、所定の申請書に介護給付費の内容を証明のうえ利用負担助成金の申請手続をお願いします。

申請書の提出は、利用者の住所区の区保健福祉課(提出先が複数区ある場合は、社会局保険年金課)へお願いします。

# 平成18年度調剤報酬改定等に係るQ&A（その1）

平成18年3月29日  
日本薬剤師会

平成18年度調剤報酬改定等について、以下のとおり、主な変更点に関する事項を疑義解釈として取りまとめた。厚生労働省保険局医療課による「疑義解釈資料の送付について（その2）」（平成18年3月28日事務連絡）と併せ、保険薬局における業務の参考としていただきたい。

## 制度全般

### 【内容の分かる領収証の交付】

問1. 「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」の一部改正により内容の分かる領収証の交付が義務付けられ、領収証の標準様式が通知（平成18年3月6日保発第0306005号）にて示されたが、保険薬局において実際に使用する領収証の様式は、当該標準様式の内容を具備していれば施設ごとに異なるものであっても問題ないと解釈してよいか。

答. 差し支えない。内容が患者にわかるよう表記されていればよい。

### 【処方せん様式の変更】

問2. 処方せんに「後発医薬品への変更可」との指示がある場合、そこに記載されているすべての医薬品が対象であると解釈してよいか。また、一部の医薬品が変更不可である場合には、処方医からどのような指示があるのか。

答. 処方せんに特段の指示がない場合は、記載されているすべての医薬品が対象であると解釈して差し支えない。一部の医薬品を変更不可とする場合には、当該医薬品の名称の後に「変更不可」と記載されることになる。

問3. 処方せんの「後発医薬品への変更可」との指示に基づき、保険薬局において後発医薬品へ変更して調剤した場合、保険薬剤師は、調剤した医薬品の銘柄を処方せんに記載する必要があるのか。

答. 処方せんに記載する必要はないが、調剤録には、実際に調剤した医薬品の銘柄を記載しなければならない。ただし、調剤済みの処方せんをもって調剤録として保存する場合には、実際に調剤した医薬品の銘柄を記載することになる。

問4. 処方せんに「後発医薬品への変更可」との指示があったが、先発医薬品と後発医薬品において承認効能の相違がある場合、どのように解釈すればよいか。

答. 効能の違いを無視して調剤することはできない。処方医へ疑義照会するなど、調剤に必要な情報を得た上で調剤しなければならない。

## 調剤技術料

### 【調剤基本料（施設基準加算）】

問5. 今回の改定において、調剤基本料の施設基準加算は変更されていないが、すでに届出を行っている保険薬局は改めて届出を行う必要があるか。

答. 必要ない。届出書の内容に変更が生じた場合を除き、毎年7月1日現在における状況について報告すればいい。

## 薬学管理料

### 【薬剤服用歴管理料】

問6. 薬剤服用歴管理料に係る業務の中で、調剤した薬剤に関する情報提供は実施したが、患者から「文書による交付は不要」との申し出があった場合、その他の要件を満たしていれば、薬剤服用歴管理料を算定できるか。

答. 患者への薬剤情報提供文書の交付は、服薬指導の一環として実施される情報提供の中に含まれている手段の一つである。患者からの特段の申し出があったために、結果として患者に薬剤情報提供文書を交付しなかった場合であっても、患者の医薬品の適正使用が確保されるよう、文書を用いた説明を行うなど調剤した医薬品に関する情報提供が適切に実施されていれば問題ない。

問7. 薬剤服用歴管理料に係る業務に含まれる薬剤情報提供は「文書又はこれに準ずるもの」により行うとあるが、「これに準ずるもの」とは具体的に何を指すのか。口頭による行為も含まれるのか。

答. 視覚障害者に対する点字、カセットテープ又はボイスレコーダーへの録音などが該当する。口頭による行為は含まれない。

### 【後発医薬品情報提供料】

問8. 後発医薬品情報提供料に係る業務の中で、後発医薬品に変更する場合は「先発医薬品との薬剤料の差に係る情報」についても患者へ提出することとされているが、規格単位あたり、1日あたり、処方期間全体のいずれでもよいか。

答. 差し支えない。患者が先発医薬品または後発医薬品を選択する上で、必要かつ適切な価格の情報となっていれば、いずれの方法であっても差し支えない。

問9. 「後発医薬品への変更可」と指示がある処方せんに基づいて後発医薬品へ変更して調剤した場合、後発医薬品情報提供料の算定要件として「調剤した薬剤の銘柄等について、当該処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること」とされているが、方法や手段については制限があるのか

答. 具体的な方法や手段までは決められていない。それぞれの地域において、処方せんを発行した保険医療機関と協議するなど、薬剤師の責任の下で、適切に対応することが求められる。

問10. 前回の来局時と同じく「後発医薬品への変更可」との指示がある処方せんを患者が持参し、前回と同じ銘柄の後発医薬品を調剤した場合、後発医薬品情報提供料は算定できるのか。

答. 患者への必要な情報提供の実施や患者の同意を得ることなど、算定要件とされている内容をきちんと満たしていれば、結果的に前回と同じ銘柄の後発医薬品を調剤したとしても、算定できる場合はあり得ると考える。ただし、単に「前回と同じ」という理由から後発医薬品を選択、調剤しただけでは算定できない。

## 平成18年度調剤報酬改定等に係るQ&A（その2）

平成18年4月7日  
日本薬剤師会

平成18年度調剤報酬改定等に係る疑義解釈については、すでに本会よりQ&A（その1）（平成18年3月29日）を示しているが、今般、さらなる疑義解釈を取りまとめたので、厚生労働省保険局医療課による「疑義解釈資料の送付について（その3）」（平成18年3月31日事務連絡）と併せ、保険薬局での業務の参考としていただきたい。

## 制度全般

### 【処方せん様式の変更】

問1．後発医薬品の銘柄が記載されている処方せんに「後発医薬品への変更可」との指示がある場合、記載されている銘柄以外の後発医薬品への変更が可能であるとの指示と解釈してよいか。

答．患者に十分説明し、患者の同意を得た上で行うことが求められる。また、記載されている銘柄以外の後発医薬品に変更して調剤した場合には、実際に調剤した後発医薬品の銘柄等について、処方せんを交付した保険医療機関へ情報提供すること。

## 薬学管理料

### 【薬剤服用歴管理料】

問2．これまで薬剤情報提供料1もしくは薬剤情報提供料2において交付していた薬剤情報提供文書については、当該文書と同様の内容を患者の薬剤手帳に記載したものであっても差し支えなかったが、本年4月から薬剤服用歴管理料の中で交付することとなった薬剤情報提供文書についても、従来どおりの情報提供の方法でよいか。

答．患者の医薬品の適正使用が確保されるよう、調剤した医薬品に関する情報提供が適切に実施されていれば、従来どおりの方法で差し支えない。

## 薬剤料

問3．今回の薬価改定により、これまで薬価基準に一般名収載されていた医薬品のうち、薬価調査の結果から低薬価品に該当しないことが確認できたアスピリンや酸化マグネシウムなど（159成分に係る189規格1,140品目）は銘柄毎の収載とされている。保険薬局においては、どのように対応すればよいのか。

答．従来どおりの取り扱いとなる。処方せんに一般名で記載されている場合、保険薬局においては、該当する医薬品の中から選択して調剤し、実際に使用した医薬品名（薬価基準収載名）および当該医薬品の薬価により保険請求することになる。

## 疑義照会

### 7．投薬

#### 【後発医薬品】

（問1）後発医薬品への変更を一部のみ可とする場合の記載についてどのように記載するのか。

（答）処方せんを記載する際、変更「可」に署名又は記名・押印の上、後発医薬品への変更不可の薬剤の横に「変更不可」と明記する。

（問2）先発医薬品しか存在せず変更の有り得ない処方せんを発行した場合でも、後発医薬品への変更可と処方医が署名又は記名・押印すれば「後発医薬品を含む場合」の点数を算定できるか。

（答）算定できない。当該加算は、後発品のある薬剤を処方した場合に限り算定できる。

(問3) 後発医薬品への変更可とした場合、具体的にどのような後発医薬品が選ばれたのか、保険薬局から連絡されるのか。

(答) 調剤報酬点数表に関する通知において「後発医薬品を調剤した場合には、調剤した薬剤の銘柄等について、当該処方せんを発行した保険医療機関に情報提供することとする。」と新たに規定されている。

(問4) 「後発医薬品への変更可」の欄に署名又は記名・押印し、処方せん料の「後発医薬品を含む場合」の点数を算定したが、結果的に後発医薬品が調剤されなかった場合、「後発医薬品を含む場合」の点数は算定できなくなるのか。

(答) 後発医薬品に変更されなかった場合でも、当該点数は算定できる。

(問5) 実際に薬剤変更が行われた場合、処方医の属する医療機関はカルテの薬剤名の記載を変更する必要があるのか。

(答) 保険薬局から薬剤を変更した旨報告があるため、その内容を適切に診療録に反映することが望ましい。

(問6) 「備考」欄に新たに「後発医薬品への変更可」の「保険医署名」欄を設定した様式が作られたが、従来の処方せんはそのまま使うことができるのか。それとも取り繕わないと使うことができないのか。

(答) 新しい様式を使うことが原則である。

## 11. 領収証

(問1) 「医療費の内容の分かる領収証の交付について」(平成18年3月6日保発第0306005号 厚生労働省保険局長通知)において、医療費の内容の分かる領収証は「点数表の各部単位で金額の内訳の分かるもの」とされ、別紙様式1では「初・再診料」等の項目は点数を記載することになっているが、金額を表記することでも差し支えないか。

(答) 点数、金額のいずれかで表記することでよいが、単位を表記すること。

(問2) 医療費の内容の分かる領収証の様式について、医療機関及び薬局によっては、算定することがほとんどの項目(部)(薬局の場合は節。以下同じ。)がある。そのような項目(部)は当該医療機関及び薬局で使用する領収証の様式からあらかじめ除外しても差し支えないか。

(答) 差し支えない。

(問3) 一部負担金を徴収する際に、患者から「領収証は不要である」旨の意思表示があったため文書に署名を得て確認した上、領収証を交付しなかったが、後日当該患者が診療当日の領収証の交付を求めた場合、交付しなければならないのか。

(答) この場合、あらためての交付は義務とはならない。

(問4) 医療費の内容の分かる領収証について、紛失など患者の都合により領収証の再交付を求められた場合、領収証を再交付しなければならないのか。

(答) 医療機関及び薬局はすでに領収証を交付しており、再交付の義務はない。

(問5) 外来で算定される短期滞在手術基本料2(日帰り手術)は、従来は「その他」欄に計上しているが、今回の点数表の部に従うとすると「入院料等」欄に計上することになるがよいか。また、外来のみの医療機関の場合には、「入院料等」欄がレイアウト上ないことも考えられるが、短期滞在手術基本料2を行う医療機関は必ず、「入院料等」欄を設けないといけないか。

(答) 短期滞在手術基本料は、「入院料等」の部にあるため、「入院料等」の欄へ計上すること。

(問6) 医科、歯科の両方が存在する医療機関においては、医科の部、歯科の部をあわせたレイアウトを考える必要があるのか。

(答) 医科点数表、歯科点数表のそれぞれ各部単位で記載する。なお、各点数表の部単位で記載されるものであれば1枚でよい

(問7) DPCは領収証上、どこに計上するのか。

(答) 通常の入院料と区別するために「DPC」欄を設けることが必要。ただし、手術等の出来高で算定したものについては、各部単位で計上すること。

(問8) 保険外負担に関しては、「選定療養等」「その他」と区分されているが、高度先進医療、先進医療に関しては、「選定医療等」欄への計上でよいのか。

(答) そのとおり。ただし、高度先進医療、先進医療の区分を明示すること。

#### 【明細書】

(問143) 患者から求めがあったときに交付する詳細な明細書は、診療報酬明細書(レセプト)の様式を用いて交付してもよいか。

(答) 患者名、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額等詳細に記載されており、患者の求めに応じたものであればよい。

#### 【処方せん】

(問144) 特定の後発医薬品の銘柄を処方し、処方せんに「後発医薬品への変更可」の欄に署名等を行つた場合でも、患者の求めがあった場合などについては、保険薬局において、患者が他の後発品を選択することは可能か。

(答) 差し支えない。なお、その場合であっても、実際に調剤した医薬品に関する情報について保険薬局から情報提供がなされることが必要。

(問145) 第162国会で介護保険法等の一部を改正する法律が可決・成立したところであり、平成18年4月1日より、介護保険法上、訪問看護等を行う指定居宅サービス事業者に6年ごとの指定の更新制が設けられることとなる。また、従来より、健康保険法第89条第1項により、介護保険法により指定居宅サービス事業者の指定を受けたものは、健康保険法上の指定訪問看護事業者の指定を受けたものとみなされ、また、同条第2項により、介護保険法により指定居宅サービス事業者の指定を取り消されたとしても、健康保険法上のみなし指定の効力には影響を及ぼさないものとされているところ。ここで、介護保険法上指定を更新できなかつた場合の健康保険法上のみなし指定の効力については、どのように取り扱えばよいか。

(答) 指定の更新は、その更新時に、改めて要件に照らし可否を決定するものであり、指定の取消とは異なるものである。よって、介護保険法上の指定の更新を受けられなかつたものについては、健康保険法上のみなし指定を行うことはできない。

## 平成18年度における受付対応について（連絡）

平成18年2月21日

広島県薬剤師会 御中

広島県社会保険診療報酬支払基金

平素、支払基金の業務運営へのご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年度における診療報酬請求書等の受付日につきまして、別紙のとおり対応することいたしました。

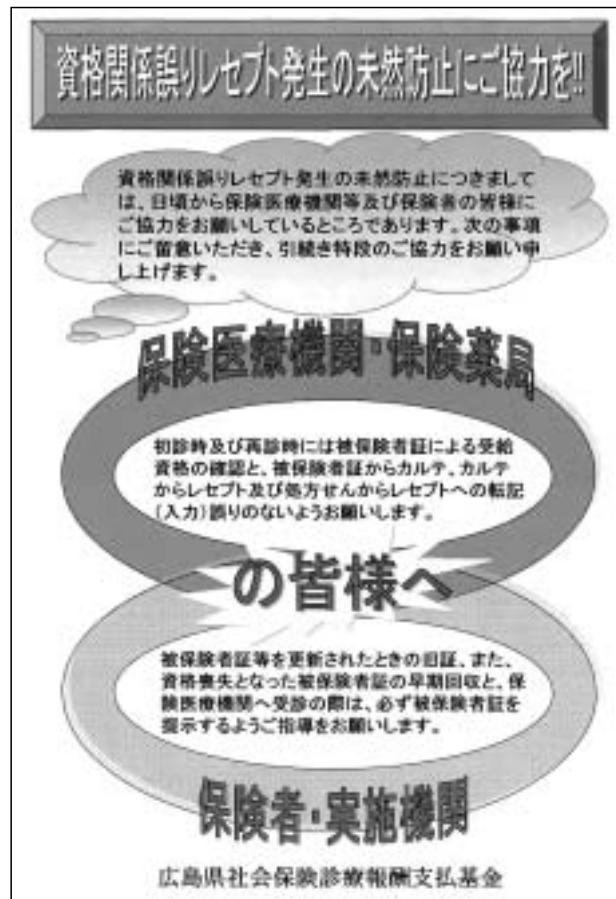
つきましては、このことを広島県基金広報誌に掲載し、保険医療機関等へお知らせすることいたしますのでご連絡いたします。

## 平成18年度における受付対応について

診療（調剤）報酬請求書等の平成18年度における受付につきましては、受付日（10日）が土曜日・日曜日・祝日の場合は、下記のとおり事務所を開所し、対応いたしますのでお知らせいたします。

記

提 出 月	受 付 日	開 所 日
5月	10（水）	
6月	10（土）	10日（土）
7月	10（月）	
8月	10（木）	
9月	10（日）	9日（土）・10日（日）
10月	10（火）	7日（土）
11月	10（金）	
12月	10（日）	9日（土）・10日（日）
1月	10（水）	
2月	10（土）	10日（土）
3月	10（土）	10日（土）



## 薬価基準収載新医薬品（平成18年2月20日付）

### [内用薬]

品名	成分名	規格単位	会社名	薬価
ペリンドブリル錠2mg「日医工」	ペリンドブリルエルブミン	2mg1錠	日医工	71.5
ペリンドブリル錠4mg「日医工」	ペリンドブリルエルブミン	4mg1錠	日医工	132.4

## 薬価基準収載新医薬品（平成18年3月1日付）

### [注射薬]

品名	成分名	規格単位	会社名	薬価
プレセデックス静注液200μg「ホスピーラ」	塩酸デクスマデトミジン	200μg2mL1瓶	ホスピーラ	5,478.00
プロポフォール静注1%「ホスピーラ」	プロポフォール	200mg20mL瓶	ホスピーラ	1,293.00
プロポフォール静注1%「ホスピーラ」	プロポフォール	500mg50mL1瓶	ホスピーラ	2,028.00

## 希少疾病用医薬品の指定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

平成18年3月17日 薬食審査発第0310004号

指定番号	医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(18薬)第182号	ラニビズマブ	中心窓下脈絡膜新生血管を伴う 加齢黄斑変性症	ノバルティスファーマ 株式会社

## 「藤井もとゆき薬剤師後援会」活動について

幹事長 松下 憲明

先般来、「藤井もとゆき薬剤師後援会（Aランク）」入会用紙につきまして、ご協力をお願いしているところであります。第1次募集締切に際し、入会獲得数は1,444名でした。

これは、広島県の獲得目標数6,540名に対しまして、22%という結果です。（中国ブロックの平均は81.7%で、広島県がかなり足を引っ張っております。（全国平均は52.7%））

この状況に鑑み、平成19年7月執行予定の参議院議員選挙は、「大変厳しい見通し」と言わざるを得ません。

今年度の診療（調剤）報酬改定に関する、医科：歯科：調剤 = 1 : 1 : 0.4という比率は、既に会員皆様ご承知のことと存じますが、この比率一つをとっても、最終的には政治決着に左右され、6年続けてのマイナス改定という結果です。

我々、薬局・薬剤師の厳しい現状を理解できるのは、同じ『薬剤師』という資格を有する医療関係者だからこそできる活動結果であり、今後の活動にも繋がって行くのです。

薬学教育年限6年制の実現も、随分と時が長くかかってしまいましたが、我々薬局・薬剤師の願いを「薬剤師議員」が糾余曲折・東奔西走しながらも受け継がれてきて、勝ち取った結果の一つということを忘れないでください。

ここで、『薬剤師議員』の活動の灯火を途絶えさせることは決してできません。

藤井もとゆき参議院議員も6年という活動実績があり、さらにまた6年、活動実績を積み重ねるとによって、我々薬局・薬剤師が直面している諸問題の解決へ繋がることと確信しています。

我々、薬局・薬剤師と政治活動には深い繋がりがあるのだということを、会員皆様、再認識して下さい。

若い薬剤師の先生方をはじめ、会員の多くには、「私たちに“政治”なんて関係ない。」「そんなの面倒だし、勝手にやってよ。」と思つていませんか？

藤井もとゆき参議院議員も一人では何も活動は出来ません。私たち会員一人ひとりの思い・支え・応援があってこそ、国政の場で『薬局・薬剤師（医療関係者）』の代弁者となり活動できるのです。

再度、申し上げますが、平成19年7月に次期参議院議員選挙は執行される予定です。「まだ1年ある」と思うのか、「もう1年しかない」と思うのか…。

会員の皆様、この『藤井もとゆき後援会』活動にご支援・ご協力賜りますよう、切にお願い申し上げます。

会員一丸となって『藤井もとゆき薬剤師後援会』活動を盛り上げましょう！！

# 国会活動報告2006 その4

参議院議員 藤井 基之

東京は桜も終わりました。今年は、花冷えで、結構長く桜を楽しめたようです。これから桜前線は北上して行くわけですが、つい先日北海道では雪が伝えられるなど、日本列島は南北に長いですね。プロ野球も開幕しましたが、WBC世界一を取ったあとだけに、世界一流の野球を見ているのだという気分がしていいものです。

さて、平成18年度予算も成立し、新年度に入って、国会はいよいよ法令審査に入りました。

これまで予算委員会理事として大忙しでしたが、これからは、引き続き国対副委員長として、また法令審議では、厚生労働委員会委員、憲法調査会委員、北朝鮮拉致問題特命委員会委員としての仕事が始まります。

そこで厚生労働委員会ですが、厚生労働省からは次の法案が提出されています。今国会の会期は6月18日まで、あと2ヶ月程の審議日数しかありません。行政改革法案という与野党対決となりそうな法案を抱えつつ、この期間内で厚生労働関係だけでもこれだけの法案を上げなければなりません。薬事法が参院先議となった理由がお分かりいただけると思います。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

薬事法の一部を改正する法律案

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案

年金事業機構法案

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案

文部科学省と共管

ところで、3月23日、予算委員会で2度目の質問に立ちました。今回は一般質問。時間が35分程度でしたので、前回時間切れで積み残した薬物乱用問題を取り上げ、安部官房長官、内閣府、厚生労働省、文部科学省などに次のような趣旨の質問をしました。

1) 薬物乱用防止対策本部において、平成10年、「薬物乱用防止対策5カ年戦略」を策定し、平成15年から「薬物乱用防止対策新5カ年戦略」を策定し、対策を推進しているが、第一期の5カ年戦略をどのように評価され、また、新5カ年戦略においては、どのような点を重点施策として推進しておられ

るのか。また、薬物濫用対策本部を所管する内閣府の体制強化が必要ではないか。薬物乱用対策を総合的に進めるための基本法的なものを検討する必要はないか。

2) 米国議会で、ブッシュ大統領が報告した国務省の「国際薬物規制戦略レポート」では、北朝鮮での薬物の製造、密輸に関し、なお、不法な活動が続いている疑いがある、とされている。また、中国において雲南省を中心に麻薬、覚せい剤問題が拡大しているという情報がある。

「平成17年の税関における密輸事犯の摘発状況等について」によれば、平成17年においては、MDMAの押収量は一昨年を下回ったが、1回当たり押収量は増加してきている、としている。税関のレポートでも、密輸の摘発事犯は、数字的には一昨年を下回ったものの、密輸手口はますます悪質化・巧妙化している、と報告している、不正薬物の密輸対策を強化すべきではないか。

3) 福井県で、15才の女子高校生が、暴力団員と覚せい剤を使用し、死亡したという事件が報じられた。警察庁がまとめた、「平成17年中の薬物・銃器情勢」によると、昨年は覚せい剤をインターネットを通じて密売する事例が増えているということだ。このようなインターネットを利用した事犯は今後増加して行くのではないか。インターネット時代にあっては、やはり子供達、若者たちに、薬物乱用の恐ろしさを教えることだと思う。

文部科学省の調査では、高校生男子では、覚醒剤等の乱用薬物を使用することについて、「他人に迷惑をかけていないので個人の自由である」という回答が1年生で10.7%、2年生で11.8%、3年生で13%を占めている。」と報告されている。

児童生徒に対する乱用薬物の危険性の教育を学校薬剤師、麻薬取締官OB等を活用し、もっと効率的、有効な啓発運動が行われるよう、各省連携して、啓発教育を体系的に実施すべきではないか。

以上の質問に対し、安部官房長官等からは薬物乱用対策は政府の重要課題であり、不正薬物の密輸監視体制の強化、青少年に対する稀有初指導の充実強化を期していきたい等の答弁がありました。

この通常国会で審議されている薬事法改正案には、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）規制が盛り込まれています。薬物乱用問題は、私の政策課題である「安心・安全・健康長寿社会づくり」の重要なテーマの一つです。これからも、薬物乱用対策の強化を求めて行こうと思います。

春愁や 一升びんの肩やさし (原子公平)

藤井もとゆき

「国会レポート」が掲載  
されています。

<http://www.mfujii.gr.jp>





## ～新薬剤師研修会のご案内～

国家試験合格おめでとうございます。また、皆様におかれましてはこれから、新しい職場でご活躍のことと存じます。ご多幸とご健勝を心からお祈りいたします。

さて、広島県薬剤師会では、新しい薬剤師（平成17年・18年度国家試験合格者）の方々をお迎えして次の通り研修会及び親睦会を開催したいと存じます。これを機会に、新しい友人の輪・仲間の輪を拡げてはみませんか？みなさまのご参加を心よりお待ち申し上げます。

### 記

**【開催日時】**平成18年5月28日（日）

**【会 場】**広島県薬剤師会館 4階

広島市中区富士見町11-42

**【内 容】**

第1部（14:00～）

薬剤師の職能について

薬局薬剤師の立場から

病院薬剤師の立場から

第2部（16:00～）

若手薬剤師とのフリートーク（親睦会）

**【参 加 費】**無料

**【締め切り】**参加を希望される方は、平成18年5月25日（木）までにお申し込みください。



日本薬剤師研修センター発行の研修手帳を贈呈いたします

**【連絡先】**（社）広島県薬剤師会

広島市中区富士見町11-42

TEL : 082-246-4317 FAX : 082-249-4589

E-mail : kinoshita@or.jp